

令和 6 年 度

業 務 概 要

徳島県東部保健福祉局
徳島保健所

目次

第1章 保健所の概況

1	沿革	1
2	保健所の基本的機能と具体的業務	2
3	組織及び主要業務	3
4	総合サービスセンター・県民サービスセンター	4
5	徳島保健所の健康相談と検査等（令和4年度）	5

第2章 管内の概況

1	管内図及び概要	7
2	人口動態等の状況	8

第3章 令和6年度重点事項

1	徳島保健所地域保健医療計画（概要）	17
2	令和5年度重点事項	18

第4章 令和5年度事業実績

1	医療企画担当の事業	
1)	医療安全対策	23
2)	薬事対策	26
3)	骨髄移植・臓器移植に関する啓発	29
4)	統計調査	30
5)	地域保健医療福祉協議会	31
6)	循環器病特別対策事業	31
7)	在宅医療推進事業	32
8)	救急医療対策	33
9)	健康危機管理対策	34
10)	学生等実習、医師臨床研修及び人材育成	36
11)	地域保健従事者人材育成事業	37
2	食品衛生担当の事業	
1)	食品乳肉衛生対策	38
2)	動物由来感染症予防対策	41
3	環境試験検査担当の事業	
1)	生活衛生対策	42
2)	試験検査	47
4	健康増進担当の事業	
1)	健康づくり対策	51
2)	母子保健対策	56
3)	栄養改善対策	60
5	こころの健康担当の事業	
1)	精神保健福祉対策	67
6	感染症・疾病対策担当の事業	
1)	難病対策	77
2)	小児慢性特定疾病対策	86
3)	肝炎・肝がん等対策	88
4)	感染症対策	89
5)	原爆被爆者対策	99
6)	予防検診活動	100
7)	アスベスト対策	101
7	調査研究・学会発表等	
1)	学会発表等	102

第 1 章 保健所の概況

1 沿 革

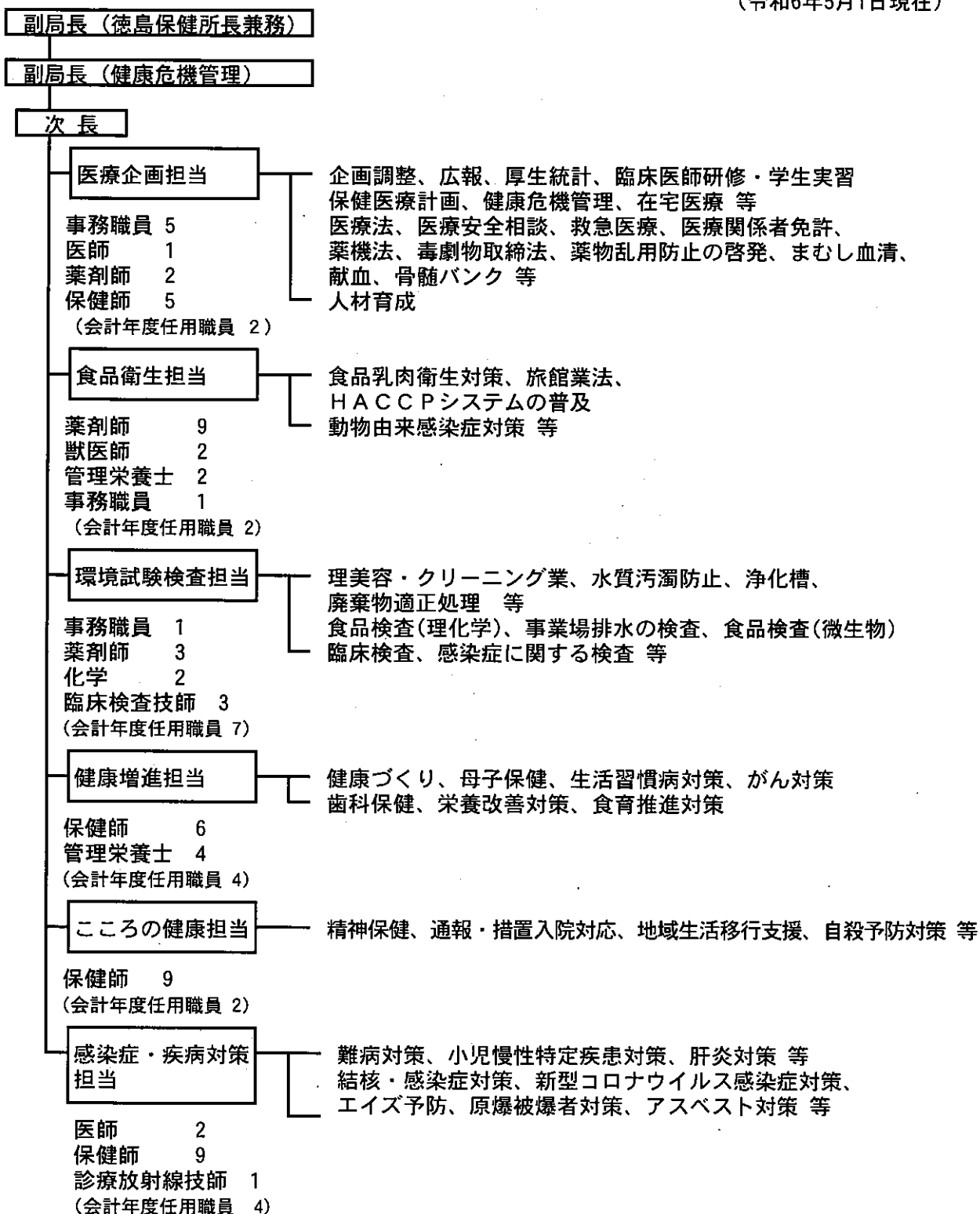
年月日	事 項
昭和19. 7. 1	徳島県保健相談所と簡易健康相談所を合併し、徳島市藍場町1丁目に徳島保健所を設置
20. 7. 1	戦災により焼失したため、徳島市富田橋6丁目3番地に移転
22. 9. 5	保健所法が全面的に改正され、各都道府県に標準保健所の設置指令を受ける
23. 5.10	県議会にて徳島県模範保健所として設置することを議決
23. 8.15	徳島市新蔵町3丁目31番地の2に移転
24. 7.19	徳島優生結婚相談所を併設
26. 4. 1	徳島保健所石井出張所を開設
27. 5.17	徳島優生結婚相談所を徳島優生保護相談所と改称
27. 6.30	石井出張所を廃止し、石井保健所として独立したため、所管区域のうち名西郡を分離
28.12.15	徳島県精神衛生相談所設置規則の公布により同相談所を所内に併設
29. 8. 1	小松島保健所が創設され、管轄区域のうち小松島市及び勝浦郡を分離
30. 1. 1	入田町が徳島市と合併したため管轄区域に編入
34. 4.30	庁舎改築竣工
37. 6. 6	保健所型別格付UR2（都市・農山漁村型の中間型）となる
38.12. 1	機構改革により普及係業務の一部を分離し、新たに保健婦係を設置
39. 7. 1	機構改革により総務係、食品衛生係、乳肉衛生係、環境衛生係、予防係、保健婦係の6係となる
40. 6.16	機構改革により衛生班及び予防班を設置
41. 4. 1	機構改革により総務課、衛生課、保健予防課の課制とし、庶務係、食品係、乳肉係、環境係、予防係及び保健婦係を設置
41.10. 1	板野郡応神村が徳島市と合併したため管轄区域に編入
42. 1. 1	名東郡国府町が徳島市と合併したため管轄区域に編入
43. 4. 1	板野郡北島町及び藍住町を管轄区域に編入
50. 6.30	土地区画整理法に基づく町名地番の変更により、所在地が徳島市新蔵町3丁目80番地となる
51. 4. 1	保健所型別格付UR1となる
53. 4. 1	石井保健所を統合し、総務課、衛生課、検査課、保健予防課の4課とし、庶務係、食品係、乳肉衛生係、環境公害係、と畜検査係、試験検査係、予防係、保健指導係、保健婦係の9係を設置
63. 4. 1	機構改革により総務課、衛生課、食肉検査課、保健予防課の4課制とし、庶務係、食品係、衛生検査係、乳肉衛生係、環境公害係、と畜検査第一係、と畜検査第二係、予防係、保健指導係、保健婦係の10係となる
平成元. 4. 1	機構改革により保健婦係を廃止し、保健婦第一係、保健婦第二係を設置し、4課11係となる
3. 4. 1	機構改革による食肉衛生検査所の設置に伴い食肉検査課（と畜検査第一係、と畜検査第二係）を廃止し、3課9係となる
7. 3. 1	庁舎改築竣工
7. 4. 1	機構改革により総務課、環境生活課、保健予防課の3課とし、庶務係、食品係、衛生検査係、環境係、乳肉衛生係、予防係、保健指導係、保健婦第一係、保健婦第二係の9係となる
8.10.22	徳島優生保護相談所を廃止
9. 4. 1	機構改革により保健予防課、（予防係、保健指導係、保健婦第一係、保健婦第二係）を改組し、健康増進課（健康対策係、精神保健係、疾病対策係、感染症対策係）となる
11. 4. 1	鳴門保健所を統合し、総務課、食品衛生課、環境衛生課、健康増進課、疾病対策課、鳴門支所の5課1支所とし、総務係、地域保健係、食品第一係、食品第二係、乳肉衛生係、環境係、試験検査係、健康対策係、精神保健係、疾病対策係、感染症対策係の11係を設置
15. 4. 1	徳島保健所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例により、上板町が編入
17. 4. 1	徳島保健所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例により、小松島市及び勝浦郡を編入し、小松島支所を統合するとともに、医療企画課を新たに設け6課12係2支所となる
18. 4. 1	試験検査係を検査第一係及び検査第二係に分割し、6課13係2支所となる
20. 4. 1	県東部圏域再編により東部保健福祉局徳島保健所と改称、小松島支所及び鳴門支所は廃止、企画総務担当、医療企画担当、食品衛生担当、環境試験検査担当、健康増進担当、疾病対策担当の6担当制となる。
22. 4. 1	機構改革により、医療企画担当、食品衛生担当、環境試験検査担当、健康増進担当、疾病対策担当の5担当制となる。
26. 4. 1	機構改革により、医療企画担当、食品衛生担当、環境試験検査担当、健康増進担当、こころの健康担当、疾病対策担当の6担当制となる。
令和3. 4. 1	機構改革により疾病対策担当を廃止し、感染症・疾病対策担当を設置

2 保健所の基本的機能と具体的業務

基本的機能		具 体 的 業 務	
1) 専門的かつ 技術的業務	感染症対策、結核 エイズ対策	①感染症発生状況の把握と対応 ②結核・HIV・性感染症対策	
	精神保健対策	①精神障がい者への危機介入 ②長期入院患者の地域移行支援 ③うつ・自殺予防対策 ④精神障がい者の地域生活支援体制の整備	
	難病対策	①難病医療支援ネットワークの整備、難病相談・医療体制の整備 ②在宅療養支援体制の整備促進 ③災害に備えた難病患者への支援 ④患者・家族への支援、自助グループの育成支援	
	健康づくり・栄養改 善対策	①健康増進計画（健康徳島21）の推進と評価 ②職域保健との連携の構築 ③喫煙・COPD対策 ④糖尿病・がん等生活習慣病対策 ⑤食品栄養表示対策 ⑥特定給食施設等栄養管理指導 ⑦食環境の整備 ⑧食育の推進 ⑨骨髄バンク普及啓発	
	母子保健対策	①母子保健事業の評価 ②思春期保健対策	
	歯科保健対策	①「歯科口腔保健推進計画」に基づく8020運動の推進	
	食品衛生対策	①食品関係事業者の許可等及び監視指導 ②食中毒と有症苦情への対応 ③食品表示の適正化と普及 ④食品の収去検査 ⑤違反食品の排除 ⑥自主衛生管理の推進 ⑦消費者と営業者間のリスクコミュニケーションの推進	
	動物由来感染症対策	①狂犬病予防対策を含む動物由来感染症に関する普及啓発	
	環境衛生対策	①理美容所等環境衛生施設監視指導 ②飲料水の安全性の確保 ③環境衛生対策 ④生活排水対策	
	医療対策	①医療監視、医療の質の向上 ②医療安全相談 ③医療情報の提供 ④医療計画の推進 ⑤在宅医療の推進 ⑥地域連携クリティカルパスの推進	
	薬事対策	①薬事関係事業者の許可等及び監視指導 ②毒物劇物関係事業者の登録等及び監視指導 ③薬物乱用防止対策 ④災害発生時における防疫用薬剤等の備蓄・供給	
2) 情報の収集、整理及び活用			
3) 調査及び研究の推進			
4) 市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整			
5) 地域にお ける健康危機 管理の拠点と しての機能	平常時の危機管理	①危機の未然防止	医療、薬事、食品衛生、環境衛生等 における監視指導 感染症発生動向調査
		②危機発生時に備えた準備	対応マニュアルの策定、関係機関と の健康危機管理研修の実施 地域の救急医療等の量的及び質的な 把握 医師会、警察、消防等との連携体制 の構築 休日夜間を含めた関係機関との調整 による危機管理体制の整備
	健康危機発生時	①迅速な初動体制の確立	情報の収集及び提供、被害者への適 切な医療の確保
		②健康被害への対応	被害の拡大防止 相談窓口 情報提供 防疫活動 保健医療サービス提供の調整 ライフライン（飲料水、食品等）の 安全確保
	健康危機による被害の回復		心の相談、PTSD 健康危機が沈静化した時点で結果を 評価・分析・公表 再発防止への対応
6) 企画及び調 整の機能	各種計画の策定、推進、評価、支援 関係機関との連携体制の構築		
7) その他	地域の専門職種の人材育成 初期臨床研修医師、医師・管理栄養士・保健師・看護師等養成施設の学生		

3 組織及び主要業務

(令和6年5月1日現在)



4 総合サービスセンター・県民サービスセンター

平成11年4月に徳島保健所と鳴門保健所が統合し、旧鳴門保健所を徳島保健所鳴門支所として、鳴門市に設置しました。また、平成17年4月に小松島支所が管轄区域に編入し、徳島保健所小松島支所として、小松島市に設置しました。

この徳島保健所鳴門支所及び小松島支所は、平成20年4月に県東部圏域再編により廃止となり両支所に対応していた業務は、ワンストップ窓口として鳴門総合サービスセンター及び、小松島県民サービスセンターで対応しています。

鳴門総合サービスセンターでは、鳴門市、松茂町及び板野町の住民に、また、小松島県民サービスセンターでは、小松島市、勝浦町及び上勝町の住民に対し、次の業務を実施しています。

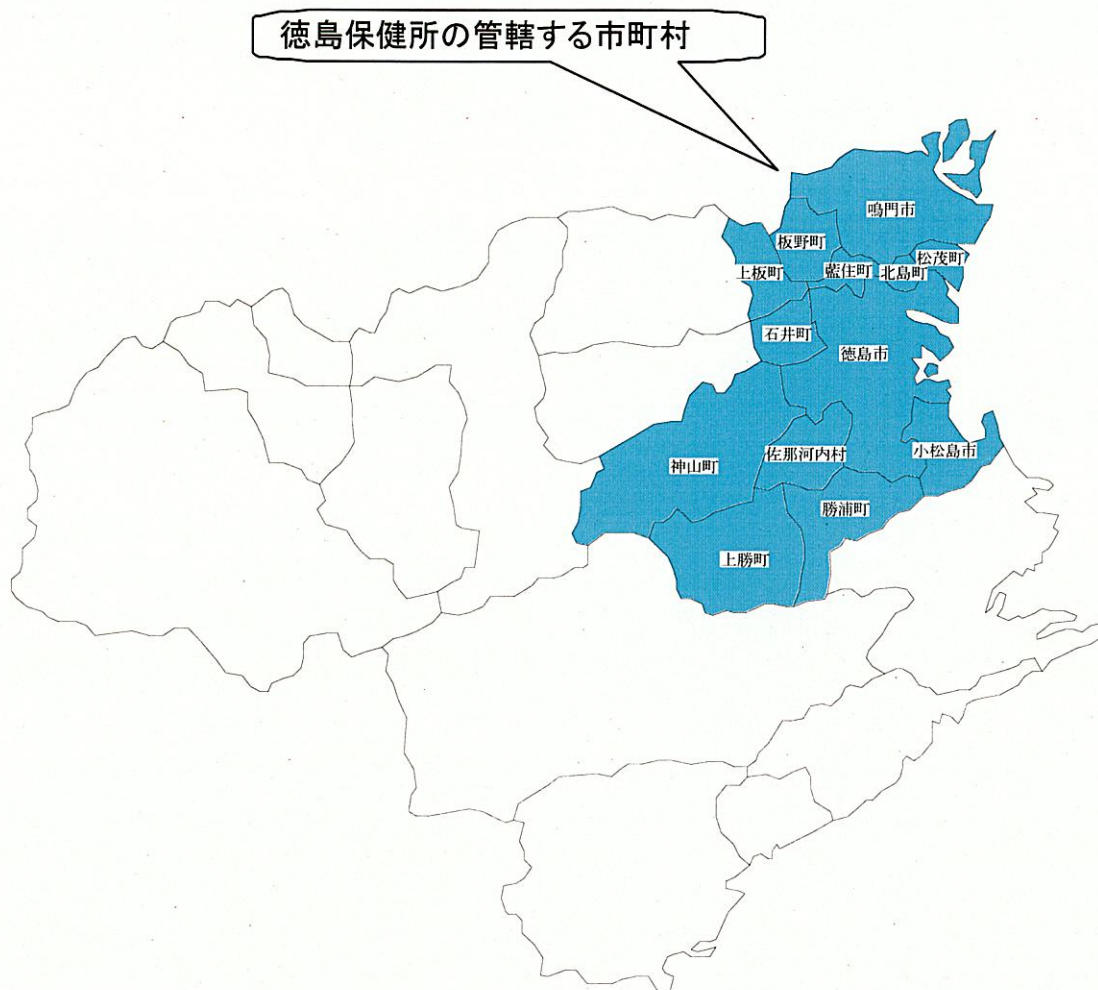
業 務 内 容	
各種申請等受付	・ 診療所開設等届出 ・ 医療従事者等免許申請 ・ 食品衛生関係営業許可 ・ 環境衛生関係営業届出 ・ 浄化槽設置届出 ・ 各種医療給付申請

5 徳島保健所の健康相談と検査等（令和6年度）

内 容	実 施 日 時
こころの健康相談 心の悩みや不安からくる様々な症状や、精神疾患への対応の仕方や社会復帰等について、ご本人及びご家族等への相談	予約制（こころの健康担当） 毎月第1・4金曜日 13:30～15:30 電話 088-602-8905
女性の健康相談室 妊娠・避妊・不妊、婦人科疾患、性感染症及び更年期障害などの女性の健康に関する相談	予約制（健康増進担当） 奇数月第3金曜日 14:00～15:00 電話 088-602-8904
梅毒・肝炎ウイルス検査（無料） 梅毒と肝炎ウイルスの同時検査が可能 結果判明は、いずれも2週間後（郵送(切手必要)または来所でのお渡し）	予約制（感染症・疾病対策担当） 毎週火曜日 10:00～11:00 電話 088-602-8907
エイズ検査 匿名検査 1時間程度で結果判明（当日本人に直接説明）	予約制（感染症・疾病対策担当） 毎週火曜日 13:00～14:00 電話 088-602-8907
HTLV-1感染についての相談 献血でHTLV-1抗体陽性と指摘された方などが対象	予約制（感染症・疾病対策担当） 毎週火曜日 10:00～11:00 電話 088-602-8907
骨髄バンク登録受付 骨髄バンクについて説明し、ドナー登録を行う（2mlの採血あり）	予約制（医療企画担当） 毎週火曜日10:00～11:00 電話 088-652-5153
旧優生保護法下の強制不妊手術に係る相談 旧優生保護法下で強制不妊手術を受けられたご本人やご家族の相談に応じる	予約不要（健康増進担当） 月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00 ※面接も可 電話 088-602-8904

第 2 章 管内の概況

1 管内図及び概要



管内は、徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町の3市、9町、1村で構成されています。

管内総面積は906.59 k m² (R4.4.1現在、徳島県統計書)、管内総人口は466,028人 (R6.1.1現在、推計人口) です。

県の東部、吉野川下流域に位置する管轄地域は、一部の山間部を除き、おおむね肥沃な沖積平野を形成しており、県都徳島市を中心に、人口、産業、交通、教育、医療保健などが集積され、本県の発展を先導する地域です。

当保健所の特徴として、県下の67.2%の人口を所轄し、さらに、人口規模や人口構成、社会基盤、地形等の差の大きい13の市町村を管轄していることが挙げられます。また、人口の集中に加えて、食品営業施設、環境衛生施設、医療施設及び事業所が徳島市に集中していることから、県下の中核的な保健所として関係機関、諸団体等と連携した公衆衛生行政を積極的、効果的に推進することが必要とされています。

2 人口動態等の状況

1) 市町村別人口・面積・世帯数

令和2年10月1日現在

	総数	男	女	総人口に占める割合(%)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	世帯数	1世帯あたりの人員
徳島県	719,559	343,265	376,294	100.0	4,146.75	173.5	308,210	2.33
管内	477,917	228,138	249,779	66.4	906.36	527.3	210,496	2.27
徳島市	252,391	120,188	132,203	35.1	191.39	1,318.7	119,509	2.11
鳴門市	54,622	25,858	28,764	7.6	135.66	402.6	22,472	2.43
小松島市	36,149	17,461	18,688	5.0	45.37	796.8	15,141	2.39
勝浦町	4,837	2,317	2,520	0.7	69.83	69.3	1,847	2.62
上勝町	1,380	651	729	0.2	109.63	12.6	638	2.16
佐那河内村	2,058	998	1,060	0.3	42.28	48.7	771	2.67
石井町	24,833	11,752	13,081	3.5	28.85	860.8	9,624	2.58
神山町	4,647	2,183	2,464	0.6	173.30	26.8	2,021	2.30
松茂町	14,583	7,193	7,390	2.0	14.24	1,024.1	5,847	2.49
北島町	22,745	10,976	11,769	3.2	8.74	2,602.4	9,353	2.43
藍住町	35,246	16,868	18,378	4.9	16.27	2,166.3	13,973	2.52
板野町	13,042	6,262	6,780	1.8	36.22	360.1	5,054	2.58
上板町	11,384	5,431	5,953	1.6	34.58	329.2	4,246	2.68

資料：令和2年国勢調査人口等基本集計結果

2) 市町村別人口推移

市町村	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
徳島県	825,262	834,889	831,595	832,427	824,108	809,950	785,491	755,733	719,559
管内	478,560	493,569	502,067	511,862	513,660	512,755	505,837	494,108	477,917
徳島市	249,343	257,884	263,356	268,706	268,218	267,833	264,548	258,554	252,391
鳴門市	63,423	64,329	64,575	64,923	64,620	63,200	61,513	59,101	54,622
小松島市	43,636	43,998	43,188	43,349	43,078	42,115	40,614	38,755	36,149
勝浦町	7,811	7,638	7,267	7,067	6,736	6,303	5,765	5,301	4,837
上勝町	2,918	2,712	2,451	2,318	2,124	1,955	1,783	1,545	1,380
佐那河内村	3,828	3,644	3,467	3,245	3,016	2,800	2,588	2,289	2,058
石井町	24,434	25,071	25,208	25,436	26,023	26,068	25,954	25,590	24,833
神山町	11,156	10,542	9,468	8,614	7,798	6,924	6,038	5,300	4,647
松茂町	10,196	10,957	12,096	13,562	14,267	14,926	15,070	15,204	14,583
北島町	16,466	17,746	18,986	19,514	19,823	20,703	21,658	22,446	22,745
藍住町	19,713	22,619	25,674	28,408	30,368	32,286	33,338	34,626	35,246
板野町	13,562	13,907	13,785	13,999	14,637	14,519	14,241	13,358	13,042
上板町	12,074	12,522	12,546	12,721	12,952	13,123	12,727	12,039	11,384

資料：国勢調査人口等基本集計結果

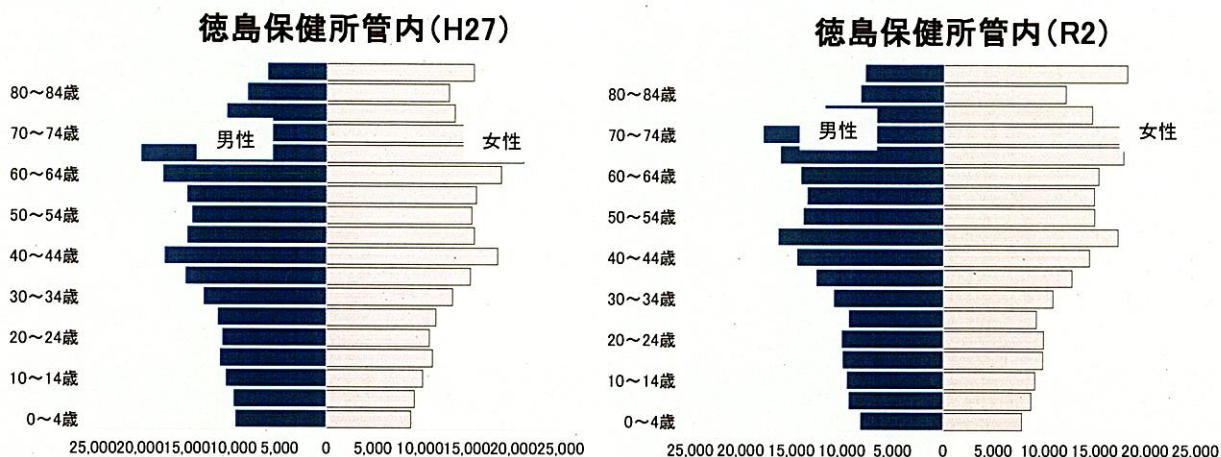
3) 市町村別の年齢3階級別人口及び構成割合

	年齢別人口				年齢別割合		
	総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
徳島県	719,559	78,361	395,215	245,983	10.9	54.9	34.2
管内	477,917	53,790	272,724	151,403	11.3	57.1	31.7
徳島市	252,391	27,378	147,466	77,547	10.8	58.4	30.7
鳴門市	54,622	5,604	29,728	19,290	10.3	54.4	35.3
小松島市	36,149	3,693	19,806	12,650	10.2	54.8	35.0
勝浦町	4,837	433	2,276	2,128	9.0	47.1	44.0
上勝町	1,380	97	511	772	7.0	37.0	55.9
佐那河内村	2,058	163	909	986	7.9	44.2	47.9
石井町	24,833	3,050	13,556	8,227	12.3	54.6	33.1
神山町	4,647	277	1,845	2,525	6.0	39.7	54.3
松茂町	14,583	1,879	8,786	3,918	12.9	60.2	26.9
北島町	22,745	3,418	13,474	5,853	15.0	59.2	25.7
藍住町	35,246	5,196	20,970	9,080	14.7	59.5	25.8
板野町	13,042	1,400	7,255	4,387	10.7	55.6	33.6
上板町	11,384	1,202	6,142	4,040	10.6	54.0	35.5

※総数に年齢不詳の数は除く

資料：令和2年国勢調査人口等基本集計結果

4) 年齢階級別人口の推移



資料：令和2年国勢調査人口等基本集計結果

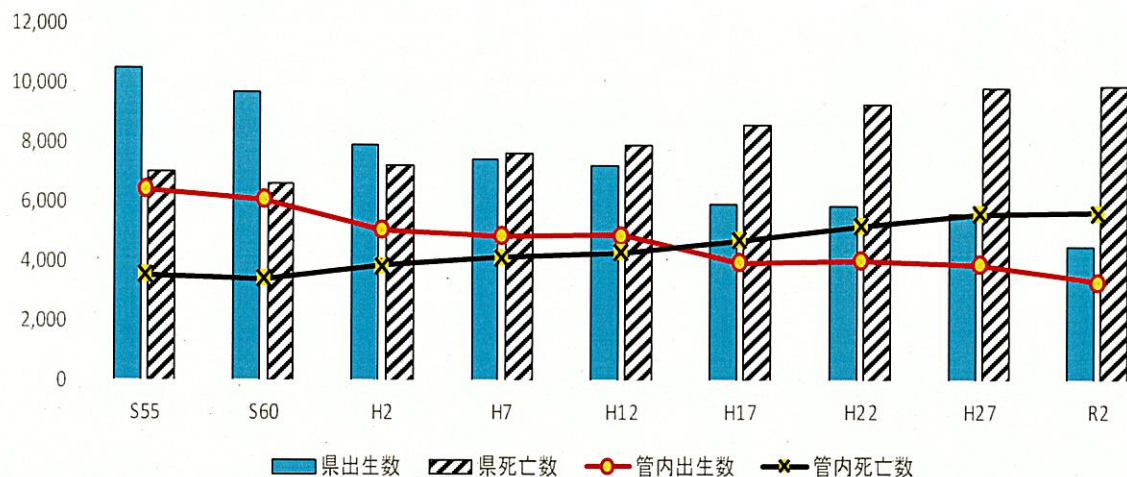
5) 人口動態総覧

令和4年

		出生 (率：人口千対)	死亡 (率：人口千対)	乳児死亡 (率：出生千対)	新生児死亡 (率：出生千対)	死産 (率：出産千対)	周産期死亡 (率：出産千対)	婚姻 (率：人口千対)	離婚 (率：人口千対)
全 国	率	6.3	12.9	1.8	0.8	19.3	3.3	4.1	1.47
徳島県	数	4,148	10,968	5	1	79	10	2,375	1,008
	率	5.9	15.7	1.2	0.2	18.7	2.4	3.4	1.44
管内	数	3,091	6,562	3	1	61	8	1,734	685
	率	6.6	13.9	1.0	0.3	19.4	2.6	3.7	1.45
徳島市	数	1,776	3,315	2	1	32	4	949	380
	率	7.1	13.3	1.1	0.6	17.7	2.2	3.8	1.52
鳴門市	数	228	865	0	0	5	0	145	75
	率	4.3	16.3	4.3	0.0	21.5	0.0	2.7	1.41
小松島市	数	166	553	0	0	2	0	122	36
	率	4.7	15.7	0.0	0.0	11.9	0.0	3.5	1.02
勝浦町	数	16	106	0	0	0	0	12	4
	率	3.5	23.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.87
上勝町	数	8	38	0	0	1	0	7	1
	率	6.0	28.6	0.0	0.0	111.1	0.0	5.3	0.75
佐那河内村	数	5	52	0	0	0	0	3	5
	率	2.5	26.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	2.54
石井町	数	134	368	0	0	6	1	76	27
	率	5.5	15.1	0.0	0.0	42.9	7.4	3.1	1.11
神山町	数	18	142	0	0	1	0	12	3
	率	4.1	32.3	0.0	0.0	52.6	0.0	2.7	0.68
松茂町	数	108	165	0	0	5	0	68	24
	率	7.5	11.5	0.0	0.0	44.2	0.0	4.4	1.68
北島町	数	184	229	1	0	2	1	101	39
	率	8.0	9.9	5.4	0.0	10.8	5.4	4.4	1.69
藍住町	数	310	342	0	0	6	1	170	64
	率	8.8	9.7	0.0	0.0	19.0	3.2	4.8	1.81
板野町	数	71	198	0	0	0	0	40	17
	率	5.6	15.6	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	1.34
上板町	数	67	189	0	0	1	1	29	10
	率	6.0	17.1	0.0	0.0	14.7	14.7	2.6	0.90

資料：令和4年徳島県保健・衛生統計年報

6) 出生数・死亡数の推移



(人)

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
県出生数	10,544	9,708	7,943	7,472	7,224	5,913	5,904	5,586	4,521
県死亡数	7,003	6,656	7,268	7,641	7,940	8,609	9,307	9,847	9,886
管内出生数	6,438	6,079	5,078	4,877	4,900	3,993	4,055	3,919	3,332
管内死亡数	3,572	3,436	3,869	4,156	4,328	4,719	5,193	5,616	5,666

資料：令和2年徳島県保健・衛生統計年報

7) 合計特殊出生率の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
徳島県	1.53	1.51	1.51	1.52	1.46	1.48	1.44	1.42

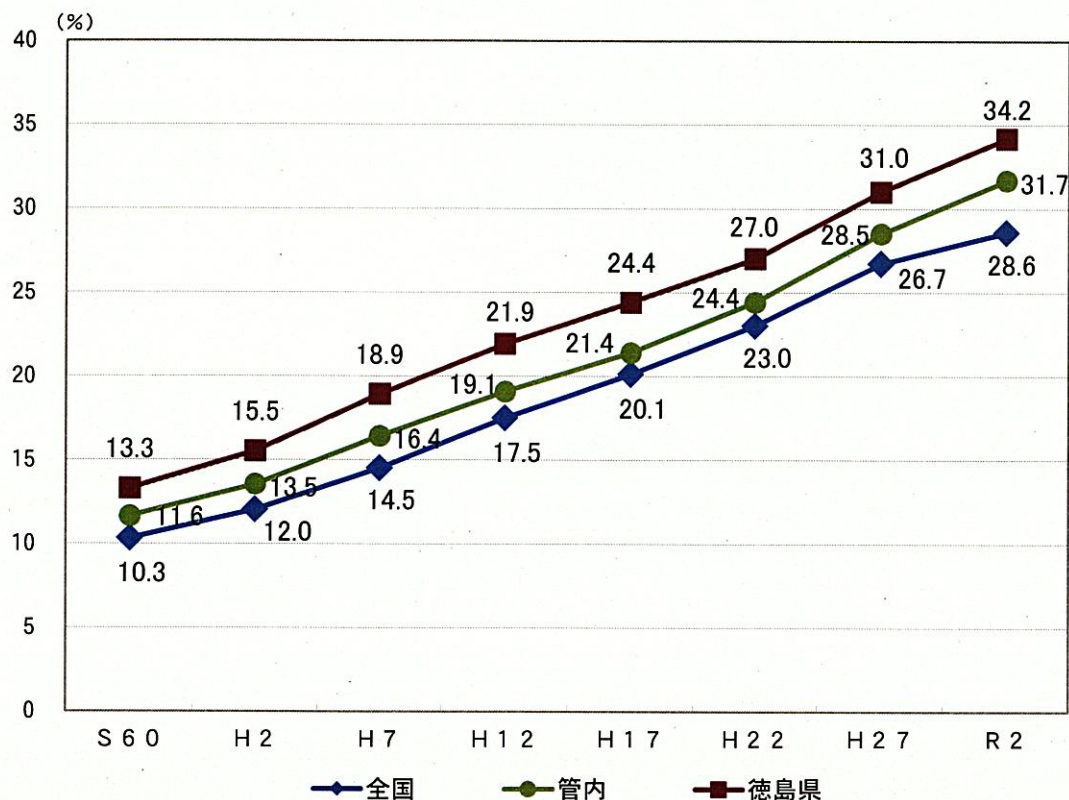
資料：令和4年徳島県保健・衛生統計年報

7) - 2 合計特殊出生率（ベース推定値）

	S58～S62年	S63～H4年	H5～H9年	H10～H14年	H15～H19年	H20～H24年	H25～H29年
全国					1.31	1.38	1.43
徳島県	1.78	1.62	1.50	1.43	1.33	1.41	1.50
管内	1.72	1.56	1.44	1.37	1.30	1.39	1.49
徳島市	1.67	1.53	1.40	1.32	1.25	1.37	1.52
鳴門市	1.80	1.56	1.45	1.34	1.22	1.32	1.33
小松島市	1.71	1.62	1.47	1.45	1.37	1.38	1.41
勝浦町	2.01	1.81	1.51	1.45	1.37	1.39	1.47
上勝町	1.98	1.86	1.63	1.54	1.37	1.47	1.53
佐那河内村	1.82	1.60	1.43	1.43	1.32	1.35	1.43
石井町	1.72	1.55	1.44	1.43	1.34	1.48	1.48
神山町	1.95	1.86	1.66	1.37	1.33	1.42	1.41
松茂町	1.88	1.75	1.61	1.60	1.43	1.56	1.62
北島町	1.70	1.59	1.55	1.49	1.45	1.54	1.66
藍住町	1.96	1.70	1.64	1.58	1.46	1.53	1.62
板野町	1.68	1.50	1.44	1.42	1.25	1.27	1.39
上板町	1.93	1.79	1.37	1.46	1.33	1.35	1.41

資料：徳島県保健・衛生統計年報、H15～H19年は厚生労働省人口動態統計特殊報告

8) 市町村別高齢化率の推移



	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7	R 2
全国	10.3	12.0	14.5	17.5	20.1	23.0	26.7	28.6
徳島県	13.3	15.5	18.9	21.9	24.4	27.0	31.0	34.2
管内	11.6	13.5	16.4	19.1	21.4	24.4	28.5	31.7
徳島市	10.9	12.6	15.4	17.9	20.5	23.7	27.6	30.7
鳴門市	13.3	15.4	18.7	21.7	23.9	26.7	31.4	35.3
小松島市	11.6	14.0	17.5	20.3	23.1	26.3	30.9	35.0
勝浦町	16.2	19.3	24.9	28.1	32.0	35.3	39.6	44.0
上勝町	22.5	28.6	36.0	44.1	48.5	52.4	54.4	55.9
佐那河内村	17.6	20.7	26.2	31.7	34.4	38.0	43.2	47.9
石井町	12.9	15.7	18.5	21.5	23.5	25.8	30.2	33.1
神山町	19.7	24.6	32.0	39.2	44.1	46.4	49.5	54.3
松茂町	9.8	10.2	12.4	14.5	16.6	19.6	23.7	26.9
北島町	8.4	10.0	13.0	15.7	18.2	20.7	24.2	25.7
藍住町	7.7	9.2	10.5	12.2	13.6	17.0	22.1	25.8
板野町	13.2	15.3	18.2	20.7	22.9	24.9	30.2	33.6
上板町	13.0	14.9	18.6	21.6	23.0	25.6	31.8	35.5

資料：国勢調査人口等基本集計結果

9) 主要死因の死亡率(人口10万対)

(男性)

令和4年

	悪性 新生物	糖尿病	心疾患 ※	脳血管 疾患	肺炎	慢性 閉塞性 肺疾患	肝疾患	腎不全	老 衰	不慮の 事 故	自殺	合 計
徳 島 県	413.1	21.4	210.0	102.6	112.4	32.4	29.4	38.7	90.1	53.5	20.5	1590.8
管 内	362.2	18.7	203.1	94.2	98.2	30.7	20.9	35.6	70.2	49.3	19.1	1424.3
徳 島 市	356.7	16.0	191.0	99.3	93.4	23.6	18.5	34.5	60.6	40.4	18.5	1361.2
鳴 門 市	431.9	39.6	178.3	126.8	138.7	43.6	27.7	43.6	63.4	31.7	15.9	1676.2
小松島市	424.2	23.6	259.2	64.8	106.1	35.4	23.6	41.2	70.7	64.8	29.5	1637.9
勝 浦 町	455.0	0.0	273.0	227.5	136.5	227.5	91.0	0.0	136.5	136.5	0.0	2320.3
上 勝 町	319.0	0.0	478.5	0.0	159.5	0.0	0.0	0.0	478.5	478.5	0.0	3508.8
佐那河内村	417.5	0.0	626.3	104.4	104.4	104.4	104.4	0.0	0.0	313.2	0.0	2714.0
石 井 町	391.0	17.4	234.6	121.6	95.6	17.4	17.4	86.9	60.8	86.9	34.8	1607.4
神 山 町	526.3	0.0	574.2	239.2	143.5	143.5	0.0	95.7	191.4	239.2	47.8	3205.7
松 茂 町	283.4	28.3	141.7	56.7	155.9	14.2	42.5	14.2	70.8	42.5	0.0	1161.8
北 島 町	223.8	9.0	143.2	44.8	98.5	0.0	0.0	17.9	98.5	26.9	17.9	957.8
藍 住 町	278.0	11.8	165.6	59.2	47.3	35.5	5.9	17.7	53.2	35.5	23.7	981.9
板 野 町	392.6	32.7	229.0	32.7	81.8	65.4	65.4	49.1	65.4	65.4	16.4	1537.7
上 板 町	413.9	0.0	357.5	94.1	56.4	37.6	18.8	0.0	225.8	75.3	0.0	1618.1

(女性)

	悪性 新生物	糖尿病	心疾患 ※	脳血管 疾患	肺炎	慢性 閉塞性 肺疾患	肝疾患	腎不全	老 衰	不慮の 事 故	自殺	合 計
徳 島 県	275.9	15.8	253.3	98.2	85.7	7.9	16.1	33.2	236.5	47.6	5.7	1529.0
管 内	250.7	13.0	233.7	88.2	82.9	8.9	16.7	30.9	186.5	39.4	6.9	1364.3
徳 島 市	240.3	12.2	226.5	74.2	87.2	11.5	13.8	32.9	153.8	31.4	4.6	1298.7
鳴 門 市	290.0	28.6	261.4	89.5	93.1	7.2	28.6	25.1	254.2	53.7	14.3	1582.5
小松島市	297.3	0.0	264.2	143.1	99.1	11.0	11.0	5.5	264.2	38.5	5.5	1513.8
勝 浦 町	165.5	0.0	372.4	206.9	124.1	41.4	41.4	41.4	248.2	41.4	0.0	2275.5
上 勝 町	428.6	0.0	285.7	142.9	0.0	0.0	0.0	0.0	142.9	142.9	0.0	2285.7
佐那河内村	394.5	0.0	493.1	197.2	197.2	0.0	98.6	98.6	197.2	0.0	0.0	2564.1
石 井 町	210.4	15.6	187.0	109.1	77.9	0.0	15.6	62.3	272.7	54.5	7.8	1426.0
神 山 町	519.0	129.8	692.0	259.5	0.0	0.0	0.0	43.3	605.5	129.8	0.0	3243.9
松 茂 町	207.0	0.0	275.9	69.0	82.8	0.0	0.0	41.4	193.2	55.2	0.0	1145.1
北 島 町	276.3	0.0	167.4	50.2	58.6	0.0	16.7	25.1	142.3	41.9	0.0	1021.4
藍 住 町	184.3	5.4	162.6	75.9	43.4	5.4	32.5	16.3	97.6	27.1	21.7	954.0
板 野 町	196.6	15.1	241.9	181.5	105.9	15.1	15.1	75.6	105.9	30.2	15.1	1572.7
上 板 町	398.8	17.3	277.4	69.3	52.0	0.0	0.0	0.0	433.4	104.0	0.0	1785.7

※心疾患は高血圧性を除く

資料：令和4年徳島県保健・衛生統計年報

10) 主要死因別順位

平成30年～令和4年

(男性)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
徳島県	悪性新生物	心疾患※	肺炎	脳血管疾患	老衰
管内	悪性新生物	心疾患※	肺炎	脳血管疾患	老衰
徳島市	悪性新生物	心疾患※	肺炎	脳血管疾患	老衰
鳴門市	悪性新生物	心疾患※	肺炎	脳血管疾患	老衰
小松島市	悪性新生物	心疾患※	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故
勝浦町	悪性新生物	心疾患※	肺炎・脳血管疾患		不慮の事故
上勝町	悪性新生物	心疾患※	脳血管疾患	肺炎・老衰・不慮の事故	
佐那河内村	悪性新生物	心疾患※	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故
石井町	悪性新生物	心疾患※	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故
神山町	悪性新生物	心疾患※	肺炎	不慮の事故	脳血管疾患・老衰
松茂町	悪性新生物	心疾患※	肺炎	脳血管疾患	老衰・不慮の事故
北島町	悪性新生物	心疾患※	脳血管疾患	肺炎	老衰
藍住町	悪性新生物	心疾患※	脳血管疾患	肺炎	老衰
板野町	悪性新生物	心疾患※	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故
上板町	悪性新生物	心疾患※	脳血管疾患・老衰		肺炎

(女性)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
徳島県	悪性新生物	心疾患※	老衰	脳血管疾患	肺炎
管内	悪性新生物	心疾患※	老衰	脳血管疾患	肺炎
徳島市	悪性新生物	心疾患※	老衰	肺炎	脳血管疾患
鳴門市	悪性新生物	心疾患※	老衰	脳血管疾患	肺炎
小松島市	悪性新生物	心疾患※	老衰	脳血管疾患	肺炎
勝浦町	悪性新生物	心疾患※	脳血管疾患	肺炎	老衰
上勝町	悪性新生物	心疾患※・老衰		脳血管疾患	肺炎
佐那河内村	心疾患※	肺炎	悪性新生物	脳血管疾患・老衰	
石井町	悪性新生物	老衰	心疾患※	肺炎	脳血管疾患
神山町	心疾患※	悪性新生物	老衰	脳血管疾患	肺炎
松茂町	悪性新生物	心疾患※	肺炎	老衰	脳血管疾患
北島町	悪性新生物	心疾患※	老衰	肺炎	脳血管疾患
藍住町	悪性新生物	心疾患※	老衰	脳血管疾患	肺炎
板野町	心疾患※	悪性新生物	脳血管疾患	老衰	肺炎
上板町	悪性新生物	心疾患※	老衰	肺炎	脳血管疾患

※心疾患は高血圧性を除く

資料：徳島県人口動態集計システム（令和4年データ収録版）

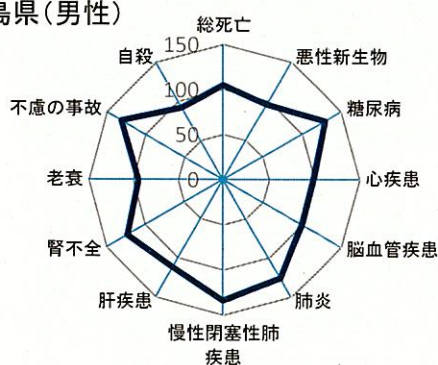
1 1) 主要死因別標準化死亡比

平成30年～令和4年

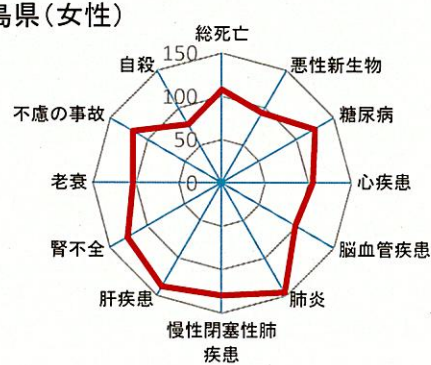
	総死亡		悪性新生物		糖尿病		心疾患		脳血管疾患		肺炎	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
徳島県	105	108	96	93	129	124	99	105	100	98	126	146
管内	102	106	95	92	120	127	101	107	97	101	130	154
徳島市	100	103	93	91	107	109	97	103	98	96	133	154
鳴門市	111	113	103	95	196	242	93	104	118	119	139	165
小松島市	102	107	94	93	90	138	129	130	69	98	129	143
勝浦町	106	100	82	92	87	95	117	85	110	97	113	120
上勝町	91	93	78	84	0	0	67	79	96	115	75	75
佐那河内村	116	115	85	65	0	110	143	121	99	150	207	281
石井町	106	113	98	98	116	198	86	84	117	113	137	182
神山市	113	117	92	93	107	109	126	132	87	122	133	137
松茂町	94	109	84	111	165	94	95	105	66	91	173	252
北島町	94	102	97	107	145	64	73	119	103	78	116	169
藍住町	92	97	88	82	130	84	105	109	72	98	76	111
板野町	118	107	103	77	177	54	132	140	89	129	134	78
上板町	118	121	100	114	48	117	137	112	97	81	95	156
	慢性閉塞性肺疾患		肝疾患		腎不全		老衰		不慮の事故		自殺	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
徳島県	134	130	112	138	123	126	94	103	131	119	92	78
管内	129	129	110	149	125	130	77	87	121	112	83	83
徳島市	116	154	108	149	124	131	73	77	118	101	78	88
鳴門市	143	97	104	159	149	127	92	102	110	146	98	85
小松島市	110	168	94	106	122	94	60	98	123	98	115	91
勝浦町	227	213	202	221	109	190	31	29	154	109	185	149
上勝町	45	0	0	287	43	50	79	79	201	177	122	504
佐那河内村	249	0	147	376	193	49	35	75	204	169	0	0
石井町	137	0	112	163	132	178	77	125	145	140	107	60
神山市	226	0	148	89	132	79	91	101	234	140	75	0
松茂町	99	73	105	93	68	178	69	83	109	94	13	53
北島町	135	50	125	103	121	165	105	95	74	120	59	50
藍住町	155	66	89	218	71	87	92	92	93	84	72	87
板野町	154	250	179	84	123	177	62	62	143	113	128	113
上板町	166	203	116	155	186	163	134	142	165	146	49	32

資料：徳島県人口動態集計システム（令和4年データ収録版）令和6年5月作成

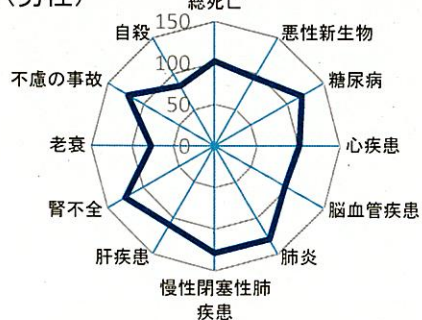
徳島県(男性)



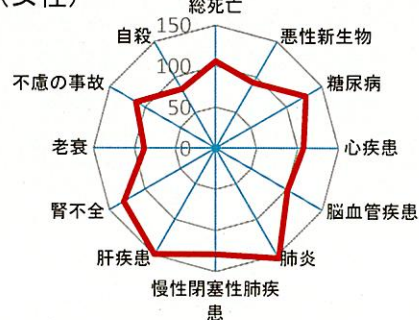
徳島県(女性)



管内(男性)



管内(女性)



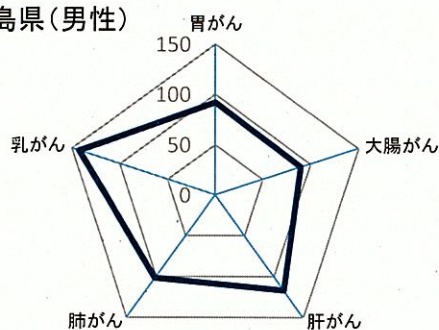
1 2) 悪性新生物部位別標準化死亡比

平成30年～令和4年

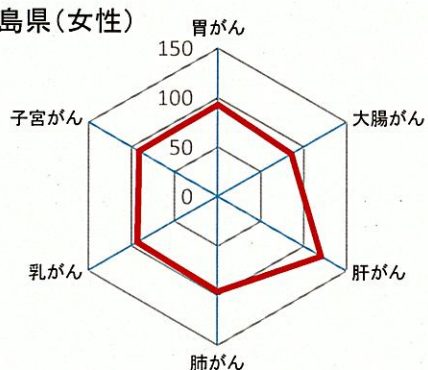
	胃がん		大腸がん		肝がん		肺がん		乳がん		子宮がん	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
徳島県	92	93	90	86	117	121	102	96	142	93		91
管内	92	98	90	81	119	128	97	98	157	92		77
徳島市	93	91	81	73	116	129	101	103	77	88		72
鳴門市	107	98	106	97	128	101	96	81	619	104		99
小松島市	91	121	96	85	124	99	82	95	0	106		71
勝浦町	60	149	111	103	102	35	81	70	0	77		112
上勝町	0	107	90	0	49	87	104	179	0	74		0
佐那河内村	52	0	53	59	178	0	122	160	0	0		125
石井町	99	60	113	124	158	82	88	83	711	124		80
神山町	29	151	82	72	187	330	99	67	0	111		0
松茂町	93	117	79	78	113	89	72	153	0	111		106
北島町	90	114	99	74	108	240	106	131	0	90		122
藍住町	115	104	104	80	77	171	87	57	0	101		57
板野町	55	149	74	69	178	97	119	90	0	46		25
上板町	86	75	113	114	45	172	117	123	0	51		140

資料：徳島県人口動態集計システム（令和4年データ収録版）令和6年5月作成

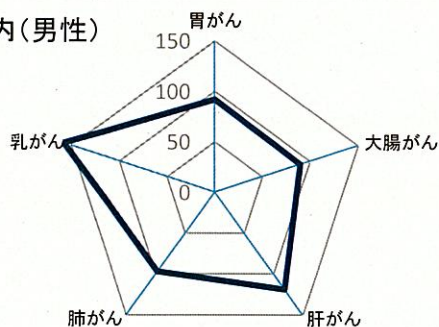
徳島県(男性)



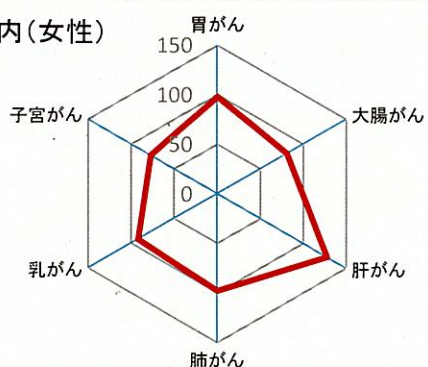
徳島県(女性)



管内(男性)



管内(女性)



1 3) 悪性新生物部位別死亡順位

(男性)

平成30～令和4年

	1 位	2 位	3 位
徳島県	肺※	胃	大腸
管内	肺※	胃	大腸
徳島市	肺※	胃	大腸
鳴門市	肺※	胃	大腸
小松島市	肺※	大腸	胃
勝浦町	肺※	大腸	胃・肝・前立腺
上勝町	肺※	大腸・胆のう	
佐那河内村	肺※	膵・肝	
石井町	肺※	大腸	胃
神山町	肺※	肝	大腸
松茂町	肺※	胃	大腸
北島町	肺※	大腸	胃
藍住町	肺※	胃	大腸
板野町	肺※	肝	大腸
上板町	肺※	大腸	胃

(女性)

	1 位	2 位	3 位
徳島県	肺※	大腸	膵
管内	肺※	大腸	膵
徳島市	肺※	大腸	膵
鳴門市	大腸	肺※	膵・乳房
小松島市	肺※	大腸	胃
勝浦町	大腸	胃・悪性リンパ腫	
上勝町	肺※	胃・膵・膀胱・悪性リンパ腫	
佐那河内村	肺※	大腸・膵・卵巣	
石井町	大腸	膵	肺※
神山町	肝	胃	大腸
松茂町	肺※	膵	大腸
北島町	肺※	膵	大腸
藍住町	大腸	乳房	胃・膵
板野町	胃	肺※	大腸
上板町	大腸・肺※		膵

※肺：気管及び気管支を含む

資料：徳島県人口動態集計システム（令和4年データ収録版）

第 3 章 令和 6 年度重点事項

1 徳島保健所地域保健医療計画（概要）

（１）基本理念

県民一人ひとりの状態に適応した保健・医療・介護サービスが提供され、行き場のない患者を生み出さず、全ての県民が安心して暮らせる徳島づくり

（２）計画期間

令和６年度を初年度とし、原則として６年以内に見直しを行うものとします。

（３）重点目標

「誰もがいきいきと安心して暮らせる地域づくり」の実現に向け、次の４本柱で事業を展開します。

健康危機管理対策の充実強化

- ・関係機関の連携強化による大規模災害にも対応できる地域づくり
- ・新興感染症発生・まん延時にも対応できる地域づくり
- ・健康危機の未然防止対策の充実

地域共生社会の実現に向けた地域体制づくりの推進

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・障がいの有無やその程度に関わらず、誰もが安心して暮らすことができる地域包括ケアの推進
- ・子育て世代包括支援センターを拠点とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実・強化

生涯を通じた健康なまちづくりの推進

- ・安心して子どもを産み育てるための施策の推進
- ・地域全体で取り組む疾病予防や健康増進の推進
- ・住民が主体的に取り組むこころの健康づくりへの支援

快適な生活環境づくりの推進

- ・安全で安心な食品の提供の推進
- ・生活環境を適正に保つための施策の推進

2 令和6年度 重点事項

身体・精神いずれの障がい・疾病の有無にかかわらず、すべての人が、健康でその人らしく住み慣れた地域で可能な限り生活していくことができる地域づくりは、これからの社会の基軸です。そのためには、地域の現状や、ニーズ、地域特性を踏まえた細やかな対応が不可欠です。住民の皆さんはもとより、市町村、地域の関係機関・団体等と協働しながら、地域保健活動をさらに充実強化していく必要があると考えています。

また、食品流通の発達や住民の移動範囲の広域化等に伴い、食中毒・感染症等の最近の事例を踏まえると、大規模かつ広域化する危険性が高くなっており、大規模災害に関しても広域、災害の重複等に対応できるよう、平時のネットワークが重要となっています。

さらに、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に感染症法上の分類が、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に引き下げられました。

このような社会情勢の変化への適切な対応が急務となる中、社会生活の向上に応じた感染症対策を含む保健衛生サービスと食品衛生、環境衛生等の施策の早急な整備が求められており、これに対応するため次の事業を重点的に実施します。

1) 医療企画担当

(1) 医療安全・救急医療対策

医療機関立入検査の実施等により、良好な衛生環境の保持、安全管理体制の徹底を図るとともに、各医療機関において医療安全・医療事故対策、院内感染対策、災害対策等、安全性の確保に向けた取り組みを進めます。

また、県民からの医療に関する相談への迅速かつ的確な対応と、医療機関への情報提供、指導等を実施し、「医療安全相談窓口」の充実を図ります。

救急医療対策としては、関係機関で行う協議会で地域課題や対応策を協議し、よりよい救急医療体制の整備を目指します。

(2) 薬事対策

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下医薬品医療機器等法）に基づき医薬品等の販売業者に対する立入、及び「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物劇物販売業者に対する立入を行い、適正な販売、使用、保管管理等が行われるように指導を行います。

また、薬物乱用防止について、徳島県薬物乱用防止徳島地区協議会指導員と共に、若年層に対する大麻等に関する啓発活動を重点的に実施します。この一環として、小・中学校や高等学校及び大学からの薬物乱用防止に関する講習会を依頼された場合は講習だけでなく、DVD・薬物標本の貸出等により薬物乱用に関する知識の普及啓発に取り組みます。

(3) 在宅医療体制の推進

疾病を抱えていても、住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができる支援体制、地域包括ケアシステムの構築は、市町村主体で進められているところですが、保健所は、市町村・医師会をはじめとする地域における関係機関・団体との連携・協働等により、その構築のための一翼を担う必要があります。

「在宅医療・介護コーディネート事業」について、病院・介護支援専門員連絡会議を開催し、相互理解を促すとともに、課題解決に向けた協議を行います。

また、退院支援ルールに係る様式や手引きの改訂及び医療機関連携窓口の確認を行い、関係機関に周知を図る等、事業のさらなる推進を目指します。

2) 食品衛生担当

(1) 食品乳肉衛生対策

「令和5年度徳島県食品衛生監視指導計画」に基づき、次のとおり食品営業施設等の監視指導を行います。

- ① 食中毒が発生しやすい飲食店等の業種及び食中毒発生時に大規模な患者の発生につながる学校や福祉施設等の集団給食施設等に対し重点的に監視指導を行います。また、管内に流通する食品を計画的に収去し、理化学検査、細菌検査等の科学的根拠に基づき、不良食品の排除や不適切な表示の改善指導に努めるとともに、管内の製造施設等に対して食品取扱者の衛生管理向上のための指導を行います。
- ② 加熱不十分な鶏肉が原因食材と推定されるカンピロバクターによる食中毒が毎年のように発生していることから、引き続き、飲食店等に対して食肉の生食の危険性について啓発を行い、食中毒予防対策として、食肉や器具の衛生的な取扱いと、食肉は中心部まで十分に加熱するよう指導を行います。また、ノロウイルスについては、毎年秋から春にかけて全国的に食中毒、感染症とも流行しており、施設立入や衛生講習会などを通じてノロウイルスによる食中毒予防対策の啓発を行います。特に調理従事者の体調管理、適切な手洗いの徹底、食品の十分な加熱について啓発を行うとともに、感染拡大防止のため、吐物の適切な処理についてもあわせて指導を行います。
- ③ 平成30年6月13日に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」が、令和3年6月1日に完全施行されたことから、引き続き食品等事業者に対して、周知や重点的な指導を行います。法改正により、「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設」され、新たに許可や届出が必要となる事業者が多数存在します。特に、新たに許可が必要となった業を法施行前から行っている事業者については、令和6年5月31日の経過措置期限までに許可が取得できるように、ホームページやパンフレットを活用した幅広い周知に加え、関係団体等に働きかけて広く周知を行うとともに、事業者の実情を考慮したきめ細やかな指導に努めます。また、すでに導入されている国際的な食品の衛生管理手法である「HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point 危害分析重要管理点システム)」に沿った衛生管理についても、引き続き施設立入時等に実施状況の確認を行います。

(2) 動物由来感染症対策

「動物由来感染症」とは動物から人に感染する病気の総称であり、高病原性鳥インフルエンザ、重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、狂犬病、エボラ出血熱、ジカ熱など人の感染症の多くは動物由来感染症です。

動物由来感染症が問題となる背景としては、国際的な人と動物の往来の増大などがあげられ、その対策として、人対策と動物対策の連携が重要となります。

このため、徳島県動物由来感染症検討会において、①動物由来感染症に関する研修・普及啓発、②動物由来感染症に関する情報収集・分析・提供体制の整備、③発生時対応計画の策定及び連絡体制の整備等を実施してきました。

令和4年度は、動物由来感染症への人、動物、環境衛生、医療等に関わる全ての関係者の連携した取組であるワンヘルス・アプローチを推進するため、「徳島県ワンヘルス推進条例 (令和5年3月14日公布・施行)」を策定しました。

今後も、人対策及び動物対策の連携強化を図りつつ、関係機関及び住民に対する講習会の開催及びホームページ等の活用により、動物由来感染症についての正しい知識の普及啓発に努めます。

3) 環境試験検査担当

(1) 生活衛生対策

日常生活に密着したクリーニング所、理容所、美容所、公衆浴場等への衛生指導、また水道施設に対する適正な維持管理指導等を行い、安全・安心な衛生的サービスの確保に努めます。

また、感染症発生動向調査で示されているとおり、全国的にレジオネラ症患者の届出が毎年報告されている状況にあることから、公衆浴場を原因としたレジオネラ症の発生防止対策に努めるとともに、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に係る建築物(ビル)の換気等の衛生管理の重要性を鑑み、その把握と適切な指導に努めます。

(2) 環境衛生対策

国、県、市町村、警察等との協力を密にし、不法投棄や野外焼却の防止に努めます。

また工場、事業場に対しては、排水の検査等を実施し、法令遵守等の指導を行います。

特に徳島県の生活排水処理に大きなウエイトを占める浄化槽は、管内に約7割があり、その中には浄化槽法に基づいた年1回の法定検査受検と法令で定められた回数の保守点検及び清掃が適正に実施されていないものがあることから、設置にあたっての一括契約方式(法定検査、保守点検、清掃)の推進や浄化槽法定検査の受検率向上に向けた「文書による受検指導」や「浄化槽教室の開催」等の取組みを継続することで、生活環境の保全及び公衆衛生の維持・確保し、きれいな水環境の実現に努めます。

4) 健康増進担当

(1) 健康づくり対策

糖尿病をはじめとする生活習慣病対策として、地域医療連携による栄養指導体制の充実のための支援や、住民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備の推進および、野菜摂取量の減少を防ぐため、食生活改善推進協議会や集団給食施設協議会等関係団体等との連携による効果的な普及啓発を行います。

また、地域保健と職域保健関係者が連携し、研修会や健康に関する情報交換、情報の発信等により、在住者や在勤者の違いによらず、健康課題の解決に向けた支援を行い、幅広い取組を促進させます。

さらに、「望まない受動喫煙」の防止を図るための対策を引き続き推進します。

(2) 母子保健対策

市町村や関係機関との連携を図り、地域における妊娠・出産・育児といったライフステージへの切れ目ない支援のための対策を推進します。

また、大学生等を対象とする思春期ピアカウンセラーを養成する教育機関と連携し、思春期教育におけるピア活動が定着・推進できるよう支援体制を継続実施することにより、若い世代のライフプランの自己決定と出産や育児への前向きな機運を高めていきます。

5) こころの健康担当

(1) 精神保健対策

精神障がい者が適切な医療や障がい福祉サービスを受けながら、安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者及びその家族に対する相談支援や関係機関との調整等により、地域生活を支援します。

また、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療及び障がい保健福祉の担当者間の連携を促進するとともに、各市町村における相談窓口体制の強化に努めます。

さらに、長期入院患者の退院意欲を喚起し地域生活への移行を支援するピアサポーター活動の基盤づくりに向けた支援を行い、精神障がい者がその人らしく地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(2) 自殺予防対策

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、住民がこころの健康づくりに関心を持ち、「気づき」「見守り」「つなぐ」ことのできる地域づくりを推進するために、普及啓発や関係者のスキルアップを図るなど人材養成に取り組み、関係機関と連携しながら地域における自殺予防対策を推進します。

また、管内救急医療機関をはじめとする関係機関との連携体制の構築と地域のネットワークを活用した包括的支援を切れ目なく実施することにより、自殺のハイリスク者対策の強化を図ります。

6) 感染症・疾病対策担当

(1) 難病患者地域支援対策

難病・小児慢性特定疾病対策地域協議会を開催し、地域における難病患者及び小児慢性特定疾病児童をとりまく課題について関係機関と共有することで、地域の実情に応じた体制整備について検討します。

在宅療養難病患者に対しては、各種サービスの効果的な提供を行うため、申請時から病状把握と必要な制度の周知及び相談を行います。また、患者・家族のQOLの維持向上のため関係者会議の開催により、地域療養生活を支援するとともに、災害時の備えについて協議します。

災害対策では、既存の自助グループを支援するとともに、患者の居住する市町村等自治体や自主防災などの地区組織、地域支援者と連携し、訓練等を通じて個別避難計画策定を後押ししたり、地域住民の難病に対する理解促進及び災害支援体制の構築・強化に努めます。

(2) 感染症対策

各種感染症患者発生時には、関係機関と連携して迅速に疫学調査・接触者健康診断・保健指導等を行い感染拡大防止を図るとともに、発生時に迅速な対応ができるよう平常時からの体制の確保に取り組みます。

結核対策では、早期に訪問指導を実施し、患者への指導、服薬確認(DOTS)の充実を図るとともに積極的疫学調査、患者家族や接触者及び既登録患者の健康診断を実施し、まん延防止に努めます。

エイズ対策では、検査・相談体制の充実や啓発活動を通じ、早期発見の必要性とともに正しい知識の普及啓発を推進します。

第4章 令和5年度事業実績

1 医療企画担当の事業

1-1) 医療安全対策

医療法関係法令に基づき、適正な医療を提供する体制の確保を図っています。

管内の医療施設は病院が71施設、診療所が448施設、歯科診療所が292施設あります（令和6年4月1日現在）。特に管内に県下の約6割の医療施設が集中しており、特定機能病院である徳島大学病院もあることから、他市町村からの受診者も多く、県の医療の中心を担っています。

（1）医療施設許可・施術所等開設届出窓口

医療法等関係法令に基づき医療機関を対象とした各許可届出等処理し、適正な医療の確保を図ります。また、関係法令に基づき、あん摩・マッサージ・はり・きゅう等施術所等の各種届出等の受理を行っています。

令和6年3月31日現在

	種 別	件数
医 療 施 設	病院開設許可	1
	病院開設許可事項変更許可	25
	病院構造設備使用許可	14
	診療所開設許可	18
	診療所開設許可事項変更許可	16
	診療所構造設備使用許可	2
	診療所兼任管理許可	2
	助産所開設許可	0
	専属薬剤師免除許可	3
	宿日直免除許可	0
そ の 他	あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2に基づく施術所の届出	62
	柔道整復師法第19条に基づく施術所の届出	47
	歯科技工士法第21条に基づく歯科技工所の届出	24
	臨床検査技師等に関する法律第20条の4第3項に基づく衛生検査所の届出	6

（2）医療機関立入検査の状況

医療法第25条に基づく医療監視を実施し、医療機関が医療法その他の法令に規定された構造施設を有し、適正な業務管理を行っているか否かを検査することにより、医療機関の適切かつ健全な運営の助長及び住民の受療環境の充実を図っています。

令和5年度は、無床診療所42施設、病院58施設において医療監視を実施しました。

令和6年3月31日現在

区 分	対象数	実施数	検 査 内 容			
			指摘なし	不適合指摘	改善勧告	その他
病 院	71	58	46	11	1	0
診療所	無床 331	42	21	20	1	0
計	402	100	67	31	2	0

①医療施設数

令和6年3月31日現在

	病院	病 床 数						一 般 診療所	歯 科 診療所
		精 神	結 核	感染症	療 養	一 般	計		
徳 島 市	45	1,654	5	13	1,515	2,594	5,781	268	173
鳴 門 市	7	537			237	395	1,169	48	29
小松島市	7				153	733	886	26	18
勝 浦 町	1					50	50	1	2
上 勝 町								4	
佐那河内村								1	
石 井 町	1				53	40	93	23	17
神 山 町								5	3
松 茂 町	3	216			97	23	336	10	6
北 島 町	2				167	146	313	17	16
藍 住 町	2				81	26	107	29	14
板 野 町	2		20		60	310	390	11	6
上 板 町	1	228					228	6	8
計	71	2,635	25	13	2,363	4,317	9,353	448	292

(但し休止中の医療機関を除く)

資料：徳島保健所調べ

②医療施設 人口10万に対する率

令和4年10月1日現在

区分	施設	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
全 国		6.5	84.2	54.2
徳 島 県		15.1	99.9	60.0
管 内		15.3	99.6	61.3

資料：令和4年 徳島県保健・衛生統計年報

(3) 医療従事者等免許申請窓口

医療法に基づく医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者の免許申請（新規・書換・再交付等）の受付事務を行っています。

①令和5年度 免許申請件数

医師	71	理学療法士	108
歯科医師	27	作業療法士	56
薬剤師	81	臨床検査技師	20
保健師	74	診療放射線技師	22
助産師	17	視能訓練士	3
看護師	422	計	901

②医療施設従事者

令和 2年12月31日現在

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
徳島市	1,355	427	834	116	152	4,116	1,256
鳴門市	127	47	125	27	18	689	244
小松島市	228	40	105	19	36	910	114
勝浦町	4	2	5	4	-	41	8
上勝町	1	-	1	1	-	2	3
佐那河内村	2	-	1	2	-	7	3
石井町	35	17	55	9	5	110	88
神山町	3	3	3	4	-	18	20
松茂町	19	12	18	9	2	110	86
北島町	63	24	78	9	-	203	91
藍住町	52	26	40	12	6	190	137
板野町	34	8	29	5	1	292	49
上板町	20	10	11	5	1	85	58
計	1,943	616	1,305	222	221	6,773	2,157

資料：令和4年 徳島県保健・衛生統計年報

(4) 医療安全相談窓口

県民からの医療に関する相談に対応し、医療機関への情報提供、指導等を行う体制を整備し医療の安全と信頼を高めることを目的として、2次医療圏を単位とする医療安全相談窓口を平成15年7月25日から開設しています。

相談内容分類	延件数
医療行為・医療内容	68
従事者の態度	28
医療機関等の施設	2
医療情報の取扱い	6
医療費・診療報酬	12
医療知識を問うもの	4
医療機関の紹介・案内	6
その他	10
計	136

対象医療機関への指導や調整	件数
希望する	41
希望しない	87
その他	8
計	136

1-2) 薬事対策

医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器は人体に及ぼす影響が大きいことから、それらの品質、有効性及び安全性を確保し、適正に使用することが重要です。

令和5年度は、前年度に引き続き、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下医薬品医療機器等法）に関する改正事項について、重点的に周知及び指導を行いました。

また、毒物劇物を使用した事件等による危害の発生を防止するために、毒物劇物販売業者に立入し、適正な取り扱いや保管状況等の監視指導を行っています。

(1) 薬事、毒物劇物販売業許可及び届出窓口

医薬品医療機器等法に基づく医薬品等販売業の許可及び届出の受理や、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物販売業の登録及び届出の受理を行っています。

業 種		新規許可	許可更新	変更届出等
店 舗 販 売 業		12	21	377
特 例 販 売 業			2	0
高度管理医療機器等販売・貸与業		27	29	181
管理医療機器販売・貸与業		(届出) 142		265
毒物劇物販売業	一般販売業	5	30	22
	農業用品目販売業	2	7	10
	特定品目販売業	0	3	0
計		188	92	855

(2) 薬事監視

医薬品等販売業者に立入し、適正な取扱い及び医薬品医療機器等法改正事項の周知及び遵守状況等について監視指導を行っています。

業 種	監視対象数	監視件数	違反件数	違反に対する処置			備考
				説 諭	注意書	その他	
店 舗 販 売 業	131	87	23	23	0	0	
特 例 販 売 業	4	4	1	1	0	0	
高度管理医療機器等販売・貸与業	358	274	25	25	0	0	
管理医療機器販売・貸与業	1,318	1	0	0	0	0	
計	1,811	366	49	49	0	0	

(3) 毒物劇物監視

毒物劇物による危害防止を図るため、毒物劇物販売業者に立入を実施し、適正な取り扱い及び保管状況等について監視指導を行っています。

業 種		監視対象数	監視件数	違反件数	違反に対する処置		
					説 諭	注意書	その他
毒物劇物 販売業	一般	212	146	35	35	0	0
	農業用品目	54	44	11	11	0	0
	特定品目	8	4	1	1	0	0
計		274	194	47	47	0	0

(4) 乾燥まむしウマ抗毒素の補給

毎年発生しているまむし咬傷者の早期治療を図るため、5月1日から10月31日までの6か月間、県内各地に乾燥まむしウマ抗毒素を配置しています。また、常時、乾燥まむしウマ抗毒素の供給ができる体制にしています。

	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	計
使用状況（本数）	0	0	3	1	1	1	6

(5) 薬物乱用防止

薬物乱用防止徳島地区協議会の薬物乱用防止指導員を中心に、年間を通じて地域に根ざしたきめ細かい啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体の協力を得て講習会や団体キャンペーン等を行い、薬物乱用の根絶を図っています。

①指導講習会

開催日	場 所	受講者数		内 容
R5.6.23	神領小学校	小学5、6年生	29	
R5.7.14	北小松島小学校	小学5、6年生	43	
R5.11.7	大津西小学校	小学6年生	26	
R5.11.8	城南高等学校	高校2年生	324	
R5.11.30	宮井小学校	小学6年生	19	
R5.12.1	八万小学校	小学6年生	111	
R5.12.5	里浦小学校	小学6年生	18	
R5.12.12	櫛渕小学校	小学5、6年生	10	
R5.12.15	鳴門第一小学校	小学6年生	49	
R5.12.18	徳島中央高等学校	全学年	225	
R5.12.19	長原小学校	小学6年生	6	
R6.1.17	喜来小学校	小学6年生	54	
R6.1.18	南小松島小学校	小学6年生	66	
R6.1.19	川内南小学校	小学6年生	40	
R6.1.23	昭和小学校	小学6年生	78	
R6.1.30	加茂名小学校	小学6年生	74	

②啓発活動

年月日	場 所	啓発数	内 容
R5.4～ R6.3	徳島保健所管内一円	22,153	啓発資材の配付、講義等

(6) 献血推進

医療用血液の適正な供給を確保するため、徳島県赤十字血液センターと連携し、地域住民・団体の協力による献血量の確保に努めています。

また献血に対する正しい理解と普及を図るとともに、若年層献血者の拡大を図るための啓発活動に努めています。

移動採血車による献血者数

市町村名	400mL献血（人）	献血量（L）
徳 島 県	18,175	7,270
管 内	8,023	3,209.2
徳 島 市	3,891	1,556.4
鳴 門 市	712	284.8
小 松 島 市	421	168.4
佐那河内村	63	25.2
勝 浦 町	97	38.8
上 勝 町	0	0.0
石 井 町	667	266.8
神 山 町	31	12.4
松 茂 町	465	186.0
北 島 町	417	166.8
藍 住 町	969	387.6
板 野 町	168	67.2
上 板 町	122	48.8

（参考）献血量（L）＝400mL献血者数×0.4

平成20年度から移動採血車では400mL献血のみ実施。

1－3) 骨髄移植・臓器移植に関する啓発

ドナー登録会の開催や啓発資材の配布により、骨髄バンク事業の普及啓発や臓器提供の意思表示の推進に努めています。

(1) 骨髄提供希望者登録推進

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業の普及啓発や、保健所におけるドナー登録を実施し、骨髄提供を希望する県民の利便を図るとともに、ドナー登録の推進を図っています。

①保健所での登録相談状況(個別)

実施日数	登録件数	備 考
0	0	受付：毎週火曜日10時～11時（原則事前予約制、当日受付も可）

②骨髄バンク普及推進等

骨髄バンク普及推進の取組として、管内市町村全てで若年層への普及啓発推進として、成人式にパンフレット及びポスターの配布を行いました。

普及啓発活動

内 容	備 考
成人式で骨髄バンク啓発パンフレットとチラシを配布依頼	管内13市町村:12,962部
北島町町報に骨髄バンクについて掲載	町民への普及啓発推進
来所による骨髄バンク登録相談	2名
保健所内ロビー受付にリーフレット等設置 職員に骨髄バンク紹介動画やリーフレット等回覧	保健所来所者や職員への普及啓発推進

(2) 臓器提供への理解推進

窓口に臓器提供意思表示推進のためのリーフレットの設置やポスターを掲示し、臓器移植への理解・啓発を図っています。

1-4) 統計調査

厚生労働省統計調査として、次の調査を行っています。

調 査 名	区分	目 的	調査客体	調査数
人口動態統計調査	基幹	人口動態事象を把握し人口及び厚生行政施策の基礎資料を得る（出生、死亡、婚姻、離婚、死産）	市町村に届け出たもの	12,051 件
地域保健・健康増進事業報告	一般	保健所及び管内市町村の公衆衛生活動状況を把握する	全国の保健所、市町村	14 件
病院報告	一般	病院の実態と患者の利用状況を把握	医療法上に定める医療施設	82 施設
衛生行政報告例（母体保護関係）	一般	不妊手術及び人工妊娠中絶の実施状況の把握	母体保護法に基づくもの	602 名
国民生活基礎調査	基幹	調査対象となった世帯の生活の基礎的な事項（保健、医療、福祉、年金、所得等）について把握	無作為抽出	250 世帯
社会保障・人口問題基本調査「第9回人口移動調査」	一般	人口移動の動向と背景を明らかにし、将来の人口移動の傾向を見通すための基礎資料を得る	無作為抽出	226 世帯
医師・歯科医師・薬剤師調査	一般	医師、歯科医師、薬剤師数の把握	医師、歯科医師、薬剤師	— 名
保健師・助産師・看護師・准看護師業務従事者届	届出	保健師、助産師、看護師、准看護師業務従事者数の把握	各種免許を持ち就業しているもの	— 名
歯科衛生士・歯科技工士業務従事者届	届出	歯科衛生士、歯科技工士業務従事者数の把握	各種免許を持ち就業しているもの	— 名
医療施設静態調査	基幹	医療施設の分布・整備の実態を明らかにし、診療機能を把握	全ての病院、診療所	816 施設
患者調査	基幹	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等を明らかにする	無作為抽出	142 施設
受療行動調査	一般	受療の状況や受けた医療に対する満足度を調査し、患者の医療に対する認識や行動を明らかにする	無作為抽出	5 施設

1－5) 地域保健医療福祉協議会

徳島保健所管内における保健、医療及び福祉の一層の連携を図るために、それらに関する施策の総合的な推進に係る事項を協議しています。令和5年度は、現行の徳島保健所地域保健医療計画の評価と次期計画への改定等についてご審議いただきました。

開催年月日	開催場所	出席者数	協議内容
令和5年12月18日	徳島保健所 庁舎	17	1 徳島保健所地域保健医療計画の評価について 2 徳島保健所地域保健医療計画の改定について 3 意見交換
令和6年3月4日	徳島保健所 庁舎	16	1 徳島保健所地域保健医療計画（案）について 2 徳島保健所健康危機対処計画（案）について 3 その他 （1）令和6年能登半島地震の支援状況について （2）意見交換

1－6) 循環器病特別対策事業

令和元年12月に幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として「健康寿命を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に関する基本法」が施行されました。これを受け徳島県では令和3年10月に、「循環器病の予防から医療・福祉サービスまでシームレスに提供され、県民1人ひとりがその人らしく暮らせる徳島づくり」を基本理念として「徳島県循環器病対策推進計画」を策定（R3からR5の3カ年計画、R5年改定）し、各地域の実態に応じて、予防から急性期、回復期、在宅医療、介護に至るまでの地域の具体的な医療福祉連携提供体制の構築を図り適切な医療・福祉サービスが切れ目なく提供される体制づくりを目指しています。

（1）普及啓発

住民を対象とした医療連携に関する普及啓発

（2）情報の収集・分析

地域医療連携体制づくりにむけての検討及び関係者の連携強化のための研修会への参加

- ・徳島脳卒中シームレスケア研究会
- ・徳島心疾患地域連携ネットワーク
- ・徳島県循環器病対策推進協議会

1 - 7) 在宅医療連携事業

住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう医療や介護の関係職種がお互いの専門的な知識を活かしながら、チームとなって患者・家族をサポートしていく体制が必要です。保健所では、在宅医療と介護の連携推進に向けた体制整備の支援や人材育成に取り組んでいます。

(1) 在宅医療・介護コーディネート事業

平成 26 年度に保健所が事務局となり、管内の病院、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村、関係機関と協議を重ね「退院支援（医療と介護の連携）の手引き」を作成し、平成 27 年 3 月より運用を開始しました。平成 28 年 3 月からは、県内全域で手引きの運用を開始しています。退院時の連絡実施率について、平成 26 年（運用前）59 %、平成 28 年（1 年後）73%、平成 30 年（3 年半後）76%、令和 5 年（8 年後）82.2 %と改善されています。

この事業の推進には、医療機関の退院支援に関わる担当者と在宅支援に関わる介護支援専門員の、相互の役割や機能に対する理解と、事業の必要性に対する認識の一致が必要であるため、会議などで話し合いや検討を重ねています。

実施状況

実施時期	内 容
令和5年12月	（現状把握のためのアンケート調査） 対象：介護支援専門員(12月実績)
令和5年11月	在宅医療・介護コーディネート事業に係る関係者会議

(2) 在宅医療・介護連携推進事業との連携

円滑な医療・介護連携体制の構築および推進に向け、市町村が開催する会議・研修会への参加等の支援を行っています。

関係機関等との連携状況

関係機関	内 容	回 数
徳島市	会議への参加	1
小松島市	研修会への参加	2

1-8) 救急医療対策

休日・夜間における急病又は交通事故等による患者に対する適正な医療を確保するため、救急医療体制の整備・充実を図り、県民に対し円滑なる救急医療を確保することを目的に、昭和52年度から「徳島保健所救急医療対策連絡協議会」を開催しています。

徳島県では、「医療とくしま」等、インターネットを通して住民、消防署、市町村、及び医療機関等に対し、救急医療関連を含む医療情報が提供されています。保健所では、一般住民に対して、救急医療の適正利用に関する理解を広めるための普及啓発に取り組んでいます。

(1) 救急医療対策連絡協議会

「徳島保健所救急医療対策連絡協議会」では、救急医療に携わる関係機関の意見調整や連携強化のため、地域における課題を協議し、救急医療体制の強化に努めています。

会議開催状況（コロナ禍のため、WEB会議としました。）

開催日	協議事項	参加機関（通知数）
令和6年1月18日	1 救急搬送の現状 2 管内の救急医療関連の動向について 3 意見交換	医師会 6(7)
		医療機関 22(28)
		市町村 8(13)
		搬送機関 7(7)
		県・保健所 2(2)
		計 45(55)

(2) 救急法等講習会

家庭や地域で救命の現場に居合わせた住民が心肺蘇生法およびAEDの使用ができるよう、講習会を通して普及促進を図りました。

開催日	参加人員	内 容
令和5年12月8日	7	令和5年度徳島保健所救急法等講習会

1-9) 健康危機管理対策

健康危機の発生防止に努めるとともに、発生時の拡大防止と住民の生命と健康の保持に資するため、平時から所内の体制整備を図り、関係機関とも相互連携を深めるなど、地域の健康危機管理への対応能力の向上に努めています。

(1) 所内健康危機管理対策委員会

健康危機管理取扱要綱に基づき、各担当の委員による対策委員会を2か月に1回行い、職員の研修・訓練及び関係機関との模擬訓練等の実施計画作成や、マニュアル改訂等を実施するなど、所内の体制整備や職員の健康危機管理意識の高揚及び対応能力の向上に努めています。

令和5年度は、メール等による勤務時間外の参集訓練や災害時初動対応訓練、高病原性鳥インフルエンザ対策検討会を行うとともに、所内「災害時初動対応マニュアル」や災害時持ち出し物品および書類の見直しを実施しました。

①健康危機管理対策委員会

開催日	内 容	参加人員
令和5年 4月17日	令和4年度保健所本部設営訓練結果、備蓄品、健康危機対処計画等	10名
令和5年 6月16日	健康危機管理対策委員会における委員長・副委員長の選出、令和4年度事業計画の説明、健康危機対処計画等	11名
令和5年 8月 18日	令和5年度所内訓練、健康危機対処計画等	9名
令和5年10月20日	鳥インフルエンザ対策、健康危機対処計画等	10名
令和6年1月19日	鳥インフルエンザ対策、能登半島地震支援関連、健康危機対処計画等	9名
令和6年 2月13日	令和5年度健康危機管理対策委員会の活動結果と令和5年度の計画（案）提示、情報提供等	11名

②研修・訓練等実施状況

開催日	内 容	参加人員
令和5年 5月19日	保健師等の感染症対応人材バンク（IHEAT）登録者研修	35名
令和5年 5月 2日	麻疹に関する研修会	29名 継続数1
令和5年 5月25日	新型コロナウイルス感染症対策医療機関向け研修会	継続数119
令和5年 6月28日	健康危機管理研修-熱中症・水害対策について-	継続数148
令和5年 8月 8日	南部圏域保健所保健師等研修会	6名
令和5年 9月 8日	デング熱等蚊媒介感染症研修会	15名 継続数1
令和5年 9月20日 9月21日	災害時初動対応研修会	33名
令和5年 9月30日 11月20日	大規模災害時医療活動訓練 大規模災害時医療活動訓練 報告会	7名 104名
令和5年 9月14日 12月 8日他	東部地域高病原性鳥インフルエンザ防疫対策連絡会、 所内研修会 他	59名

③整備マニュアル等

健康危機管理取扱要綱	災害時初動対応マニュアル	健康危機管理マニュアル
------------	--------------	-------------

④衛星攜帶電話通信訓練

開催日（月１回）	参加機関
令和5年4月～令和6年3月 参加：延べ29名	県内災害拠点病院・災害医療支援病院・徳島県等

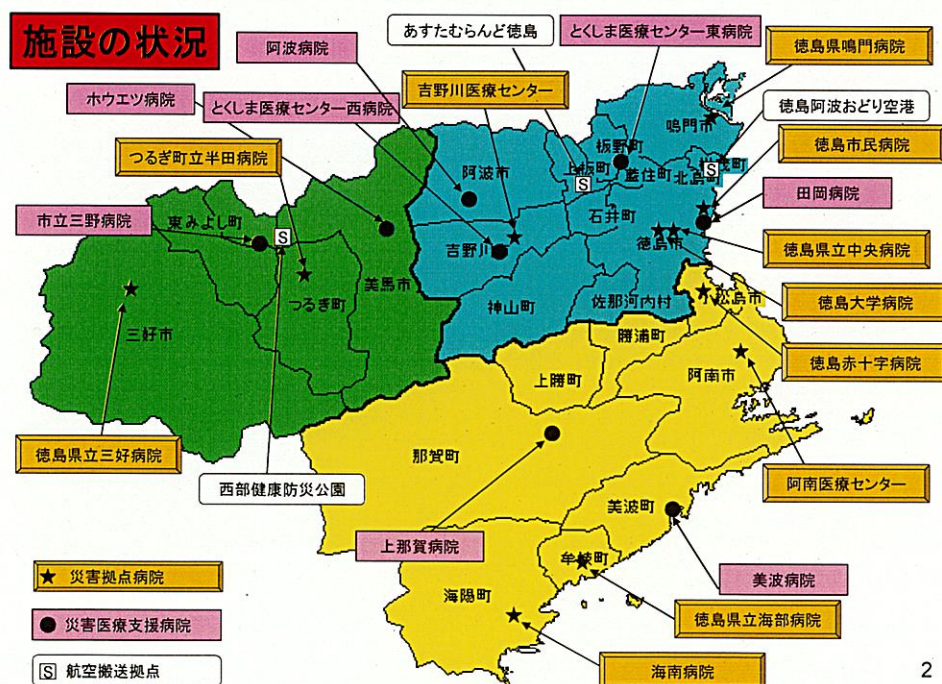
(2) 地域健康危機管理実務者会議

平成17年11月に健康危機事象発生時の関係機関の連携体制を確立するため、警察、消防、医療機関、保健所の実務者による「地域健康危機管理実務者会議（以下、「実務者会議」という）」を設置し、初動時における関係機関の「連絡体制の確立」「情報の共有」を主とした『健康危機管理地域連携マニュアル』を作成しました。平成19年度から定期的に会議を開催し、マニュアルの検証、訓練等を行い、平成22年度からは獣医療機関、市町村の実務者を加え、地域内の連絡体制の整備に努めています。令和5年度は災害時コーディネーター事業における研修会及び調整会議と共催で実施しました。

(3) 災害時コーディネーター体制整備事業

東日本大震災の被災地支援を通じて明らかになった課題を、今後発生が危惧される「東海・東南海・南海」三連動地震への対策に繋げるため、徳島県では4分野に「災害時コーディネーター」が配置されています。

徳島保健所においては、4分野の災害時コーディネーターや関係機関の役割・連携のあり方について認識を共有し、災害発生時に迅速かつ適切な保健活動が展開できるよう体制整備を図っています。



徳島県内の災害拠点病院等施設の状況

①災害時対応研修会、会議

1) 保健所主催研修・講師

対象：関係機関及び県職員

開 催 日	講 師	参加人員
令和5年 9月 7日	徳島県ケースマネジメント総括支援員研修	34名
令和5年11月20日	災害支援に関する講義	36名
令和6年 1月15日	能登半島地震派遣報告会	24名
1月15日	能登半島地震に係る被災地支援員研修会	21名
令和6年 2月29日	災害対応研修会及び調整会議	110名
令和6年 3月 7日	糖尿病療養指導研修会	89名

2) 受講研修

対象：県職員

開 催 時 期	内 容	参加人員
令和5年4月～ 令和6年3月	DHEAT養成研修 基礎編、標準編 他	18名

(4) 健康危機対処計画（感染症編）策定実践モデル事業

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和5年3月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)」が改正され、保健所は、令和5年度末までに新興感染症等の健康危機に備えた平時及び感染症拡大時の体制整備等について定めた「健康危機対処計画」を策定することが示されました。

徳島保健所は、厚生労働省が実施した本事業に採択され、徳島保健所健康危機対処計画検討委員会や各種研修・訓練を実施し、「徳島保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定しました。

①徳島保健所健康危機対処計画検討委員会及び所内担当者会議

開催日	内容	出席者
令和5年8月31日 午後1時30分から 午後3時30分まで	第1回徳島保健所健康危機対処計画検討委員会 1 徳島保健所における新型コロナウイルス感染症対応について 2 健康危機対処計画について (1)「健康危機対処計画（感染症編）」策定・実践モデル事業について (2)健康危機対処計画策定のための現状分析と課題の特定について (3)徳島保健所健康危機対処計画（感染症編）骨子案について (4)人材育成のための研修について	20名
令和6年2月1日 午後1時30分から 午後3時30分まで	第2回徳島保健所健康危機対処計画検討委員会 1 職員向け研修及びIHEAT研修の実施報告について 2 徳島保健所健康危機対処計画（感染症編）（案）について	19名
令和5年6月から 令和6年2月まで	所内担当者会議 計14回	担当者11名

②人材育成

a. 職員向け研修

実施日	内容	参加人数
令和5年10月16日 午後1時15分から 午後4時45分 まで	演題：「積極的疫学調査に基づく施設内感染症アウトブレイク対応」 講師：国立感染症研究所 感染症疫学センター第四室 併任 実地疫学研究センター第一室 主任研究官 小林 祐介 氏 演題：「感染症発生時の実践的活動や初動対応について」 講師：三重大学医学部付属病院 感染制御部 部長 検査部 部長・教授 田辺 正樹 氏 方法：集合型研修（講義・図上訓練）	58名

b. IHEAT養成研修

実施日	内容	参加人数
令和5年11月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	新規登録者向けIHEAT研修 演題：「保健所の役割や業務について」、 「積極的疫学調査について」、 「ハイリスク施設における感染対策及びクラスター対応・ 施設調査ロールプレイ」等 講師：徳島保健所職員 方法：集合型研修	20名
令和5年12月11日 午後1時から午後 4時30分まで	全登録者向けフォローアップ研修及び実践型訓練 演題：「保健所業務、IHEATの役割」、 「新型コロナウイルス感染症対応報告」 講師：徳島保健所職員 演題：「最近流行している感染症及び標準予防策に基づいた感染 対策」 講師：吉野川医療センター 感染管理認定看護師 岩佐 真弓 氏 演題：「立入指導の実際、ゾーニング等施設指導訓練」 講師：徳島大学病院 感染管理認定看護師 矢野 由美子 氏 方法：集合型研修	26名

③健康危機対処計画（感染症編）の策定

平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、令和6年2月に「徳島保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定し、関係機関や職員へ周知、配布しました。

1－10） 学生等実習、医師臨床研修及び人材育成

（１）学生実習及び医師臨床研修

看護学校・大学から依頼される実習・施設見学及び医師臨床研修を受け入れています。公衆衛生全般についての理解を高めるため全職員で対応しています。

学生実習には臨地実習として義務づけられているものもあり、保健所の機能・業務・役割の説明をするとともに体験の場を提供しています。

学生実習等受け入れ状況

種 別	延 日 数	参加延人員
医 師 臨 床 研 修	21.0	21
学 生 実 習	44.0	541
計	65.0	562

1-11) 地域保健従事者人材育成事業

地域保健行政の担い手としての意識を確立するとともに、専門職として必要な知識や技術を習得し、地域保健活動の円滑な実施・展開に活かすため、キャリア段階別研修を行いました。

1 徳島保健所内・段階別研修

【新任期】				
回	年月日	テーマ	内 容	参加者（新任期）
1	R5.4.4	ようこそ徳島保健所へ！ーウエルカム交流会ー	交流会	17 (14)
2	R5.5.10	保健所の役割と機能ー公衆衛生活動についてー	講話・座談会	29 (16)
3	R5.6.14	精神保健福祉業務と緊急対応	業務説明・ロールプレイ	16 (9)
4	R5.7.12	健康増進担当業務と事例検討（母子）	業務説明・ケーススタディ	11 (5)
5	R5.8.30	感染症・疾病対策業務とグループワーク（難病）	業務説明・ケーススタディ	12 (10)
6	R5.9.11	健康危機管理と保健所の役割、災害時保健師活動	講話・活動報告・図上訓練	23 (8)
7	R5.10.10	【全県】地域の健康課題に対する事業企画と評価①	講話・活動報告（全県）	47 (33)
8~13	R5.11.14	【演習】地域の健康課題に対する事業企画と評価②	グループワーク（徳島保健所）	73 (64)
14	R6.2.27	【全県】地域の健康課題に対する事業企画と評価③	GW発表（全県）	38 (36)
15	R6.1.16	四国公衆衛生学会・予演会	研究発表・事業報告・予演会	26 (10)
16	R6.3.13	1年間のまとめ、次年度計画		13 (7)
計				305 (212)

【中堅期】				
回	年月日	内 容		参加者（中堅期）
1	R5.5.10	地域保健の動向と各担当業務のトピックス、産育休中のニュース		11（9）
2	R5.7.26	「人材育成」と「自己実現」へのヒント、中堅期保健師との交流会		13（8）
3	R5.9.11	健康危機管理と保健所の役割、災害時保健師活動		23（11）
4	R5.12.7	【全県】職業的アイデンティティの獲得のためにー私が大切にしてきたこと、大切にしたいことー		6（4）
5	R6.1.16	四国公衆衛生学会・予演会		26（7）
6	R6.3.5	1年間のまとめ、次年度計画		6（4）
		計		85（43）

【管理期】				
回	年月日	内 容	参加者（管理期）	
1	R5. 6. 26	地域保健の動向と管理期保健師への期待、人材育成年間計画	7	（ 6）
2	R5. 7. 27	「人材育成」と「自己実現」へのヒント、中堅期保健師との交流会	13	（ 4）
3	R5. 8. 23	研究発表について、地域保健の動向と各担当業務のトピックス	6	（ 5）
4	R5. 9. 27	「人材育成シート」と「キャリアラダー」による振り返り面談結果	7	（ 6）
5	R5. 10. 25	大規模災害対応への備え-徳島保健所における現状と課題-	8	（ 7）
6	R5. 11. 22	非検疫空港における検疫感染症疑い者発生時における対応	6	（ 5）
7	R6. 1. 12	【全県】 これからの社会に求められる保健師活動の実践能力ー「想定外」を想定するー	6	（ 5）
8	R6. 1. 16	四国公衆衛生学会・予演会	26	（ 6）
9	R5. 3. 13	新任期との交流、1年間のまとめ、次年度計画	13	（ 5）
		計	92	（ 49）

2 県全体・段階別研修

【新任期（南部）】

回	年月日	内 容		徳保管内（新任期）
1	R5.10.10	地域の健康課題に対する事業企画と評価①	講義・活動報告	47（33）
2	R5.11～12	地域の健康課題に対する事業企画と評価②（各保健所）	グループワーク（徳島保健所）	73（64）
3	R6.2.27	地域の健康課題に対する事業企画と評価③	GW発表	38（36）

【中堅期（東部）】

回	年月日	内 容	全県	（徳保参加者（中堅期））
1	R5.12.7	職業的アイデンティティの獲得のために ー私が大切にしてきたこと、大切にしたいことー	41	（6（4））

【管理期（西部）】

回	年月日	内 容	全県	（徳保参加者（管理期））
1	R6.1.12	これからの社会に求められる保健師活動の実践能力 ー「想定外」を想定するー	42	（6（5））

2 食品衛生担当の事業

2-1) 食品乳肉衛生対策

当保健所では、県下の食品関係の営業許可件数の約70%を占める業者を管轄しており、効率的な監視を進めるため、環境試験検査担当との連携により細菌検査や食品添加物等の理化学検査を実施し、科学的なデータに基づいた衛生指導や監視に努めています。

このような状況の中、令和5年度は3件の食中毒が発生し、原因物質は、クドア・セブテンブクタータ、アニサキス及びノロウイルスでした。ノロウイルスの食中毒の再発防止のために、食品の特性に応じた適切な取扱い、調理工程における中心部までの十分な加熱及び調理後の温度管理の徹底について指導するとともに、調理従事者の健康管理の徹底や丁寧な手洗いについても指導しました。

さらに「令和5年度徳島県食品衛生監視指導計画」に基づき、次のとおり食品営業施設等の監視指導を行いました。

- ・食中毒が発生しやすい飲食店等の業種及び食中毒発生時に大規模な患者の発生につながる学校や福祉施設等の集団給食施設等に対し、重点的に監視指導を行いました。また、カンピロバクターの食中毒予防のために、食肉の生食の危険性について啓発を行い、食肉や器具の衛生的な取扱いと温度管理の徹底、加熱用の食肉は中心部まで加熱するよう指導を行いました。
- ・食品衛生管理手法であるHACCPの普及促進を図るため、「HACCPに沿った衛生管理」の導入支援や実施状況の確認等を行うとともに、徳島県衛生管理認証の更新対象事業者等に対し指導・助言を行いました。
- ・食品衛生法の改正内容については、営業許可更新手続時、施設立入時、窓口相談時、衛生講習会等、あらゆる機会を活用した周知に加え、ホームページへの掲載により、食品関係事業者に対するわかりやすい周知及び指導に努めました。
- ・食品衛生法の改正により、新たに許可が必要となった業を行っている事業者に対し、許可の取得を円滑に進めるために、関係団体等に働きかけて広く周知を行うとともに、事業者の実情を考慮したきめ細やかな指導に努めました。

(1) 食品衛生

①食品営業の許可及び食品衛生監視

食品に起因する事故を未然に防止するため、食品の営業許可施設をはじめ食品関連施設に対して、施設の管理や食品の取扱い等が衛生的になされるよう監視指導を行っています。

a. 改正前の旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

許可業種	監視対象数	監視延件数	指導状況			行政処分状況			
			指導票	始末書	説諭	営業 禁停止	改善 命令	物品 廃棄	その他の 処分
飲食店営業	2,609	762	1	1	15	1	0	0	0
菓子製造業	360	74	0	0	1	0	0	0	0
乳製品製造業	2	3	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	295	100	0	0	2	0	0	0	0
魚介類せり売営業	3	4	0	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	10	6	0	0	0	0	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業	29	18	0	0	0	0	0	0	0
缶詰又は瓶詰食品製造業	24	2	0	0	0	0	0	0	0
喫茶店営業	319	57	0	0	0	0	0	0	0
あん類製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	55	21	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	22	16	0	0	0	0	0	0	0
食肉販売業	260	54	0	0	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	5	13	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	2	32	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	8	2	0	0	0	0	0	0	0
醤油製造業	5	1	0	0	0	0	0	0	0
ソース類製造業	6	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	5	0	0	0	0	0	0	0	0
豆腐製造業	12	1	0	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	15	2	0	0	0	0	0	0	0
そうざい製造業	100	39	0	0	1	0	0	0	0
添加物製造業	9	4	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	12	4	0	0	1	0	0	0	0
氷雪製造業	5	1	0	0	0	0	0	0	0
計	4,174	1,216	1	1	20	1	0	0	0

b. 改正後の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

許可業種	監視 対象数	監視 延件数	指導状況			行政処分状況			
			指導票	始末書	説諭	営業 禁停止	改善 命令	物品 廃棄	その他 の処分
飲食店営業	3,909	870	0	4	12	0	0	0	0
調理の機能を有する自動販売機	10	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉販売業	103	68	0	0	1	0	0	0	0
魚介類販売業	127	67	0	1	1	0	0	0	0
集乳業	1	1	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	1	2	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	9	15	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	455	119	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	30	2	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	3	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	13	1	0	0	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	9	3	0	0	0	0	0	0	0
水産製品製造業	46	7	0	0	0	0	0	0	0
液卵製造業	1	1	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	10	2	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	17	3	0	0	0	0	0	0	0
豆腐製造業	11	1	0	0	0	0	0	0	0
納豆製造業	2	1	0	0	0	0	0	0	0
麺類製造業	30	2	0	0	0	0	0	0	0
そうざい製造業	141	22	0	0	0	1	0	0	0
冷凍食品製造業	32	4	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	43	8	0	0	2	0	0	0	0
密封包装食品製造業	51	4	0	0	0	0	0	0	0
食品の小分け業	5	2	0	0	0	0	0	0	0
添加物製造業	10	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5,070	1,205	0	5	16	1	0	0	0

c. 届出を要する食品関係営業施設

届出業種	監視 対象数	監視 延件数	指導状況			行政処分状況			
			指導票	始末書	説諭	営業 禁停止	改善 命令	物品 廃棄	その他 の処分
旧許可業種	魚介類販売業(包装魚介類)	139	39	0	0	1	0	0	0
	食肉販売業(包装食肉)	172	49	0	0	0	0	0	0
	乳類販売業	316	95	0	0	0	0	0	0
	氷雪販売業	7	2	0	0	0	0	0	0
	コップ式自動販売機	267	1	0	0	0	0	0	0
販売業	弁当販売業	13	7	0	0	0	0	0	0
	野菜果物販売業	117	95	0	0	0	0	0	0
	米穀類販売業	51	10	0	0	0	0	0	0
	通信販売等による販売業	14	0	0	0	0	0	0	0
	コンビニエンスストア	241	2	0	0	2	0	0	0
	百貨店・総合スーパー	143	18	0	0	1	0	0	0
	自動販売機による販売業	139	1	0	0	1	0	0	0
	その他の食料・飲料販売業	676	135	0	0	0	0	0	0
	添加物製造・加工業	4	0	0	0	0	0	0	0
	いわゆる健康食品製造・加工業	3	0	0	0	0	0	0	0
製造・加工業	コーヒー製造・加工業	56	0	0	0	0	0	0	0
	農産保存食料品製造・加工業	119	0	0	0	0	0	0	0
	調味料製造・加工業	13	0	0	0	0	0	0	0
	糖類製造・加工業	1	0	0	0	0	0	0	0
	精穀・製粉業	17	0	0	0	0	0	0	0
	製茶業	39	0	0	0	0	0	0	0
	海藻製造・加工業	45	2	0	0	1	0	0	0
	卵選別包装業	6	0	0	0	0	0	0	0
	その他の食料品製造・加工業	164	2	0	0	1	0	0	0
	行商	6	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	集団給食施設	264	65	0	0	0	0	0	0
	器具・容器包装の製造・加工業	18	0	0	0	0	0	0	0
	仮設店舗等(営業以外)	6	0	0	0	0	0	0	0
	その他	19	0	0	0	0	0	0	0
計		3,075	523	0	0	7	0	0	0

d. 旅館業法等施設数

旅館業法 許可施設数	住宅宿泊事業法 届出施設数
282	40

(2) 乳肉衛生対策

食品衛生法による乳肉食品関係施設の立ち入り調査、監視指導及び収去検査等を実施するとともに、関係業者に対して衛生思想の普及に努め、乳肉食品等の衛生確保を図っています。

①乳処理量

殺菌方法 種 類	62℃～ 65℃ 殺 菌 (ℓリットル)	65℃ 以上 殺 菌 (ℓリットル)	瞬 間 殺 菌 (ℓリットル)	計 (ℓリットル)
牛 乳	0	0	12,917 (2,000)	12,917 (2,000)
加 工 乳	0	0	0	0
成分調整牛乳	0	0	0	0
その他の乳	0	0	0	0
計	0	0	12,917 (2,000)	12,917 (2,000)

() は学校給食

2-2) 動物由来感染症予防対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定される感染症の半数以上、さらに高病原性鳥インフルエンザ、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）などに代表される新興・再興感染症の大半が動物由来感染症であると言われています。

特に狂犬病は、一旦発症すると100%死亡する動物由来感染症であり、毎年5万人以上の人々が世界各地（約90%がアジア地区）で犠牲になっています。

日本国内では、1950年に「狂犬病予防法」が施行され、飼い犬へのワクチン接種、野犬の取締、検疫といった対策が講じられた結果、海外での感染例（1970年のネパールからの帰国者1名、2006年のフィリピンからの帰国者2名）を除くと、1956年以降の国内での発生事例はありません。

しかしながら、平成29年度、国内で初めてSFTSに感染したイヌからヒトに感染した事例が県内において発生した他、令和2年度、県内の養鶏場にて高病原性鳥インフルエンザが発生し、迅速な対応を行ったところです。また、昨今の国際的な人と動物の往来の増大を勘案すれば、狂犬病に加え、エボラ出血熱、ジカ熱等、現在国内発生のない動物由来感染症の国内侵入を想定した対策の整備も求められています。

今後も、このような健康危機管理事象の発生に備え、平時から各部局、市町村及び医療機関等のさらなる連携強化を図り、動物由来感染症発生時の危機管理体制を整備するとともに、予防方法等についての正しい知識の普及啓発に努めてまいります。

（1）動物由来感染症対策検討会

徳島県では、動物由来感染症発生時に迅速かつ適切な危機管理対応を実施するため、関係機関と情報収集・分析・提供体制の整備を行い、連携体制を構築することを目的として、平成16年度に動物由来感染症対策検討会を設置しました。

その後、狂犬病発生時の机上訓練及び狂犬病が発生した場合の対応マニュアルの策定、また、高病原性鳥インフルエンザ発生時に備え、鳥インフルエンザが県内農場で発生した際のシミュレーション及び食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対策机上訓練ならびに家畜伝染病防疫演習（移動式焼却炉実証試験）に参加し、対応力の向上に努めております。

さらに、徳島保健所では、動物由来感染症に関する研修会やモニタリング事業に協力するとともに、平成22年度からは、徳島保健所地域健康危機管理実務者会議を通じ、関係機関への情報提供等の連携強化を図っています。令和4年度には、動物由来感染症への人、動物、環境衛生、医療等に関わる全ての関係者の連携した取組であるワンヘルス・アプローチを推進するため、「徳島県ワンヘルス推進条例（令和5年3月14日公布・施行）」を策定しました。

今後も、人対策及び動物対策の連携強化を図りつつ、関係機関及び住民に対する講習会の開催及びホームページ等の活用により、動物由来感染症についての正しい知識の普及啓発に努めます。

※検討会構成員： 医師会 獣医師会 国立感染症研究所 馬原アカリ医学研究所
県関係機関

3 環境試験検査担当の事業

3-1) 生活衛生等対策

日常生活に密着した各種の施設（理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場、プール、特定建築物、建築物環境衛生業、火葬場、納骨堂、墓地）への衛生指導及び水道施設に対する適正な維持管理指導等を行い、安全で衛生的なサービスの確保に努めています。

(1) 生活衛生対策

①環境衛生施設数及び監視指導の状況

施設名	新規件数	廃止件数	監視対象数	監視指導件数
理容所	8	39	546	99
美容所	69	177	1,476	289
クリーニング	一般クリーニング所	1	4	11
	特定クリーニング所		14	
	取次所	1	31	58
	計	2	35	69
興行場	映画館		4	
	スポーツ施設		2	3
	その他		13	2
	仮設興行場(期限有)	1	1	2
	計	1	1	7
公衆浴場	普通公衆浴場	1	1	3
	個室付公衆浴場		11	2
	ヘルスセンター		1	11
	サウナ		2	7
	その他	3	5	20
	計	4	9	43
プール	遊泳用プール(民間)		12	
特定建築物	興行場		8	6
	百貨店		1	
	店舗		33	2
	事務所	4	67	12
	学校	1	2	29
	旅館	4	27	25
	その他	1	16	7
	計	10	154	81
建築物環境衛生営業	建築物清掃業	1	1	8
	建築物空気環境測定業		1	
	建築物空気調和用ダクト清掃業			
	建築物飲料水水質検査業		3	
	建築物飲料水貯水槽清掃業		35	19
	建築物排水管清掃業		4	
	建築物ねずみ昆虫等防除業		1	8
	建築物環境衛生総合管理業	1	22	15
	計	2	2	50
火葬場				
納骨堂			5	1
墓地			72	6
合 計	96	263	2,844	645

注) 表中の数値は、令和5年度末現在のものである。

②水道関係施設数と水道普及率

	水 道 施 設			給 水 人 口	普 及 率 (%)
	上 水 道	簡 易 水 道	専 用 水 道		
徳 島 市	1	7	24	242,889	97.9
鳴 門 市	1		2	52,590	99.8
小 松 島 市	1		1	34,738	99.9
勝 浦 町		1	4	4,325	95.0
上 勝 町		1		860	66.3
佐那河内村		1		1,940	99.3
石 井 町	1			22,760	94.2
神 山 町		1	1	3,462	80.0
松 茂 町	1		1	14,268	100.0
北 島 町	1			23,040	100.0
藍 住 町	1		1	35,034	99.5
板 野 町	1			12,405	98.0
上 板 町	1		1	10,735	97.8
計	9	11	35	459,046	98.1

注) 表中の数値は、令和4年度末現在のものである。

③生活衛生関係苦情相談件数

理・美容所	クリーニング所	公衆浴場	興 業 場	水 道	墓 地	建 築 物	衛生害虫	合 計
5	0	5	0	2	0	0	1	13

(2) 環境衛生対策

各種事業場への立入調査や排水等の検査の実施による公害等の未然防止、産業廃棄物処理業者等への適正処理指導やパトロール等による不適正処理（不法投棄・野焼き等）への迅速な対応を図るなど、快適な生活環境の確保に努めています。

公害や廃棄物処理に関する住民からの苦情・相談に対しては、市町村等の関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めています。

また、快適な生活環境を確保するため、浄化槽の適正な維持管理や無届浄化槽の一斉調査の推進を図っています。

①公害対策

a. 公害苦情処理状況

大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	振動	その他	計
0	4	1	11	0	1	17

b. 公害調査測定状況

	水質		計
	環境	発生源	
件数	6	45	51

c. 水質汚濁防止法及び徳島県生活環境保全条例に基づく特定施設届出件数

法令	届出種類	件数
水質汚濁防止法	設置届出	8
	有害物質貯蔵指定施設等設置届出	0
	使用届出	0
	構造等変更届出	3
	氏名等変更届出	15
	使用廃止届出	2
	承継届出	10
徳島県生活環境保全条例	設置届出	0
	使用届出	0
	構造等変更届出	0
	氏名等変更届出	0
	使用廃止届出	0
	承継届出	0

②廃棄物の適正処理指導

a. 産業廃棄物処理業者監視指導件数

区 分	監視件数(延べ数)	備 考
収 集 運 搬 業	487	
中 間 処 分 業	377	
最 終 処 分 業	9	
自動車リサイクル業	131	
パ ト ロ ー ル	1143	

b. 不適正処理に対する改善指導状況

区 分	件 数	備 考
不 法 投 棄	0	
野 外 焼 却	1	
そ の 他	1	

c. 廃棄物不法投棄件数

	管 内	全 県
平成30年度	2	13
令和元年度	0	8
令和 2年度	0	29
令和 3年度	2	37
令和 4年度	4	58
令和 5年度	0	65

注) 表中の数は、不法投棄実態調査事業に基づく。

③浄化槽設置状況

a. し尿浄化槽設置届出件数

区分 市町村	設置届出件数	廃止届出件数	総設置基数
徳 島 市	727(704)	98(34)	61,171(23,411)
鳴 門 市	206(202)	42(14)	17,889(6,750)
小 松 島 市	88(86)	17(2)	12,309(4,429)
勝 浦 町	16(16)	0(0)	1,476(652)
上 勝 町	9(9)	2(0)	400(249)
佐那河内村	4(4)	0(0)	278(191)
石 井 町	120(118)	15(0)	8,310(3,797)
神 山 町	15(13)	3(2)	1,827(879)
松 茂 町	22(22)	7(4)	3,139(1,684)
北 島 町	115(115)	27(20)	6,842(3,346)
藍 住 町	161(152)	15(0)	10,110(4,840)
板 野 町	49(49)	6(3)	3,031(1,262)
上 板 町	33(33)	7(0)	3,793(1,553)
計	1,565(1,523)	239(79)	130,575(53,043)

()内は合併浄化槽の件数(再掲)

県要綱の改正により、平成12年7月1日から新設浄化槽については原則として合併処理浄化槽を義務づけ（下水道区域等、一部例外規定あり）、また、建築基準法施行令の改正により同年12月1日からは、従来の単独処理浄化槽の設置が認められなくなりました。

b. 浄化槽教室

開催日	場 所	参加人員
令和5年 4月26日（水）	徳島県環境技術センター	9
令和5年 6月27日（火）	鳴門合同庁舎	16
令和5年 7月22日（土）	徳島県環境技術センター	21
令和5年10月18日（水）	徳島県環境技術センター	15
令和5年11月29日（水）	徳島県環境技術センター	13
令和5年12月12日（火）	鳴門合同庁舎	10
令和6年 1月27日（土）	徳島県環境技術センター	16
令和6年 2月21日（水）	徳島県環境技術センター	8
合計		108名

c. 浄化槽苦情処理件数

汚泥等流出	悪臭	その他
1	5	1

④出張講演 該当無し

3-2) 試験検査

環境試験検査担当（検査部門）は、東部保健福祉局（徳島・吉野川両保健所）管内における感染症対策、原爆被爆者健診、食品衛生及び環境衛生に関する検査を実施しています。

また、食品中のアレルギー物質検査および結核接触者健康診断クオンティフェロン検査については、全保健所の検査を実施しています。

さらに、安全衛生課に設けられた広域監視機動班が収去した検体についても検査をしております。

（１）感染症対策関係

①感染症患者発生に伴う患者家族、接触者等の行政検査

検 査 項 目	徳島保健所管内	吉野川保健所管内	計
コレラ	0	0	0
細菌性赤痢	0	0	0
腸チフス	0	0	0
腸管出血性大腸菌	20	0	20
計	20	0	20

②結核接触者健康診断

保健所 検査項目	東部保健福祉局		南部県民局		西部県民局		計
	徳島	吉野川	阿南	美波	美馬	三好	
クオンティフェロン検査	284	95	29	0	3	6	417
結核菌検査	0	0					0

③HIV即日検査

検 査 項 目	徳島保健所管内	吉野川保健所管内	計
HIV抗体検査	184 (2)	14 (0)	198 (2)

() 確認検査数；保健製薬環境センターで実施

(2) 原爆被爆者健診

①原子爆弾に被爆した者の健診

検 査 項 目	徳島保健所管内	吉野川保健所管内	計
尿定性検査	1	2	3

(3) 食品衛生関係

収去食品、苦情あるいは食中毒発生時の食品、便・吐物、ふきとり検体の微生物検査、理化学検査を実施しています。

①微生物検査関係

微生物検査では、腸炎ビブリオ、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、ノロウイルス等の食中毒原因微生物及び一般細菌、大腸菌群について検査しています。

a. 食品及び便・吐物の検査

(検査項目数)

	徳島保健所管内	吉野川保健所管内	広域監視担当	計
収 去 食 品	2,790	1,062	0	3,852
苦 情 食 品	0	0	0	0
便 ・ 吐 物	0	0	0	0
計	2,790	1,062	0	3,852

b. ふき取り検査

(検査項目数)

	徳島保健所管内	吉野川保健所管内	計
食中毒関連施設	334	220	554
有症苦情関連施設	0	0	0
その他(通常衛生指導施設)	3,322	0	3,322
計	3,656	220	3,876

②理化学検査関係

理化学検査では、収去食品等の食品添加物検査及びアレルギー物質のスクリーニング検査を実施しています。また、苦情品では、簡易キットを使用した毒物等のスクリーニング検査も状況に応じて実施しています。

a. 食品添加物検査（収去検体）

検査項目	徳島保健所管内	吉野川保健所管内	広域監視担当	計
保 存 料	108	15	0	123
漂 白 剤	8	0	0	8
着 色 料	516	60	0	576
酸 化 防 止 剤	0	0	0	0
発 色 剤	8	0	0	8
甘 味 料	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	640	75	0	715

b. 違反・苦情・食中毒・指導等に係る検査

検査項目	徳島保健所管内	吉野川保健所管内	計
毒劇物簡易検査	0	0	0
殺虫剤等の農薬	0	0	0
酸 度	0	0	0
そ の 他	0	0	0
計	0	0	0

c. アレルギー物質のスクリーニング検査

検査項目	徳 島 保健所	吉野川 保健所	阿南 保健所	美波 保健所	美 馬 保健所	三 好 保健所	広域監 視担当	計
特定原材料(卵)	2	0	3	2	1	1	19	28
特定原材料(そば)	4	0	0	0	0	0	10	14
特定原材料(小麦)	2	2	0	0	0	0	10	14
計	8	2	3	2	1	1	39	56

d. その他の検査

検査項目	徳島保健所管内	吉野川保健所管内	計
顕微鏡による検査	9	0	9
官 能 検 査	0	0	0
化 学 検 査	0	0	0
計	9	0	9

(4) 環境衛生関係

各種事業場等への立ち入り調査に伴う排水の検査（BOD、COD、pH、SS、総リン、総窒素の6項目）を実施しています。

海水浴場水質検査（COD、pH）は開設前及び開設中に各2地点で午前、午後に採水して実施しています。また、苦情に伴う水質検査を必要に応じて実施しています。

		検体数	pH	BOD	COD	SS	総リン	総窒素	DO	塩素残	その他	小計	総計
事業場 排水検査	徳島管内	45	45	45	45	45	45	45	0	0	0	270	360
	吉野川管内	15	15	15	15	15	15	15	0	0	0	90	
海水浴場水質検査		6	6	0	6	0	0	0	0	0	0	12	12
その他 苦情等	徳島管内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	吉野川管内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		66	66	60	66	60	60	60	0	0	0	372	372

(5) その他

①食品衛生外部精度管理

検査精度を向上させるため、食品衛生外部精度管理調査に参加しています。

検査項目	令和4年度分析項目
理化学検査	保存料（ソルビン酸）
	着色料
微生物検査	一般細菌数測定
	E.coli検査

4 健康増進担当の事業

4-1) 健康づくり対策

(1) 糖尿病対策総合戦略事業

徳島県では、生活習慣病による死因が全死因の6割を占め、特に、糖尿病死亡率は全国平均を上回る状況が続いていることから、生活習慣病予防、早期発見・早期治療、重症化予防対策を強化する必要があり、徳島県健康増進計画（健康徳島21）に基づき、「個人の行動と健康状態の改善」とそれを支える「社会環境の質の向上」が不可欠です。

そのためには、ヘルスプロモーションの視点に立って、地域保健と職域保健等の関係機関や団体が一体となり、県民の生涯を通じた継続的な健康づくりや社会環境整備等の取組を、総合的に推進することができるような連携体制を構築していく必要があります。

①糖尿病地域医療連携体制整備事業

人口動態統計によると、徳島県は7年間の糖尿病死亡率ワースト1位を平成26年に脱却しましたが、平成29年、令和元年に再度ワースト1位に転じ、令和4年はワースト4位となっており、地域保健と医療関係者等の連携を強化し、発症・重症化予防に取り組むことで糖尿病療養者の支援を推進していく必要があります。

実施日	内 容	参加者
令和6年 3月7日	災害に対する糖尿病患者の心得と対処法 講師：徳島大学大学院 医歯薬学研究部 実践地域診療・医科学分野（寄附講座） 特任教授 粟飯原 賢一 氏	管内地域包括支援センター職員 及び居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、市町村職員等 89名

②職域タイアップ事業

糖尿病をはじめとする生活習慣病を予防し、心身ともに健康に過ごすためには、個人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援するとともに、自殺・うつ病等を含めたメンタルヘルス対策の推進を図る必要があります。

地域保健と職域保健が連携し、関係機関との連絡調整や健康に関する情報収集、ニーズの把握等を行い、地域特性に応じた健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価を行うことにより、心身の健康づくりの促進を図っています。

a. 徳島保健所地域・職域連携推進協議会

開催日	協 議 内 容
令和5年 9月22日	(1) 管内におけるたばこ対策と課題について (2) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後のコロナ対策の課題や問題点について (3) 関係機関の取組について情報提供 【参加機関】医師会、医療保険者、経済団体、市町村等 16機関20名

b. 地域職域関係者研修会

開催日	協議内容
令和5年 12月7日	【内容】働き盛りの女性におけるメンタルヘルスと生活習慣病 ～PMS・PMDDの観点から～ 【講師】京都大学大学院医学研究科婦人科学産科学助教 江川 美保 氏 【参加者】職域関係者、地域及び職域保健における保健師、地域支援者等 62名

c. 地域・職域保健師等の連携に関するワーキンググループ

開催日	事業内容
令和5年 8月1日	【内容】 (1) 前年度作成した「働き盛りの方に向けた健康づくりのポイント」の活用状況、新型コロナウイルス感染症における5類感染症へ移行後のコロナ対策の課題や問題点、たばこ対策、地域・職域における健康課題について (2) 地域・職域における健康課題の解決のために、連携して取り組む活動内容について検討 【参加機関】 医療保険者、産業保健総合支援センター、市町村 等 24機関 28名
令和5年 12月11日	

d. 事業所等における健康づくり支援

働く人の健康づくりを推進するため、関係機関と連携し、職域に健康情報を提供しました。

事業内容
職域対象の研修会への講師派遣 (1) 内容：働き盛りの方の健康づくりについて (2) 回数及び参加者数：3回 197名

③健康とくしま応援団普及促進事業

積極的に健康づくり対策に取り組む店舗、事業所、団体等を「健康とくしま応援団」として登録し県下に浸透させることで、県民一人ひとりが健康づくりに取り組める環境整備を促進し、「健康徳島21」の推進を図ることを目的とした事業です。

食品衛生責任者養成講習会等を周知の機会と捉えて普及啓発に取り組んでいます。

事業内容
新規及び変更の手続きに伴う登録証及び盾など関連グッズの配布 【事業所数】 新規：0 変更：1 廃止：4

※ 管内の「健康とくしま応援団」登録状況

			R3年度末	R4年度末	R5年度末
登録事業所数（実数）			606	605	601
取 組 み 目	食 環 境 づ く り 対 策	メニューの栄養成分表示	20	18	16
		ヘルシーメニューの提供	7	7	5
		ヘルシーオーダーの実施	8	7	7
		野菜たっぷりメニューの提供	44	40	39
		食事バランスガイドによる表示	20	19	17
		正しい食情報等の提供	156	154	149
		適切な食生活の実践に向けた支援の実施	50	50	50
		野菜摂取アップ対策	72	70	65
	た ば こ 対 策	禁煙の実施（敷地内禁煙・建物内禁煙）	433	433	428
		禁煙サポート等の実施	68	68	67
		たばこ対策に関する情報の提供	136	136	135
	歯と口の健康づくり対策		57	57	56
	運動による健康づくり対策		200	200	199
	心の健康づくり対策		144	144	143
	その他健康づくり対策		244	244	243

（２）歯科保健推進事業

①歯科疾患予防事業

徳島県では、40歳代～60歳代の歯周病の有病率が高いことが問題となっていました。そこで、徳島保健所では、平成28年度までに20歳代～30歳代の働く世代を対象にした歯科保健対策を実施してきました。しかし、20歳代～30歳代においても、う蝕の進行や歯肉状態の悪化がみられることに加えて、歯科治療の継続が難しいことが明らかとなりました。

生活習慣を改善するためには、さらに若い世代からの支援が必要であると予想し、高校生を対象にした事業を展開しています。

内 容	
1	管内協力高校（2校）における歯科保健活動の実施
	（1）集団歯科保健指導
	①A校：有所見者を対象にし、保健所職員から保健指導を実施
	②B校：1年生の4クラスを対象に、保健所職員から保健指導を実施
	（2）歯科健診結果を理解し、行動変容をしてもらうための情報提供
2	管内高校における普及啓発
	学校歯科健診にあわせたチラシ配布と健診当日のポスター掲示（21校）
3	事業評価検討会
	事業の実施内容について協議し、今後も学校で実施可能な事業内容についての意見交換
	参加者：協力高校の養護教諭、保健所職員

②歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

障がい者（児）は、その障がい特性から、う歯や歯周病が発症・進行しやすい特徴があります。徳島保健所では、平成26年度に徳島県口腔保健センターがアンケート調査した管内の施設のうち、希望のあった施設に口腔保健に関する健康教育を、同年度から4年にわたって実施してきました。事業を実施する中で、若い世代への介入の必要性や有効性が認識されたことより、平成30年度から学童期・思春期世代を対象にし、障がい児通所施設においてモデル的に事業を実施し、歯科保健行動の定着を目指しています。

内 容	
1	モデル事業所（2事業所）における施設職員から利用児へ、歯科保健指導の定着を目的とした介入 (1)施設職員に対し、口腔ケアの知識に関する研修会を2-3回に分けて実施 (2)施設職員による歯みがき絵カードと使用の手引きを用いた歯科保健指導の継続的な実施 (3)施設職員による歯科保健指導の様子を把握、課題解決に向け検討 (4)歯科保健活動前後での保護者アンケートを実施し、児の歯科保健行動の変化を調査
2	令和5年度 歯科保健関係職員研修会の開催 対象：管内障がい児通所支援事業所職員 内容：「障がい児における歯科保健の重要性・ケアの実際について」 講師：原田桂子 氏（日本障がい者歯科学会専門医指導医・日本小児歯科学会専門指導医） 参加者：28施設 31名
3	事業評価検討会 参加者：モデル事業所職員、徳島保健所職員 内容：(1) 令和5年度事業報告、課題の検討 (2) 令和6年度事業計画の検討

③保健指導

歯科について困っている人や悩んでいる人に対し、情報提供や相談支援を行いました。

個別 保健指導 実施数	妊産婦		乳幼児		18歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)		18歳以上 (妊産婦を除く)		計	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
	0	0	5	5	45	45	9	24	59	74

(3) 次世代健康教育事業

がんは早期発見が大切ですが、徳島県のがん検診受診率は全国と比較して低く推移しています。そこで、平成24年度から主管課とNPO法人AWAがん対策募金と保健所が協同し、管内高等学校においてがん予防を中心とした健康教育を実施しています。事業を通じて、高校生が保護者等大切な人へ日頃の思いを伝えるとともに、がん検診受診を勧めるメッセージカードを作成することで保護者とのコミュニケーションにもなっています。

開催日	事業内容
令和6年 1月30日	1校150名 【内容】講話「がんを予防する生活習慣」 メッセージカード作成

(4) 受動喫煙・COPD対策強化事業

徳島県のCOPD死亡率は全国ワーストクラスで推移しており、さらなる対策の強化が求められます。COPDについての認知度を高め正しい知識を普及するとともに、たばこを吸っていない人を発症リスクから守るためには、喫煙を開始する前の若い世代への普及啓発が重要です。そこで、次世代を担う若者を対象とした衛生教育に取り組んでいます。

事業内容
1 次世代を担う若者に対する啓発 (1) 喫煙防止教室 対象：管内小学校等 件数：5校 人数：延 221人 (2) 普及啓発：管内高校文化祭でのパンフレット等の配布、パネル展示 2 電話及び来所相談、指導・助言：48件 3 喫煙可能室届出事業所：1件（廃止） 4 情報提供：市町村、事業所団体等へポスター等啓発資料配付、食品衛生責任者講習会での周知及びパンフレット配布

4-2) 母子保健対策

母子保健対策では、思春期から妊娠・出産・育児を通じて母性・父性が育まれ、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことを目指しています。

住民への身近な母子保健サービスは市町村において一元的に実施されています。一方、保健所の役割として、市町村が実施する基本的サービスが地域格差なく効果的に実施されるよう、連絡調整及び情報収集・提供、助言を行うなど広域的支援に努めることで、市町村母子保健事業の促進を図りました。

(1) ネウボラ推進応援事業

① 母子保健推進会議

母子保健施策を効果的に推進するため、広域的な保健・医療・福祉の連携及び体制整備について協議しました。

開催日	協議内容	構成員
令和5年 11月13日	1 母子保健に関する最近の動向について（こどもまんなか政策課担当者） 2 産後ケアや妊産婦のメンタルヘルスについて等、母子保健事業に関する情報共有・意見交換 3 質疑応答	管内13市町村母子保健担当者、こどもまんなか政策課担当者 計24名

② 地域保健関係職員研修会

地域での支援体制が充実するよう、地域保健に従事する関係職員を対象に研修会を実施しました。

開催日	内 容	参 加 者
令和6年 2月8日	内容：発達の遅れの指摘からのフォローアップ 講師：大阪医科薬科大学 看護学教授 草野恵美子先生 大阪医科薬科大学 看護学部非常勤教員 濱浦弘美先生	管内市町村母子保健担当者、こどもまんなか政策課担当者 計23名

(2) 性と健康の相談センター事業（若者世代のライフプラン推進事業）

子どもたちが健やかに成長するために必要な自己決定能力や自己肯定感を育むためには、同年代の仲間（ピア）が傾聴・共感し、性＝生（命）の正しい知識を伝えるピアカウンセリングを取り入れた健康教育が効果的といわれています。思春期ピアカウンセラー（認定者）については、保健所が主体となり養成していましたが、平成30年度から徳島文理大学と共催で実施、令和2年度からは同大学の後援として実施しています。

思春期ピア活動が充実・定着することで、思春期の子どもたちの性と生の自己決定能力を育み、正しい知識の習得と望ましい行動変容につなげることを目指しています。

事 業 内 容

1 ピアカウンセリング活用事業

(1)県内の看護・心理系大学生や専門学校生への仲間づくり教育を推進し、ピアエデュケーション実践者の拡大を図る。

①ピアカウンセラー養成講座(ベーシック 4日間 30時間)

日時：令和5年6月10日(土)、11日(日)、24日(土)、25日(日) 参加者18名

場所：徳島文理大学

講師：日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会認定講師 齋藤 啓子 氏

徳島文理大学教授/日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会認定講師

森脇 智秋 氏

②ピアカウンセラー養成講座(フォローアップ 2日間 15時間)

日時：令和5年12月9日(土)、10日(日) 参加者 14名

場所：徳島文理大学

講師：日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会認定講師 齋藤 啓子 氏

徳島文理大学教授/日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会認定講師

森脇 智秋 氏

(2)思春期ピアカウンセラーによるピア活動定着のために、活動を支援する人材や支援体制の整備を進め、中学校・高等学校・大学・市町村・保健所関係者が連携し、支援システムを構築する。

ピアカウンセラー活動支援検討会

日時：令和6年2月27日(火)

参加者 11名

場所：徳島文理大学

内容：今年度事業報告、ピア活動が定着・継続するための支援体制等について意見交換

2 安心・安全な妊娠・出産に関する普及啓発

(1)県内の中学・高校での思春期ピアカウンセラーによる健康教育(出前講座)

文化祭や授業等で思春期ピアカウンセラー等が、思春期の子ども達が性と生の自己決定能力を育み、正しい知識を習得し望ましい行動変容につながるよう、自主的かつ継続的に活動し、普及啓発活動を展開しました。

①高校文化祭でのピアエデュケーション事業

開催日	学校名	参加者数	内 容
令和5年9月3日	城ノ内中等教育学校	60名	ライフライン(ピアカウンセラーが企画・担当)
令和5年11月25日	城西高校	150名	ライフライン(ピアカウンセラーが企画・担当)
計		210名	

②中学・高等学校授業でのピアエデュケーション事業

開催日	学校名	参加者数	内 容
令和5年11月6日	城ノ内中等教育学校(後期課程)	5年生98名	デートDVについて
令和6年2月26日	上八万中学校	1年生56名	ピアプレッシャー
令和6年3月1日	板野中学校	2年生82名	デートDV
令和6年3月13日	小松島西高校	2年生162名	妊娠・避妊
令和6年3月14日	徳島商業高校	1年生233名	ライフライン
計		631名	

(2) 母子保健相談事業

未熟児は正常な新生児に比べ生理的に未熟であり、疾病に罹りやすく心身障がいを残すことも多いことから、適切なフォローアップが必要です。

未熟児の訪問指導等は平成20年度に市町村へ権限移譲されたため、保健所は疾病や問題を抱える児、極小未熟児等の市町村だけでは対応が困難な児に対し、市町村・医療機関等と連携した支援を行なっています。また、未熟児や障がい児に関係する医療機関との連絡会議の開催など障がい児をサポートする環境づくりの調整を行いました。

①低出生体重児出生の状況

	令和2年	令和3年	令和4年
県低出生率出生率(国):%	8.60 (9.22)	8.23(9.37)	7.33(9.42)
県1500g未満低出生率出生率(国):%	0.64 (0.74)	0.44(0.75)	0.46(0.74)
管内低出生率出生数(1500g未満):人	268(19)	264(13)	234(13)

出典：徳島県人口動態システム 令和4年版

②訪問指導

疾病や障がいを持つ児に対し、市町村等と連携し保健師等が家庭訪問による育児や療育に関する支援を行いました。また、県外からの里帰り出産に対する訪問も行いました。

訪問指導 実数	延 件数	妊 婦		産 婦		新生児 (未熟児除く)		未熟児		乳 児		幼 児		心 身 障がい児	
		実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
136	226	1	2	64	109	21	41	15	20	35	54	0	0	0	0

③保健指導

疾病や障がいを持つ児や不妊で悩んでいる人に対し、情報提供や相談支援を行いました。

延人員	随 時 面 接					電話相談 延件数
	妊 婦	産 婦	乳 児	幼 児	その他 (不妊治療等)	
25	0	3	3	0	19	230

④医療機関連絡会議（病院連絡会）の開催等

低出生体重児や障がい児に関係する医療機関職員と保健所・市町村保健師等が情報共有し、支援について協議することで、効果的な支援と関係者の連携体制づくりを推進しました。

回 数	内 容	件 数
2件	要支援事例検討 等	3

(3) 性と健康の相談センター事業（女性健康相談センター事業）

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することから、様々な支障や心身にわたる悩みを抱えがちです。そこで、女性自身が健康状態に応じ適切な自己管理を行うことができるよう健康教育や情報提供を行うとともに、気軽に相談できる相談窓口を設置し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図りました。

事 業 内 容								
1 女性の健康相談室								
(1) 定期相談(専門医によるオンライン相談)								
相談事業 開設日数	相談 延件数	主な相談内容(延べ件数)						
		思春期	妊 娠・避 妊	不妊	メカ	更年期	HTLV-1	その他
医師 1日	0	0	0	0	0	0	0	1

(2) 随時相談(保健師による相談)
相談件数 88件(避妊、思春期の性等)

2 情報提供

- ・女性の健康相談室について、管内高等学校、管内市町村関係機関等に周知した。
- ・女性の健康週間(毎年3月1日～3月8日)にあわせ、徳島保健所ロビー展において情報提供をした。

(4) 医療給付、申請時相談

① 妊娠高血圧症候群等医療給付事業

妊娠高血圧症候群等に罹患している患者で、低所得世帯に属する妊婦が入院した時に費用の一部を助成します。令和5年度は申請はありませんでした。

② 結核児童療育医療給付事業

給付対象者はありませんでした。

③ 妊孕性検査支援事業

令和5年12月から、妊娠を希望する夫婦に対し、健康状態を確認し、将来の妊娠のための健康管理を促すとともに、必要な場合に早期に不妊治療につなげるため、夫婦がともに受けた検査に要する費用の一部を助成しています。

妊孕性検査支援事業申請状況

申請件数	13
------	----

④ 子どもはぐくみ医療費助成事業

子どもの疾病の早期発見や保健の向上と福祉の増進を図るために、市町村が行う子どもはぐくみ医療費助成事業に対して補助金を交付しています。

管内市町村の受診総延件数	900,017件
18歳に達する年度末まで年齢拡大している管内市町村数	12町村 徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

(5) 旧優生保護法一時金支給申請状況

旧優生保護法に基づき、生殖を不能にする手術等を受けられた方に対して、一時金(一律320万)が支給されます。健康寿命推進課及び各保健所において、申請受付・相談等を実施しています。

旧優生保護法一時金支給申請状況

申請件数	0
------	---

4-3) 栄養改善対策

食生活や食環境の変化により、肥満や糖尿病をはじめとした生活習慣病が増加しています。生活習慣病予防と健康づくりのためには、望ましい食習慣の形成が重要です。そのため、保健所、市町村、各関係機関等が連携し、地域の健康づくりが推進できるように各種事業に取り組みました。

(1) 食品栄養表示対策事業

消費者への栄養情報の提供として、栄養成分表示のニーズが高まっています。

栄養表示食品や保健機能食品などの栄養や健康に関する適正な表示方法について、食品関連事業者等への指導を実施するとともに、消費者に対し、表示の活用方法等に関する啓発を行っています。

栄養表示食品：食品の栄養成分表示や強調表示内容に関する業者指導

保健機能食品：特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品に係る表示内容に関する業者指導

誇大表示：健康増進や疾病治療に関する広告やラベル表示内容の指導

① 個別相談指導・収去実施状況

種 別 \ 項 目		個別相談指導延件数	収去延件数
食 品 表 示 法	栄 養 表 示 食 品	62	2
	保 健 機 能 食 品	2	0
健 康 増 進 法	特 別 用 途 食 品	0	0
	誇 大 表 示	6	0

② 講習会・研修会実施状況

回 数	延人数
10 (8)	513 (424)

() 内は、消費者に対する啓発数で内数。

(2) 外食栄養表示対策事業

健康に留意しつつ外食を楽しむことができるよう、栄養成分表示やヘルシーメニューの提供等を実施する飲食店等を増やし、健康的な食生活を実践しやすい環境整備を推進しました。

	個別指導 延件数	集団指導 回数・延人数
外 食 栄 養 成 分 表 示 等	204	1回 176人

(3) 特定給食施設等栄養管理指導事業

特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設）等の給食施設における栄養管理や栄養教育の充実を通じて、利用者はもとよりその家族や地域の栄養改善・健康づくりの推進を目的として、施設への巡回指導や研修会等を実施しました。

給食施設の開始等については、各施設からの届出により把握しており、徳島保健所管内には、学校・保育所・病院・社会福祉施設・事業所等の給食施設が459施設あります（令和5年3月末現在）。

① 給食施設届出状況

施設区分 届出種別	特 定 給 食 施 設		その他の給食施設	小規模 給食施設	計
	1回300食以上又は 1日750食以上 (※知事指定施設含む)	1回100食以上又は 1日250食以上	1回 50食以上又は 1日100食以上		
開 始（再 開）届	0	3	8	2	13
廃 止（休 止）届	0	0	8	2	10
変 更 届	2	18	16	7	43

※知事指定施設：特別の栄養管理が必要として管理栄養士を置くよう知事が指定した施設

② 個別指導実施状況

	栄 養 士 配 置	特 定 給 食 施 設			その他の 給食施設	小規模 給 食 施 設	計	合 計
		知事指定 施設（※）	1回300食以上 又は1日750食 以上（※を除く）	1回100食以上 又は1日250食 以上	1回 50食以上 又は1日100食 以上			
対 象 数	有	12	45	127	142	22	348	462
	無		12	41	41	20	114	
指導件数	有	11	12	69	62	15	169	218
	無		2	11	24	12	49	

③ 集団指導実施状況

給食施設の関係者を対象に各種研修会や会議等を開催し、資質向上と施設間における情報共有及び連携の推進を図りました。

開 催 回 数	指導延人数	指導延施設数
16	609	527

④ 状況調査・報告

給食施設における給食並びに栄養管理に関する状況を把握し、給食施設に対する指導資料とするため、毎年11月に状況調査を実施しています。

特定給食施設等栄養管理状況調査	調査施設数	報告施設数
	459	459

⑤ 徳島保健所管内集団給食施設協議会の活動支援状況

徳島保健所管内集団給食施設協議会は、給食施設間相互の連携を深め、給食の栄養・衛生管理の向上や緊急時の相互支援体制の確立を目指して、平成13年3月12日に発足し、令和5年度末現在197施設が会員として活動をしています。

保健所では、地域の生活習慣病予防や健康づくりを支えるために大きな役割を担っている組織として、協議会の活動を指導・支援しました。

内 容
1 会議、委員会、研修会の開催支援 役員会 1回、総会 1回、各種委員会 4回、研修会 4回
2 各種情報発信に関する支援 ホームページ「緊急時の会員専用掲示板」の活用促進 災害用非常食購入に関する情報提供 会報誌の作成 2,000部、研修ガイドラインの作成 350部

(4) 在宅食事療養者支援事業

糖尿病等生活習慣病対策において、日常生活を送りながら自宅で食事療養をする人への支援は、病気を管理し生活の質（QOL）を向上させる上で不可欠です。そこで、保健・医療のネットワークを構築し、在宅での食事療養を充実させることにより、生活習慣病の予防と再発・悪化を防止することで住民の健康づくりを支援しています。

平成21年度から、市町村や医療機関等の管理栄養士等を中心としたネットワーク推進チームを立ち上げ、栄養情報等報告書の活用や地域支援体制の推進について検討しています。

内 容
在宅食事療養支援者交流会の開催 概要：令和4年県民健康栄養調査結果により徳島県の健康課題を共有し、医療機関、市町村、職能団体の立場における現状について共有を行う。また、徳島保健所食事療養者ネットワーク推進チームで検討してきた「関係機関との連携」における課題や現状について意見交換を行う。 参加者：ネットワーク推進チーム委員等(市町村・医療機関等保健栄養関係者)34名

(5) 食生活改善地区組織育成指導事業

食生活改善を中心とした地域の健康づくりボランティア組織である食生活改善推進協議会を育成し、活動を支援しました。

内 容
1 食生活改善推進員等の育成指導 (1) 個別相談指導 延べ 101件 (2) 集団育成指導 延べ 6回 127人
2 食生活改善推進員リーダー等育成のための研修会の開催 開催日：令和5年7月11日 場所：徳島保健所 2階 大会議室 対 象：徳島保健所食生活改善推進員リーダー 26人 内 容：講義「家庭での衛生管理について～安全に食べよう～」 講師 東部保健福祉局〈徳島保健所〉 食品衛生担当 講義「感染症の予防について」 講師 東部保健福祉局〈徳島保健所〉 感染症・疾病対策担当

(6) 健康・栄養調査等実施状況

国民の健康状態、栄養摂取量を把握し、栄養と健康の関係等を明らかにするため、国民健康・栄養調査が毎年実施されています。令和4年度は、小松島市・名西郡神山町の2地区が厚生労働省から指定されました。

また、県民健康栄養調査が6年ぶりに実施され、国民健康・栄養調査の2地区を含む5地区を対象に調査を行いました。

その他の調査として「給食施設における野菜摂取量アップ」に関するアンケートを実施しました。

調 査 名	内 容																		
国民健康・栄養調査	1 調査地区 徳島市 2 調査対象(1歳以上) 21世帯 30名(最終確認ができなかった世帯については1世帯1名とする) 3 調査説明会 令和5年11月1日 参加数 3名 4 本調査(身体測定・血液検査等) 令和5年11月8日 参加数 7名 5 調査実施状況(協力者数) <table><tr><th>調査項目 (対象)</th><th>栄養摂取 状況調査 (1歳以上)</th><th>身体状況 調査 (1歳以上)</th><th>歩行数 調査 (20歳以上)</th><th>生活習慣 調査 (20歳以上)</th><th>血液 検査 (20歳以上)</th></tr><tr><td>調査地区</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>徳島市</td><td>13名</td><td>11名</td><td>11名</td><td>15名</td><td>7名</td></tr></table> ※栄養摂取状況調査及び血液検査協力者へは、結果を送付 6 調査に係る世帯訪問等(調査依頼、調査票配布・回収等) 延べ107回	調査項目 (対象)	栄養摂取 状況調査 (1歳以上)	身体状況 調査 (1歳以上)	歩行数 調査 (20歳以上)	生活習慣 調査 (20歳以上)	血液 検査 (20歳以上)	調査地区						徳島市	13名	11名	11名	15名	7名
調査項目 (対象)	栄養摂取 状況調査 (1歳以上)	身体状況 調査 (1歳以上)	歩行数 調査 (20歳以上)	生活習慣 調査 (20歳以上)	血液 検査 (20歳以上)														
調査地区																			
徳島市	13名	11名	11名	15名	7名														
そ の 他 の 調 査	給食施設459施設を対象に、給食施設における危機管理対策についてのアンケートを実施しました。																		

(7) 食環境整備推進事業

健康徳島21における栄養・食生活分野の目標には、適正体重の維持や適切な食事等に関するものに加え、飲食店等におけるヘルシーメニューの実施や給食施設での栄養管理等、食の環境整備に関する項目が掲げられています。

その目標の達成に向けて、市町村や栄養士会、食生活改善推進協議会、給食施設協議会等の関係機関・団体等と連携し、正しい食情報の発信と健康的な食品・食事をとりやすい環境整備を推進しました。

事 業 内 容	
1 栄養表示(ヘルシーメニュー・ヘルシーオーダー含む)実施店について	
健康づくり推奨店数	46店舗
実施メニュー数	198品

2 栄養に関する情報提供について

対 象	個別指導	集団指導	
	延人数	回 数	延人数
一般住民	5	0	0
各種団体等	172	1	176
栄養士、栄養士会	0	0	0
調理師、調理師会	0	0	0
学生実習	10	10	322

3 身近にいる食事や料理の仕方を教えてくれる人について

食生活改善推進協議会の活動状況

会の状況		活動の総数	
協 議 会 数	7	活動 延回数	指導住民 延人数
推 進 員 数	187	2,663	38,771

4 食事指導のできる市町村管理栄養士等について

(1) 市町村管理栄養士・栄養士の配置状況

保 健 所 別	管轄市町村数	配置市町村数	配 置 率	配置人数
徳島保健所管内	13	8	61.5%	10
徳 島 県	24	18	75.0%	32

(2) 市町村関係者の指導状況

対 象	個別指導	集団指導	
	延人数	回 数	延人数
市町村関係者	25	2	14

5 利用者やその家族が栄養指導を受けることができる給食施設について

(徳島保健所管内459施設の状況)

給食施設での栄養指導の実施率	59.0%
給食施設での栄養表示の実施率	74.9%
健康づくりの一環として給食を実施している施設	77.8%
給食の給与栄養量の評価を実施している施設	98.0%
徳島保健所管内集団給食施設協議会の加入率	42.9%

令和5年度特定給食施設等栄養管理状況報告書による

(8) 地域における食育推進事業

食生活を取り巻く環境の変化の中、あらゆる世代が「食」に関心を持ち、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できることが重要です。

そのため、関係機関と連携し、野菜の摂取量アップに向けた啓発等の食育推進に取り組みました。

内 容	対 象	回 数	人 数
推進員の活動について	松茂町ヘルスメイト	1	18
推進員の活動について	藍住町ヘルスメイト	1	28
CKD予防のための食生活について	上板町ヘルスメイト	1	17

(9) 野菜摂取量アップ推進事業

野菜の摂取量を増加させ、バランスのとれた食生活を実践できるよう関係機関・団体と協働で野菜不足解消に向けて普及啓発に取り組みました。

事 業 内 容
1 「とくしま野菜週間」における普及啓発 (1) 保健所ホームページを活用した情報発信 (2) 管内8事業所の社員食堂においてポスター、チラシ、ポケットティッシュ等啓発グッズの配布 (3) 健康づくり推奨店、集団給食施設協議会を通じた普及啓発 2 「野菜摂取量アップ」に向けた環境整備の促進 (1) 食生活改善推進員（ヘルスメイト）による啓発事業等の開催や野菜の目標量の周知等、各地域に応じた取組を支援 7協議会 (2) 特定給食施設や給食施設協議会を通じて、野菜に関する適切な情報提供・野菜摂取量増加に向けた啓発を実施 (3) 職域団体を通じた野菜摂取量アップの啓発を実施 7機関

(10) 災害時栄養管理体制推進事業

南海トラフ巨大地震等をはじめとする大規模災害発生に備え、発災当初から被災者の健康状態を維持するために必要な栄養・食生活支援活動が迅速かつ適切に展開できるよう、関係機関や関係団体等と連携しながら研修会等を開催し、体制整備の充実・強化を図りました。

事 業 内 容
1 給食施設協議会危機管理体制整備委員会活動支援 ・能登半島地震の被害状況等の情報共有 ・施設における備蓄状況の情報交換 ・緊急時の会員専用掲示板活動訓練の実施：参加施設 71施設 3 学生実習（管理栄養士養成課程）における講義 1回 45人 講義「災害時の食支援活動について」

(11) 免許等の申請

栄養士法に基づく管理栄養士及び栄養士の免許申請や受験願書提出等についての窓口業務を行いました。

免許種別 申請内容	管理栄養士	栄養士	計
免許申請	51	181	232
書換え	40	36	76
再交付	3	7	10
返納	0	0	0
各種証明	18	172	190
計	112	396	508

5 こころの健康担当の事業

5-1) 精神保健福祉対策

住民がこころの健康を保持増進し、精神障がい者及び家族が地域で安心して生活が送れるよう、地域移行や社会参加の促進を図るとともに、早期に適切な機関へ相談できる地域ケアシステムの体制整備を推進しています。

(1) 精神障がい者の状況

徳島県下の入院・通院患者の約70.5%を当保健所管内で占めています。また、医療機関も当保健所管内に集中しており精神障がい者が地域で生活するためには、適切に医療が受けられるよう障がい者及び関係機関との連絡調整が常に必要とされています。

①精神障がい者の受療状況

令和6年3月末現在 件数

	精神保健福祉法による受療者数			
	入院		在宅	合計
	措置入院	医療保護入院	自立支援医療	
管内	5	911	8,673	9,589
管外	2	307		
県	10	1,460	12,296	13,766

②仮入院及び再入院の状況

件数

	仮退院	再入院
令和元年	3	3
令和2年	1	1
令和3年	4	1
令和4年	1	0
令和5年	2	2

③定期病状報告書の状況

件数

	措置入院者定期病状報告件数	医療保護入院定期病状報告件数
令和元年	2	289
令和2年	9	306
令和3年	9	322
令和4年	4	320
令和5年	5	313

④医療保護入院・応急入院・退院届出の状況

件数

	医療保護入院届出件数		合計 (徳島県)	応急入院届出件数	退院届出件数
	法第33条第1項	法第33条第2項			
令和元年	1,254	40	1,294(1,436)	102	1,279
令和2年	1,292	51	1,343(1,477)	105	1,332
令和3年	1,289	53	1,342(1,493)	91	1,285
令和4年	1,246	34	1,280(1,434)	87	1,357
令和5年	1,241	47	1,288(1,460)	82	1,277

⑤措置入院・医療保護入院年間件数

件数

		措置入院 (緊急措置)	医療保護入院 (法第33条第2項)
令和元年度	管内	5	1,294(40)
	徳島県	7	1,436
令和2年度	管内	10 (1)	1,348(51)
	徳島県	12	1,477
令和3年度	管内	11 (0)	1,342(53)
	徳島県	12	1,493
令和4年度	管内	9 (0)	1,280(34)
	徳島県	14	1,434
令和5年度	管内	8 (1)	1,288(47)
	徳島県	10 (2)	1,460

⑥精神障がい者の申請・通報・届出・診察・措置解除件数

件数

	申 請 数 (22条)	通 報					精神 病院 管理 者の 届出 (26条の2)	医 観 察 法 対 象 に 係 る 通 報 (26条の3)	知 事 ・ 指 定 都 市 市 長 職 務 診 察 (27条の2)	合 計	左 の う ち 診 察 不 要	診察件数		診 察 の 結 果 要 措 置 と 診 断 が 一 致 し た 者	新 た に 措 置 し た 者 (29条)	緊 急 入 院 緊 急 措 置 患 者 診 察 数	同 左 に つ き 措 置 し た 者 (29条)	措 置 解 除 数 計	精 神 保 健 相 談 連 絡 票 (47条の1)			
		警 察 官 (23条)	検 察 官 (24条)	保 護 観 察 所 長 (25条)	矯 正 施 設 長 (26条)	小 計						第 一 次	第 二 次									
令和元年	5	112	1	0	35	148	1	0	0	154	146	8	8	5	5	0	0	0	6	0	6	-
令和2年	0	134	11	1	22	168	0	0	1	169	157	12	12	10	10	1	1	0	8	0	8	-
令和3年	0	31	16	0	15	62	1	0	3	66	52	14	14	11	11	0	0	0	12	0	12	34
令和4年	0	17	4	0	21	42	0	0	0	42	31	11	10	9	9	0	0	0	11	0	11	86
令和5年	1	75	7	0	25	107	1	0	0	109	102	7	7	7	7	1	1	1	9	0	9	132

⑦精神保健福祉法22条から26条における通報件数

令和5年度は県下の通報件数の79%を占めています。

件数

	徳保管内通報件数 ()内は徳島県全体数			
	警察官より	検察官より	その他	計
令和元年度	112 (177)	1 (3)	41 (50)	154 (230)
令和2年度	134 (200)	11 (11)	24 (28)	168 (239)
令和3年度	31 (50)	16 (16)	19 (28)	66 (94)
令和4年度	17 (23)	4 (5)	21 (29)	42 (57)
令和5年度	75 (95)	7 (17)	27 (33)	109 (145)

⑧アルコール慢性中毒者通報件数

件数

	R1	R2	R3	R4	R5
通報件数	4	3	3	0	0

⑨精神保健福祉手帳保持者の状況

令和6年3月末現在

件数

	精神障害者 保健福祉手帳取得者数（累計）			
	1 級	2 級	3 級	計
管内 （所持等級割合）	463（9.45%）	2,270（46.37%）	2,162（44.16%）	4,895
徳島県 （所持等級割合）	663（9.6%）	3,222（46.7%）	3,013（43.6%）	6,898

（2）精神保健福祉相談事業

近年、複雑かつ深刻な事例や事件性のある事例等処遇困難事例や緊急対応を要する相談が増加傾向にあり、精神疾患やライフステージ（小児・思春期・更年期・老年期等）におけるこころの相談、社会復帰、アルコール等の治療や生活の問題等について、精神科医師及び保健師が相談に応じています。

①精神保健福祉相談（面接）

精神科医師による定期相談（開催日数36日）、保健師による定期外相談を随時実施しています。

a. 相談種別

件数

	実人員	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	ひきこもり	高次脳機能障がい	発達障がい	自殺関連	自死遺族	犯罪被害	治療中断	その他	延件数
定期相談	23	3	2	0	1	0	0	0	13	0	0	3	0	1	1	0	0	2	4	23
定期外相談	78	5	65	4	0	0	0	0	68	0	7	8	4	8	3	0	0	4	41	190

b. 相談内容（重複）

件数

	身不眠的等	精神的	性行格動上上	教育上	就職職業上上	入治院療上上	医療費	生活	診断明書書	その他	計
定期相談	10	22	18	0	4	18	4	19	0	0	95
定期外相談	241	2,482	578	10	45	1,443	7	1,970	3	194	6,973

②電話相談

延相談件数は3,110件あり、電話での相談が多くなっています。

a. 相談種別

a. 相談種別																			件数
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	ひきこもり	高次機能障がい	発達障がい	自殺関連	自殺遺族	犯罪被害	治療中断	その他	延件数
													再	掲					
令和元年	123	2,244	39	5	0	1	37	271	1	1	38	30	38	189	8	1	67	145	2,867
令和2年	27	2,317	17	9	0	2	4	300	0	1	13	2	39	179	0	2	159	142	2,819
令和3年	89	1,632	26	5	1	0	3	534	3	2	13	2	23	32	1	5	8	64	2,359
令和4年	97	1,192	42	1	1	0	4	1,055	5	2	23	0	28	35	5	1	53	178	2,577
令和5年	36	495	34	0	3	0	1	1,825	0	3	18	6	11	20	0	0	49	713	3,110

b. 相談内容（延件数）

b. 相談内容（延件数）											件数
	身不 体眠 的等	精 神 的	性行 格動 上上	教 育 上	就職 職業 上上	入治 院療 上上	医 療 費	生 活 上	診証 断明 書書	そ の 他	計
令和元年度	467	2,237	1,698	14	120	1,839	117	1,679	44	166	8,381
令和2年度	351	2,459	1,044	2	93	1,713	68	1,804	10	181	7,725
令和3年度	310	1,847	699	4	149	851	63	1,554	28	161	5,666
令和4年度	341	1,719	840	12	70	1,047	45	1,610	32	355	6,071
令和5年度	241	2,482	578	10	45	1,443	7	1,970	3	194	6,973

③訪問指導

医療の継続支援や受診勧奨、社会復帰支援や生活指導等を実施しています。また、家族関係の調整、関係機関との連絡調整を行い、再発予防、危機介入に対応できるようにしています。

対象別訪問指導

対象別訪問指導												件数									
	実人員	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	ひきこもり	高次脳機能障がい	発達障がい	自殺関連	自死遺族	犯罪被害	治療中断	その他	延件数	
																					再掲
令和元年度	118	25	268	14	0	0	0	2	20	0	0	4	7	16	16	0	0	24	4	333	
令和2年度	93	2	249	4	0	0	0	0	5	0	0	2	6	8	9	0	0	50	8	268	
令和3年度	50	16	74	2	3	0	0	0	30	0	3	4	1	4	11	0	0	3	10	138	
令和4年度	41	10	76	0	0	0	0	0	18	0	0	2	0	4	8	0	0	6	2	106	
令和5年度	45	14	29	0	0	0	0	0	55	0	0	4	6	2	0	0	0	6	36	134	

老人精神保健福祉相談及び訪問指導（再掲）

	相談			訪問指導	
	開催実施日	相談実人員	相談延人員	訪問実績	訪問延人員
令和元年	6	6	6	11	25
令和2年	1	1	1	1	2
令和3年	1	1	1	3	16
令和4年	2	2	2	4	10
令和5年	3	3	3	6	14

④警察などからの緊急対応要請の状況

緊急対応要請の状況（定期外相談における再掲） 件数

内 訳	業務時間内	業務時間外	計
令和元年度	24	21	45
令和2年度	17	19	36
令和3年度	15	17	32
令和4年度	9	12	21
令和5年度	34	33	67

（３）地区組織育成

①精神保健福祉 地区組織活動

精神障がい者の地域生活を支援するとともに、障がい者が暮らしやすい地域社会づくりに活動している地区組織に対して支援を行っています。

	患者会	家族会	依存症の自助団体・回復施設	職親会	ボランティア支援	計
令和元年度	0	17	22	0	21	60
令和2年度	0	7	3	0	3	13
令和3年度	0	3	0	0	1	4
令和4年度	0	3	0	0	2	5
令和5年度	0	1	0	0	2	3

（４）障がい者地域支援事業

①高次脳機能障がい支援普及事業

高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係者との支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発事業を実施し、高次脳機能障がい者に対する支援体制の整備に努めています。

講演会

実施時期	内容	参加人数
令和6年2月15日 午前9時45分から 午前11時45分まで	1. 講演会 (1) 講演：「高次脳機能障がいの症状と対応方法について」 講師：徳島文理大学 保健福祉学部看護学科 教授 南川 貴子 氏 (2) 講演：「高次脳機能障がい当事者・家族の想いについて」 講師：高次脳機能障がい徳島家族会「すだち」 2. 交流会	40名

普及啓発

配布時期	場所
令和6年 3月1日～3月8日	ゆめタウン徳島
令和6年 3月4日～3月18日	フジグラン北島

(5) 関係機関との連携調整

①精神保健福祉連絡協議会（令和6年1月29日）

精神保健及び精神障がい者の福祉に関わる関係者が協議を行い、支援体制を整えるため会議を開催し、精神障がい者の社会復帰及び社会参加の促進並びに地域住民の精神的健康の保持増進について検討しています。なお、自殺対策地域連携会議・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議と同時開催としています。

協 議 事 項	参加人数
精神保健福祉連絡協議会 （自殺対策地域連携会議、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議と同時開催）	38名 (31機関)
(1) 徳島保健所管内の精神保健福祉対策の現状 (2) 早期介入・治療継続のための取組 (3) 第8次徳島県保健医療計画精神疾患の医療体制について (4) 徳島保健所の自殺予防対策の取組 (5) 徳島県自殺対策基本計画・心のサポーター養成事業 (6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための取組 (7) 改正精神保健福祉法について (8) その他 ・DPAT活動について	

②事例検討会の開催及び出席状況

管内市町村保健師や担当者、病院の医師や精神保健福祉士、福祉事務所、相談支援事業所等関係機関の職員と共に処遇困難事例のケースに対して検討会を実施するとともに、精神障がい者が地域で安心した生活を送れるように検討会を開催しました。

実施主体別	保健所	県主催	市町村	医療・福祉・教育機関等	計
回数	9	1	4	11	25

(6) 障がい者自立支援協議会等への支援

自立支援協議会では、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて地域の課題を共有し、地域のサービスの基盤整備を目的として開催されています。そして、地域社会の中で障がいのある人がより豊かに安心して暮らすための地域生活支援の推進に努めています。

市 町 村	参加回数	市 町 村	参加回数
徳 島 市	9 (2)	上 勝 町	4
鳴 門 市	3	佐那河内村	3
小松島市（南部1）	4	名 西 郡	8
勝 浦 町	8	板 野 郡	9 (1)

* () 内地域移行部会再掲（コア会議含む）

(7) 精神科病院実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がい者の人権に配慮した適切な医療及び保護の確保を図ることを目的に精神科病院の実地指導を行っています。

事業名	対象病院数	実地指導病院数	
精神科病院実地指導	12	12	
実地審査(措置3か月後診察)	対象者数	診察結果	
	2	要措置	2

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

①精神保健医療福祉体制の整備に係る事業

a. 保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置

開催日	協議の場の名称及び内容	参加人数
令和5年9月28日	管内市町村精神保健福祉担当者連絡会議 1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築について ・ R6年度法改正における市町村の役割 ・ 市町村の取組状況について 2 相談支援体制構築のための有効な連携について (グループワーク)	30名
令和6年1月23日	精神障がい者地域サポート検討会 1 地域で生活する精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える方への相談支援対応について 2 事例検討 3 情報提供 精神保健福祉法の改正について等	19名
令和6年1月29日	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議 (徳島保健所精神保健福祉連絡協議会と同時開催) 1 徳島保健所管内の精神保健福祉対策の現状 2 早期介入・治療継続のための取組 3 第8次徳島県保健医療計画精神疾患の医療体制について 4 徳島保健所の自殺予防対策の取組 5 徳島県自殺対策基本計画・心のサポーター養成事業 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための取組 7 改正精神保健福祉法について 8 その他 ・ DPAT活動について	38名

②当事者・家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業

a. ピアサポートの活用に係る事業

精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障がい者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポートの活用を推進するための体制整備を行っています。

実施日	内 容	参加者
令和5年6月14日	学生実習におけるピアサポーターによる体験懇談会	ピアサポーター1名、 看護学生8名、 保健所職員3名
令和6年2月7日	ピアサポート活用事業におけるピアサポーター交流会	ピアサポーター9名、 医療機関スタッフ11名、 保健所職員2名

(9) 医療観察法に基づく支援

心神喪失の状態で重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進するための支援を行っています。

出席回数	対象者実人数
9	4

(10) 日常生活自立支援事業契約締結審査会

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うものです。本事業の円滑な推進を目的に、本人と社会福祉協議会との契約に基づいて行う利用契約について法律・福祉・医療等の専門家が審査や援助における助言を行っています。

出席回数	審査事案	報告事案	諮問事案
6	39	0	0

(11) 「徳島県自殺者ゼロ作戦」推進事業（自殺予防対策事業）

①自殺未遂者支援・連携体制構築事業

自殺者は、自殺未遂歴のある者が多く、自殺未遂歴は、将来の自殺に関する最も強力な予測因子であり、自殺企図後は、実態把握と回復に向けた治療的働きかけのチャンスと言われています。そこで、関係機関との連携体制の構築と、自殺念慮の要因となる本人及びその世帯が抱える課題解決に向けて、地域のネットワークを活用した包括的支援体制の整備を目指し事業を実施しています。

a. 「保健所こころの健康相談」の周知

救急病院や市町村等の関係機関と連携しながら継続的支援を行うことで、自殺未遂者の再企図を防ぐことを目的に、「保健所こころの健康相談」の案内パンフレットや、メンタルヘルスに関するリーフレットの配布を行いました。

配布時期	配布先
令和5年9月 (自殺予防週間)	【医療機関】 徳島県立中央病院、徳島県鳴門病院、徳島赤十字病院、 徳島健生病院、鳴門シーガル病院、徳島シーガルクリニック、 田岡病院、いやしの杜クリニック、徳島大学病院、藍里病院、 TAOKAこころの医療センター、むつみホスピタル、南海病院、 城南病院、第一病院、そよかぜ病院、ほのぼのホスピタル、 葵ホスピタル 【市町村】 徳島保健所管内13市町村 【その他】 フジグラン北島、ゆめタウン徳島、管内ハローワーク3か所
令和6年3月 (自殺対策強化月間)	

b. 地域支援者向け対応力向上研修

自殺未遂者の再企図を防止するため、支援者の対応力を高め、実践活動の展開が広がることにより、連携体制を強化をすることを目指し、研修会を開催しました。

実施日時	内 容	参加人数
令和6年3月6日 午後2時から 午後4時まで	演題：「不登校となる子どもの心の健康問題と対応について」 講師：大久保クリニック 院長 大久保 圭策 氏 方法：オンライン	145名

c. 自殺未遂者等に対する関係機関（教育・医療・福祉）との連携及び寄り添い型支援

自殺未遂歴は将来の自殺に関する最も強力な予測因子と言われており、自殺企図者の80%以上に何らかの精神疾患があると言われています。このことから、精神障害者を自殺（未遂）ハイリスク者として捉え、多職種と連携しながら個別支援を実施しています。

今年度は、自傷行為を有するケースの警察官通報や関係機関からの相談件数も多かったため、地域の関係者と連携の上医療に繋げる等、本人及び家族への支援を実施しました。

また、今年度から教育委員会主催の子どもCRT（専門家による子どものリスク対応・支援チームの派遣）会議が開催されており、保健所職員も会議に参加し、対象となる児童生徒の背景や支援を行う学校現場の課題等、共有を図り効果的な支援を検討しました。

d. 徳島保健所自殺対策地域連携会議

自殺未遂者支援連携医療機関や精神保健福祉センター、警察、消防、管内市町村担当者等が参加し、市町村における自殺対策に関し、行政や関係機関、団体が連携し、総合的な自殺予防対策が推進されるよう、相互の情報共有と連携を深めました。精神保健福祉連絡協議会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築検討会議と同時開催としています。

実施日時	内 容
令和6年1月29日	(1) 徳島保健所の自殺予防対策の取組 (2) 徳島県自殺対策基本計画・心のサポーター養成事業 ※精神保健福祉連絡協議会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議と合同開催

②人材養成事業

a. スキルアップ研修会

行政、医療、福祉関係職員等、県民から相談を受ける立場にある職員に対し、自殺に関連する精神疾患についての正しい知識や適切な対応方法について研修を行うことにより、対応力を高めることを目的に実施しています。

実施日	内 容	参加人数
令和5年11月30日 午後1時30分から 午後3時まで	演題：「高齢者に見られる精神障害の理解と対応」 講師：むつみホスピタル認知症疾患医療センター センター長 村田 憲治 氏 方法：オンライン開催	94名

b. かかりつけ医と精神科医との連携事業（東部圏域研修会）

うつ病は、不眠や食欲不振等、身体症状を訴えてかかりつけ医を受診することが多く、早期から適切な対応や治療を受けることで、症状の改善及び悪化を防止でき、自殺を予防することにつながります。そこで、一般診療科医が精神疾患全般への理解をさらに深め、精神疾患が疑われる患者が、早期に専門的治療を受けることができる体制を整備することを目的に実施しています。

実施日	内 容	参加人数
令和5年9月14日 午後7時から 午後9時まで	演題：「職場における発達障害への対応について」 講師：川崎医科大学 精神科学教室 准教授 村上伸治 氏 ※徳島産業保健総合支援センターと共催 方法：ハイブリッド方式	36名

③普及啓発事業

a. パネル展等

自殺の要因は極めて複雑であり、勤務問題や学校問題等、複数の要因が関連している場合が多いと考えられ、特にそれらの要因とメンタルヘルスの問題とがつながることで自殺の危険性が高まると言われています。

そこで、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する県民の理解が深まるよう、自殺予防に関する正しい知識や相談窓口の周知を図ることを目的に実施しています。

実施日	実施時期	場 所
自殺予防週間（9月）	令和5年9月8日～9月19日 令和5年9月13日～9月20日 令和5年9月4日～9月20日	徳島県立中央病院 フジグラン北島 ハローワーク徳島・鳴門・小松島
自殺対策強化月間（3月）	令和6年3月1日～ 3月8日 令和6年3月4日～ 3月18日 令和6年3月5日～ 3月19日	ゆめタウン徳島 フジグラン北島、 ハローワーク徳島・鳴門・小松島

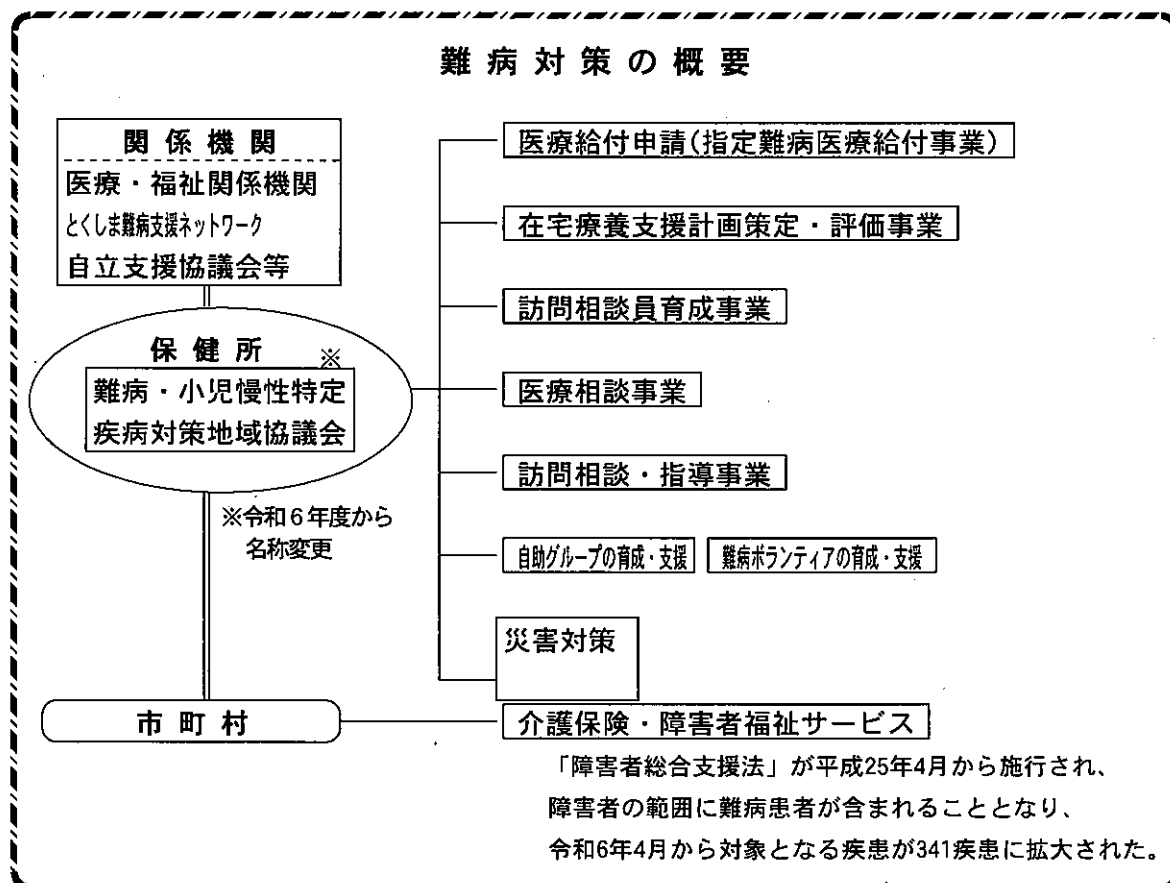
b. 若年層への普及啓発

中学校や高等学校、大学、成人式等で、自殺予防やメンタルヘルス関連のパンフレットやグッズを配布することにより、自殺予防に関する正しい知識や相談窓口の周知を図ることを目的に実施しています。

6 感染症・疾病対策担当の事業

6-1) 難病対策

難病患者等の療養上の不安の解消を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な難病患者に対し、適切な在宅療養支援を行うため、地域の医療機関及び福祉機関、市町村等関係機関との連携のもと、各事業を実施しています。また、災害時の難病患者・家族の支援体制構築に向けて関係機関が一体となり、個別避難計画策定支援や避難訓練等の災害対策支援に取り組んでいます。



徳島県における特定疾患（指定難病）患者の状況

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R4	R5
受給者数(県)	6,168	6,462	6,612	6,200	6,310	6,466	7,273	7,765	7,284	7,909
受給者数(管内)	3,862	4,085	4,223	3,970	4,082	4,184	4,664	5,078	4,758	5,195

※平成26年度(平成27年1月)に対象が56疾患から110疾患に拡大。

※平成27年度7月に対象が110疾患から306疾患に拡大。

※平成29年度4月に対象が306疾患から330疾患に拡大。

※平成30年度4月に対象が330疾患から331疾患に拡大。

※令和2年度7月に対象が331疾患から333疾患に拡大。

※令和3年度11月に対象が333疾患から338疾患に拡大。

※令和6年度4月に対象が338疾患から341疾患に拡大。

(1) 特定医療費（指定難病）給付事業および特定疾患治療研究事業

次の疾患を対象に医療費の公費負担を行っています。

① 特定医療費（指定難病）受給者数

R6年3月末現在

疾患	県	管内	疾患	県	管内
1 球脊髄性筋萎縮症	22	8	48 原発性抗リン脂質抗体症候群	7	6
2 筋萎縮性側索硬化症	78	57	49 全身性エリテマトーデス	362	253
3 脊髄性筋萎縮症	2	1	50 皮膚筋炎／多発性筋炎	188	131
4 原発性側索硬化症	1	0	51 全身性強皮症	147	97
5 進行性核上性麻痺	152	89	52 混合性結合組織病	85	58
6 パーキンソン病	1081	648	53 シェーグレン症候群	142	100
7 大脳皮質基底核変性症	38	25	54 成人スチル病	32	23
8 ハンチントン病	4	3	55 再発性多発軟骨炎	7	4
9 神経有棘赤血球症	0	0	56 ベーチェット病	84	50
10 シャルコー・マリー・トゥース病	8	6	57 特発性拡張型心筋症	124	78
11 重症筋無力症	220	160	58 肥大型心筋症	45	30
12 先天性筋無力症候群	0	0	59 拘束型心筋症	0	0
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	140	94	60 再生不良性貧血	68	34
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎多発性運動ニューロパチー	75	50	61 自己免疫性溶血性貧血	14	12
15 封入体筋炎	7	6	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	9	6
16 クロウ・深瀬症候群	4	4	63 特発性血小板減少性紫斑病	138	100
17 多系統萎縮症	93	64	64 血栓性血小板減少性紫斑病	2	1
18 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	165	104	65 原発性免疫不全症候群	13	8
19 ライソゾーム病	10	9	66 IgA腎症	116	81
20 副腎白質ジストロフィー	0	0	67 多発性嚢胞腎	97	74
21 ミトコンドリア病	6	4	68 黄色靱帯骨化症	88	49
22 もやもや病	101	76	69 後縦靱帯骨化症	387	222
23 プリオン病	2	2	70 広範脊柱管狭窄症	31	18
24 亜急性硬化性全脳炎	0	0	71 特発性大腿骨頭壊死症	133	99
25 進行性多発性白質脳症	1	1	72 下垂体性ADH分泌異常症	32	20
26 HTLV-1関連脊髄症	7	5	73 下垂体性TSH分泌亢進症	1	0
27 特発性基底核石灰化症	0	0	74 下垂体性PRL分泌亢進症	9	7
28 全身性アミロイドーシス	48	29	75 クッシング病	11	5
29 ウルリッヒ病	0	0	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0	0
30 遠位型ミオパチー	1	0	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	35	28
31 ベスレムミオパチー	0	0	78 下垂体前葉機能低下症	126	91
32 自己貪食空胞性ミオパチー	0	0	79 家族性高コレステロール血症	2	2
33 シュワルツ・ヤンベル症候群	0	0	80 甲状腺ホルモン不応症	0	0
34 神経線維腫症	40	19	81 先天性副腎皮質酵素欠損症	4	2
35 天疱瘡	34	19	82 先天性副腎低形成症	0	0
36 表皮水疱症	2	0	83 アジソン病	3	1
37 膿胞性乾癬（汎発型）	23	14	84 サルコイドーシス	148	103
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	7	6	85 特発性間質性肺炎	170	112
39 中毒性表皮壊死症	0	0	86 肺動脈性肺高血圧症	35	22
40 高安動脈炎	25	13	87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	1	1
41 巨細胞性動脈炎	10	8	88 慢性血栓性肺高血圧症	32	21
42 結節性多発動脈炎	13	9	89 リンパ脈管筋腫症	2	0
43 顕微鏡的多発血管炎	71	47	90 網膜色素変性症	80	51
44 多発血管炎性肉芽腫症	25	20	91 バッド・キアリ症候群	2	2
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	49	34	92 特発性門脈圧亢進症	2	2
46 悪性関節リウマチ	35	26	93 原発性胆汁性肝硬変	136	73
47 バージャー病	17	13	94 原発性硬化性胆管炎	14	7

	疾 患	県	管内		疾 患	県	管内
95	自己免疫性肝炎	52	33	145	ウエスト症候群	0	0
96	クローン病	382	258	146	大田原症候群	0	0
97	潰瘍性大腸炎	987	673	147	早期ミオクロニー脳症	1	0
98	好酸球性消化管疾患	10	8	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	0
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	2	2	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0	0	150	環状20番染色体症候群	1	0
101	腸管神経節細胞僅少症	0	0	151	ラスムッセン脳炎	1	1
102	ルビンシュタイン・ティビ症候群	0	0	152	P C D H 19 関連症候群	0	0
103	CFC症候群	0	0	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	1	1
104	コストロ症候群	0	0	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0	0
105	チャージ症候群	0	0	155	ランドウ・クレフナー症候群	0	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	0	0	156	レット症候群	1	1
107	全身型若年性特発性関節炎	7	3	157	スタージ・ウェーバー症候群	0	0
108	TNF受容体関連周期性症候群	0	0	158	結節性硬化症	6	2
109	非典型溶血性尿毒症症候群	2	2	159	色素性乾皮症	0	0
110	ブラウ症候群	0	0	160	先天性魚鱗癬	1	0
111	先天性ミオパチー	1	1	161	家族性良性慢性天疱瘡	0	0
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	0	0	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	27	20
113	筋ジストロフィー	32	21	163	特発性後天性全身性無汗症	7	5
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	0	164	眼皮膚白皮症	0	0
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0	0	165	肥厚性皮膚骨膜炎	0	0
116	アトピー性脊髄炎	1	0	166	弾性線維性仮性黄色腫	0	0
117	脊髄空洞症	5	4	167	マルファン症候群	3	2
118	脊髄髄膜瘤	0	0	168	エーラス・ダンロス症候群	0	0
119	アイザックス症候群	2	2	169	メンケス病	0	0
120	遺伝性ジストニア	0	0	170	オクシピタル・ホーン症候群	0	0
121	神経フェリチン症	0	0	171	ウィルソン病	1	1
122	脳表ヘモジデリン沈着症	4	4	172	低ホスファターゼ症	0	0
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0	0	173	VATER症候群	0	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	0	0	174	那須・ハコラ病	0	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	2	2	175	ウィーバー症候群	0	0
126	ペリー症候群	0	0	176	コフィン・ローリー症候群	0	0
127	前頭側頭葉変性症	15	7	177	有馬症候群	0	0
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	1	1	178	モワット・ウィルソン症候群	0	0
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	0	0	179	ウィリアムズ症候群	0	0
130	先天性無痛無汗症	1	1	180	A T R - X 症候群	0	0
131	アレキサンダー病	1	1	181	クルーゾン症候群	0	0
132	先天性核上性球麻痺	0	0	182	アペール症候群	0	0
133	メビウス症候群	0	0	183	ファイファー症候群	0	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0	0	184	アントレー・ビクスラー症候群	0	0
135	アイカルディ症候群	0	0	185	コフィン・シリズ症候群	0	0
136	片側巨脳症	0	0	186	ロスムンド・トムソン症候群	0	0
137	限局性皮質異形成	1	0	187	歌舞伎症候群	0	0
138	神経細胞移動異常症	0	0	188	多脾症候群	0	0
139	先天性大脳白質形成不全症	0	0	189	無脾症候群	0	0
140	ドラベ症候群	0	0	190	鰓耳腎症候群	0	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	1	0	191	ウェルナー症候群	2	2
142	ミオクロニー欠伸てんかん	0	0	192	コケイン症候群	0	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	0	193	プラダー・ウィリ症候群	1	1
144	レノックス・ガストー症候群	2	1	194	ソトス症候群	0	0

	疾 患	県	管内	1	疾 患	県	管内
195	ヌーナン症候群	1	0	245	プロピオン酸血症	1	1
196	ヤング・シンプソン症候群	0	0	246	メチルマロン酸血症	2	1
197	1 p36欠失症候群	0	0	247	イソ吉草酸血症	0	0
198	4 p欠失症候群	0	0	248	グルコーストランスポーター1欠損症	0	0
199	5 p欠失症候群	0	0	249	グルタル酸血症1型	1	1
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0	250	グルタル酸血症2型	0	0
201	アンジェルマン症候群	0	0	251	尿素サイクル異常症	1	1
202	スミス・マギニス症候群	0	0	252	リジン尿性蛋白不耐症	0	0
203	22q11.2欠失症候群	0	0	253	先天性葉酸吸収不全	0	0
204	エマヌエル症候群	0	0	254	ポルフィリン症	0	0
205	脆弱X症候群関連疾患	0	0	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0	0
206	脆弱X症候群	0	0	256	筋型糖原病	1	0
207	総動脈幹遺残症	0	0	257	肝型糖原病	0	0
208	修正大血管転位症	1	0	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	0
209	完全大血管転位症	1	1	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	0
210	単心室症	5	3	260	シトステロール血症	0	0
211	左心低形成症候群	0	0	261	タンジール病	0	0
212	三尖弁閉鎖症	1	1	262	原発性高カイロミクロン血症	1	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	0	263	脳髄黄色腫症	0	0
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	0	264	無 β リボタンパク血症	0	0
215	ファロー四徴症	6	4	265	脂肪萎縮症	0	0
216	両大血管右室起始症	3	2	266	家族性地中海熱	8	8
217	エプスタイン病	1	1	267	高IgD症候群	0	0
218	アルポート症候群	2	1	268	中條・西村症候群	0	0
219	ギャロウェイ・モワト症候群	0	0	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	22	16	270	慢性再発性多発性骨髄炎	1	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	1	0	271	強直性脊椎炎	36	17
222	一次性ネフローゼ症候群	11	72	272	進行性骨化性線維異形成症	0	0
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	4	3	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0	0
224	紫斑病性腎炎	7	4	274	骨形成不全症	2	0
225	先天性腎性尿崩症	0	0	275	タナトフォリック骨異形成症	0	0
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	13	7	276	軟骨無形成症	0	0
227	オスラー病	9	8	277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	0
228	閉塞性細気管支炎	0	0	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	0	0
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	2	1	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	0	0
230	肺胞低換気症候群	1	1	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	0	0
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	0	0	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	0
232	カーニー複合	0	0	282	先天性赤血球形成異常性貧血	0	0
233	ウォルフラム症候群	0	0	283	後天性赤芽球癆	7	6
234	ベルオキシゾーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0	0	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0	0
235	副甲状腺機能低下症	0	0	285	ファンコニ貧血	0	0
236	偽性副甲状腺機能低下症	1	1	286	遺伝性鉄芽球性貧血	0	0
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	0	287	エプスタイン症候群	0	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	7	5	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	6	4
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	1	1	289	クロンカイト・カナダ症候群	3	1
240	フェニルケトン尿症	1	1	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0
241	高チロシン血症1型	0	0	291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0	0
242	高チロシン血症2型	0	0	292	総排泄腔外反症	0	0
243	高チロシン血症3型	1	1	293	総排泄腔遺残	0	0
244	メープルシロップ尿症	0	0	294	先天性横隔膜ヘルニア	0	0

	疾 患	県	管内		疾 患	県	管内
295	乳幼児肝巨大血管腫	0	0	318	シトリン欠損症	0	0
296	胆道閉鎖症	2	2	319	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症	0	0
297	アラジール症候群	0	0	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	0	0
298	遺伝性腓炎	0	0	321	非ケトーシス型グリシン血症	0	0
299	嚢胞性線維症	0	0	322	β -ケトチオラーゼ欠損症	0	0
300	I g G 4 関連疾患	30	20	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0	0
301	黄斑ジストロフィー	0	0	324	メチルグルタコン酸尿症	0	0
302	レーベル遺伝性視神経症	1	0	325	遺伝性自己炎症疾患	0	0
303	アッシャー症候群	0	0	326	大理石骨病	3	3
304	若年発症型両側性感音難聴	0	0	327	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る)	1	1
305	遅発性内リンパ水腫	0	0	328	前眼部形成異常	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	243	171	329	無虹彩症	0	0
307	カナバン病	0	0	330	先天性気管狭窄症	0	0
308	進行性白質脳症	0	0	331	特発性中心性キャッスルマン病	11	5
309	進行性ミオクロームてんかん	0	0	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0	0
310	先天異常症候群	0	0	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0	0	334	脳クレアチン欠乏症候群	0	0
312	先天性僧房弁狭窄症	0	0	335	ネフロン癆	1	0
313	先天性静脈狭窄症	0	0	336	家族性低 β リポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	0	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0	0	337	ホモシスチン尿症	0	0
315	爪膝蓋骨症候群 (ネイルパテラ症候群)	0	0	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0	0
316	カルニチン回路異常症	0	0		合計	7,909	5,195
317	三頭酵素欠損症	0	0				

②特定医療費（指定難病）受給者の状況（管内）

R5年度状況

	在 宅					長 期 入 院	一時的 入 院	その他	総 計
	就労・就学	家事労働	在宅療養	その他	計				
男	725	207	449	106	1,487	98	46	211	1,842
女	623	249	625	122	1,619	110	35	242	2,006
合計	1,348	456	1,074	228	3,106	208	81	453	3,848
(割合%)	35.0%	11.9%	27.9%	5.9%	80.7%	5.4%	2.1%	11.8%	100%

*新システムの入力項目に合わせて変更

*「特定医療費（指定難病）支給認定／登録者証（指定難病）申請書」の「生活状況」に記載のある受給者状況について計上

③特定疾患医療受給者の状況（管内）

R6年3月末現在

疾 患 名	管内
スモン	19名
プリオン病のうちヒト由来乾燥膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病	0名

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

①在宅療養支援計画策定・評価事業

要支援難病患者に対し、個々の患者等の実態に応じて、きめ細かな支援を行うため、対象患者別の在宅療養支援計画を作成し、各種サービスの適切な提供を行っています。また、同時に災害時個別避難計画の作成促進に向け、市町村等への後方支援も努めています。

疾患群	支援計画策定件数 () 内実数	支援計画評価件数 () 内実数
神経系	26 (11)	26 (11)
内部臓器系	0	0
膠原系	0	0
計	26	26

②訪問相談員育成事業

要支援難病患者やその家族に対する、相談、指導、助言等を行う訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、訪問看護師等の育成を行っています。

開催日及び場所	内容	出席者
実施なし		

③医療相談事業

患者等の療養上の不安の解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、社会福祉士等による医療相談班を編制し、地域の状況を勘案のうえ患者等の利用のしやすさやプライバシーの保護に配慮した会場を設営し、相談事業を実施しています。

内 容	回数	参加数
実施なし		

④訪問相談・指導事業

要支援在宅難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的な指導等を行うため、専門の医師、対象患者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問相談・指導（診療を含む）事業を実施しています。

a. 訪問相談の状況

対象者数	訪問相談員	派遣数	派遣時間
実施なし	0	0	0

b. 訪問指導(診療)の状況

実施日	対象者数	疾患	指導班員数
実施なし			

⑤難病対策地域協議会

難病法第32条の規定する難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。

東部保健福祉局難病対策地域協議会

開催日	内 容	出席者
R6年2月16日	1 指定難病・小児慢性特定疾病患者を取り巻く現状と課題について (1)「難病法」及び「児童福祉法」の改正について (2)難病・小児慢性特定疾病患者の状況について (3)取組報告 ①難病患者の就労支援について ②在宅人工呼吸器装着児への自立支援と課題について ～「OriHime」を活用した社会参加促進支援に関する活動報告～ ③災害時支援の取組について (4)とくしま難病支援ネットワーク患者会の現状課題について 2 意見交換・情報提供 (1)今後の当協議会の運営について (2)その他	委員 13名

(3) 難病患者のための災害援助体制強化事業

平成30年度から、在宅で人工呼吸器を使用している重症難病患者が、平時から災害時まで地域で安心して生活できるよう、地域全体の防災力の向上を目指し、事業を行っています。

開催日及び場所	内 容	出席者
R5年7月13日	個別避難計画の作成に係る県と市の意見交換会	市町村・県関係各課、保健所 計16名
R5年8月23日 福祉避難所 (上板町内)	災害時対応に係る福祉避難所との連携会議 1 災害時対応に係る意見交換会 (1) 市町村の災害時対応について (2) 在宅人工呼吸器装着難病患者の支援状況について 2 福祉避難所見学 (1) 市町村の災害時支援について (2) 避難経路及び避難場所の確認 (3) 災害時対応について打ち合わせ	家族、ケアマネージャー、市町村防災担当・個別避難計画担当職員、医療機関職員、保健所 計12名

(4) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師の指示のもと診療報酬で定められた回数を超える訪問看護について、患者1人あたり、年間260回を限度に必要な費用を交付する事業で、徳島県が訪問看護ステーション等に委託し実施しています。

利用者	支援事業実施延回数
筋萎縮性側索硬化症患者 6名	724回
パーキンソン病患者 1名	(R5.4.～R6.3月末現在)

(5) 難病医療ネットワーク事業

難病拠点・協力病院に相談窓口を設け、保健、医療、福祉のサービスやネットワーク事業の利用方法など療養上の適切な支援を行っています。

相談件数	内訳		相談内容
計 2,297件	徳島市民病院	409件	・疾患や治療方法に関すること
	伊月病院	233件	・特定医療費（指定難病）、小児慢性特定疾病
	徳島赤十字病院	103件	医療費助成に関すること
	徳島大学病院	1,306件	・在宅療養のための医療・介護・福祉等の情報
	徳島県立中央病院	72件	・転院に関すること
	徳島県鳴門病院	137件	・教育・就労に関すること
	博愛記念病院	37件	・専門医や医療機関に関すること ・緊急時の対応と連絡体制に関すること 等

(6) 難病相談

難病患者や家族にとって必要な「情報」を提供するとともに、在宅療養上の問題や悩みを共有しながら相談に応じています。

訪問相談延件数（実）	面接相談延件数	電話相談延件数
38件(8件)	5,204件	4,831件

(7) スモンに関する調査研究（厚生労働省特定疾患スモン調査研究班）

調査研究班のスモン検診時の相談会で在宅スモン患者の実態を把握し、療養に関する情報提供や福祉サービス等が適切に受けられるように支援しています。

調査対象者数	調査数	調査内容
19名	10名(3名)	・特定疾患医療費助成に関すること ・医療機関に関すること等

(8) 難病ボランティアの育成

難病についての理解を深め、患者及び家族の療養生活支援活動を支援する難病ボランティアを育成しています。

①難病ボランティアフォローアップ講座

開催日及び場所	参加数	内容
実施なし		

(9) 自助グループの育成・自立支援

患者及び家族を中心とした疾患別の自助グループが結成されています。グループごと、患者交流会や医療講演会等の活動を通して、患者同士の交流を図る共に、相互支援の体制づくりを進め、患者及び家族のＱＯＬ（療養生活の質）の向上の実現を図っています。

	名 称	結成時期	支援状況	
			回数	保健所 参加者数
1	徳島スモンの会(スモン全国連絡協議会)	S49年	0	
2	パーキンソン仲間の会オリーブ	H23年 1月	0	
3	重症筋無力症患者・家族友の会「あすなる会」	H11年 5月	0	
4	膠原病患者・家族交流会「ひまわり会」	H11年11月	0	
5	日本ALS協会徳島県支部	H12年 6月	2	3
6	クローン病患者交流会「With SUN」	H13年 7月	0	
7	脊髄小脳変性症患者・家族交流会「SCDトクしましょう会」	H14年 3月	0	
8	日本網膜色素変性症協会（JRPS）徳島支部	H16年 2月	0	
9	徳島多発性硬化症友の会	H17年 9月	0	
10	モヤモヤ病の患者と家族の会（四国ブロック）	H17年11月	0	
11	徳島県脊柱靱帯骨化症友の会「徳島OPLL友の会」	H18年11月	0	
12	とくしま難病支援ネットワーク	H17年10月	1	2
13	徳島潰瘍性大腸炎友の会	H18年12月	0	
14	全国CIDPサポートグループ39	H18年 4月	0	

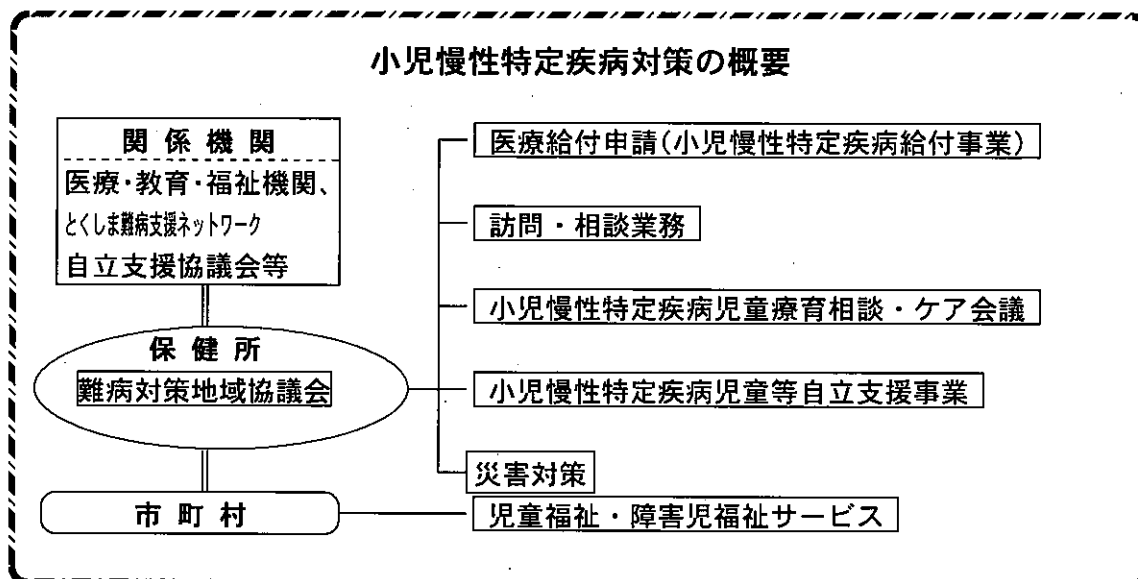
(10) 関係者研修

難病患者や小児慢性特定疾病児に地域療養生活を支援するため関係者等を対象に研修を行い、難病や小児慢性特定疾病の理解や患者・児が利用できる保健、医療、福祉等のサービスについて周知しています。

開催日及び場所	対 象	参加数	内 容
R5年10月31日 佐那河内村役場	徳島保健所管内の在宅人工呼吸器装着児の家族、医療・保健・福祉関係者、役場職員、その他地域関係者、保健所職員	29名	【小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、保健・医療・福祉分野災害コーディネーター体制整備事業、難病患者災害援助体制強化事業（事前研修会）】 演題：「在宅療養中の医療的ケア児に対する継続的な支援と他職種連携」

6-2) 小児慢性特定疾病対策

小児慢性特定疾病で長期にわたり治療を受けている児童等の生活の質の向上を目指し、地域の医療及び福祉、教育、市町村等関係機関と連携し、各事業を実施しています。また、安心して療養生活を送ることができるよう、適宜相談に応じています。



(1) 小児慢性特定疾病児童療養支援

①小児慢性特定疾病医療給付事業

R6年3月末現在

R6年3月末現在

	申請件数		医療受給者数(実人員)			
	新規	継続	未就学児	小学校就学 ～18歳未満	18歳 ～20歳未満	合 計
悪 性 新 生 物	4	46	10	30	4	44
慢 性 腎 疾 患	4	17	2	14	3	19
慢性呼吸器疾患	1	4	2	1	0	3
慢 性 心 疾 患	2	17	4	12	1	17
内 分 泌 疾 患	3	30	3	23	5	31
膠 原 病	1	10	0	9	1	10
糖 尿 病	4	13	0	7	6	13
先天性代謝異常	1	11	3	5	3	11
血液疾患群	0	8	3	2	3	8
免疫疾患群	0	4	1	1	1	3
神経・筋疾患群	6	27	8	18	3	29
慢性消化器疾患群	3	28	5	18	4	27
染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患群	0	3	2	1	0	3
皮膚疾患群	0	0	0	0	0	0
骨系統疾患	1	5	1	4	0	5
脈管系疾患	0	2	0	0	2	2
合 計	30	225	44	145	36	225
	255					

②小児慢性特定疾病相談業務

小児慢性特定疾病児童を持つ保護者等に対し、必要な情報の提供や相談を実施しています。

訪問相談延件数（実）	面接相談延件数	電話相談延件数
49(4)	295	91

③小児慢性特定疾病児童療育相談・ケア会議参加

小児慢性特定疾病児童を持つ保護者等への支援の一環として、療育相談の実施や、重症対象児童の個別ケア会議へ参加しています。

	件数	参加延人数
療育相談	0	0
ケア会議	2	30

④小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（講演会・交流会）

事業の一環として、小児慢性特定疾病児童を持つ保護者や地域支援関係者を対象に、疾患の正しい理解と知識を得る機会として、また交流の機会を設けています。

開催日及び場所	参加数	内容
令和5年9月12日 9月19日 菓子店・患児宅	10名	対象：在宅人工呼吸器装着児及びその家族 内容：小児慢性特定疾病児童と大学生ボランティアとの交流（意思伝達装置「分身ロボットOriHime」を活用した買い物体験と、購入後の患児宅での交流）
令和5年10月31日 市町村役所	20名	対象：在宅人工呼吸器装着児及びその家族、医療・保健・福祉等関係者、市町村職員、民生委員、消防等地域関係者 内容：災害訓練事前研修会（医療機器の説明、自家発電機稼働及び接続実習、車からの電源供給実習）
令和5年11月27日 患児宅・市町村役所	30名	対象：在宅人工呼吸器装着児及びその家族、医療・保健・福祉等関係者、市町村職員、その他民生委員や消防等地域関係者 内容：災害訓練（安否確認訓練、電源確保訓練）
令和5年12月22日 患児宅・市町村役所	14名	対象：在宅人工呼吸器装着児及びその家族、医療・保健・福祉等関係者、市町村職員 内容：災害訓練事前研修会及び災害訓練の振り返り会議

6-3) 肝炎・肝がん等対策

(1) 肝炎治療特別促進事業

B 型及び C 型肝炎ウイルスの除去を目的とする医療を必要とする患者に対し、対象医療の自己負担額（月額）を超える費用を公費で助成しています。

①申請状況

R6年3月末現在

	新規			期間延長	2 回目	更新	計
	核酸アナログ製剤	インターフェロン	インターフェロンフリー		インターフェロンフリー	核酸アナログ製剤	
承認	21	0	24	0	0	437	482
不承認	2	0	0	0	0	0	2
合計	23	0	24	0	0	437	484

②肝炎治療関係相談業務

肝炎治療等に伴う情報提供、公費助成等の相談を実施しています。

面接相談延件数	電話相談延件数
394	576

(2) 肝がん・重度肝硬変治療促進事業

平成 30 年 12 月 1 日から B 型肝炎ウイルス又は C 型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対して行われる入院関係医療について、保険適用のものを助成しています。

申請状況

R6年3月末現在

		新規	更新	転入その他
B型	肝がん	2	4	0
	重度肝硬変	0	0	0
	併発	0	0	0
C型	肝がん	3	2	0
	重度肝硬変	0	0	0
	併発	0	0	0
合計		5	6	0

6-4) 感染症対策

(1) 結核対策

感染症法に基づき、接触者健診を行い患者の早期発見を図るとともに、適正な医療の普及と正しい生活指導・支援並びに健康管理等により結核予防の普及に努めています。

①結核健康診断

a. 定期健診・予防接種実施状況（各関係機関よりの報告数：R5年度）

区 分	対 象 者 数	実 施 者 数	受診率 (%)	健 康 診 断 の 内 容				B C G 予防接種 (1 歳未 満)	被 発 見 者	
				間 接		直 接			患 者	恐 れ の あ る 者
				保 健 所 実 施 分	そ の 他	保 健 所 実 施 分	そ の 他			
乳 児	2,955	2,714	91.8					2,714	0	0
高等学校等	4,034	3,995	99.0		2,242		1,753		0	2
大学生等	4,518	4,173	92.4		3,060		1,113		0	0
一般住民	150,856	10,101	6.7		3,009		7,092		0	0
施 設	4,109	3,591	87.4		1,135		2,456		0	1
事 業 所	30,063	27,928	92.9		4,118		23,810		0	2
計	196,535	52,502	26.7		13,564		36,224	0	0	5

※ 保健所での定期健康診断は平成20年度から廃止

b. 接触者健診等実施状況

区 分	対象 者数	実施 者数	受 診 (%)	健康診断の内容（実施機関）									その 他 ※ 自費 にて 実施 など	被発見者	
				直接撮影		IGRA検査		ツ反		喀痰		CT		患者	発病の恐 者(LTBI治 療実施)
				保健 所 実施 分	委託 医療 機関 実施	保 健 所 実 施 分	委託 医療 機関 実施	保健 所 実施 分	委託 医療 機関 実施 分	保健 所 実施 分	委託 医療 機関 実施	委託 医療 機 関 実 施			
家族	81	73	90.1	42	0	66	4	0	2	0	0	0	0	0	1 (0)
家族以外	305	303	99.3	193	0	218	3	0	1	0	0	0	0	0	22 (0)
医療機関 等実施分	328	325	99.1											0	4 (0)
管理検診	113	110	97.3	24	0					0	0	0	86	0	0 (-)

b-2. 接触者健診・管理検診（医療機関委託分）

件数	受診 人数 (実)	受診（初診 ・ 要指導）	ツベルク リン反応	間接 撮影	直接 撮影	特殊 撮影	断層 撮影	喀痰 検査	普通検診（受診、直 接撮影、喀痰検査）	IGRA 検査
接触者	7	7	3	—	2	0	0	0	—	7
管理	0	0			0	0	0	0	—	
合計	7	7	3	—	2	0	0	0	—	7

c. 市町村別一般住民結核検診受診状況（各市町村報告数：R5年度）

町 村 名	対 象 者	受 診 者 数			受診率 (%)
		保健所 実施分	その他	計	
徳 島 市	78,004		3,660	3,660	4.7
鳴 門 市	19,417		749	749	3.9
小 松 島 市	12,849		553	553	4.3
勝 浦 町	2,171		345	345	15.9
上 勝 町	742		136	136	18.3
佐 那 河 内 村	1,035		135	135	13.0
石 井 町	8,386		838	838	10.0
神 山 町	2,546		965	965	37.9
松 茂 町	4,059		415	415	10.2
北 島 町	6,333		450	450	7.1
藍 住 町	9,484		940	940	9.9
板 野 町	4,543		514	514	11.3
上 板 町	1,287		401	401	31.2
計	150,856		10,101	10,101	6.7

②結核発生動向調査

結核患者数・地域的偏在・集団発生の散発等の患者発生状況、受療状況、病原体情報などを把握、分析し、予防対策の向上と患者管理の充実を図っています。

特に、結核患者から分離された結核菌についてDNA解析を行うことで感染源、感染経路の究明を行い、二次感染予防等結核対策に役立てています。

③患者管理

感染症法により、診断時の医師の届出、保健所での結核患者登録が義務づけられており、結核登録票に基づき結核患者の健康管理、適正医療、再発や二次感染予防の対策を実施しています。

a. 結核登録者及び有病率・罹患率の年次推移

区 分	平成30年	平成元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (暫定値)
新登録患者数	61	58	56	50	46	34
罹患率(10万対)	12.5	12.0	11.6	10.5	9.8	7.3
徳島県	14.4	13.2	13.5	12.9	10.7	-
全国	12.3	11.5	10.1	9.2	8.2	-
年末活動性結核者数	45	43	48	40	35	37
有病率(10万対)	9.2	8.9	10.0	8.4	7.4	7.9
年末総登録数	132	124	120	116	92	86

b. 家庭訪問指導

結核登録者及びその家族に対して、保健師が家庭等を訪問し、適正医療・感染予防・療養生活指導を行っています。

年度	実人数	延回数
R元	64	208
R2	45	62
R3	27	50
R4	35	107
R5	38	105

c. 定期病状調査事業

医療機関等から、結核登録者の病状等を把握し、結核の再発や二次感染の防止を図っています。

報 告 書 受理件数	報 告 結 果	
	要 医 療	経 過 観 察
86	0	86

④結核医療費公費負担

結核の適正医療の普及及び感染拡大防止を目的とする医療費の公費負担があり、公費の適用について、専門家で構成する結核診査協議会で審議されます。月2回（第2・4木曜日）開催し、主治医・患者の申請に基づく審議が行われました。

公費負担制度	申請件数	結核診査結果	
		合 格	承 認
37条（入院勧告医療）	32	32	32
37条の2（適正医療）	100	99	99
合 計	132	131	131

⑤入院勧告及び措置状況

	前年度末 入院勧告者数	増			減							年度末 入院勧告数
		新規	転入	計	治療	通院	入院中	死亡	転出	その他	計	
令和4年度	5	20	0	20	1	5	8	6	0	0	20	5
令和5年度	5	8	0	8	1	6	4	2	0	0	13	0

⑥結核菌DNA解析調査事業

平成24年度（平成25年1月）から、結核菌DNA解析調査事業を開始し、結核患者から分離された結核菌についてDNA解析を行うことで感染源、感染経路の究明を行い、二次感染予防等結核対策に役立てています。

（管内分）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東徳島医療センター	20	18	29	19	15
徳島県立中央病院	14	5	0	2	0
その他医療機関	0	0	1	0	0

⑦結核患者のための高齢者施設連携体制整備事業

高齢者施設の結核に関する理解促進、受入れ体制の改善を図ることにより、結核患者や家族、高齢者施設関係者および住民が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指しています。

事業名	事業内容
該当なし	

開催日および場所	内容および対象者
	該当なし

⑧小・中学校における結核対策

学校や市町村教育委員会と連携を図り、児童・生徒に関する結核の管理方針の検討や相談対応を行っています。

(2) 感染症対策

①感染症発生動向調査

「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律(平成11年4月1日施行、以下「感染症法」)」に基づき、全国一律の基準で、一類から五類の感染症に関する情報を収集・分析し、住民や医療機関その他の関係機関に対して積極的に情報提供することにより、感染症予防推進を図っています。

感染症発生動向調査として、対象となる感染症を診断した医師から届出を受けて、県・国へ報告しています。一類、二類、三類、四類感染症、指定感染症及び新型インフルエンザ等感染症は直ちに、五類感染症(全数把握)は7日以内に届出(ただし、侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻疹、風しんについては直ちに)となっています。

新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として令和2年2月1日より指定され、同年2月13日に新型インフルエンザ等感染症(二類相当)に変更されましたが、令和5年5月8日から五類感染症に変更となりました。

a. 定点医療機関

五類感染症(定点把握)は週報・月報として報告を受けています。

【管内定点項目(医療機関数)】

インフルエンザ/COVID-19定点(20)、性感染症定点(4)、小児科定点(13)、基幹定点(2)、眼科定点(2)

b. 感染症発生状況

令和5年度における患者発生は、新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症、令和5年5月7日まで) 845件、三類感染症(結核除く) 8件、四類・五類感染症(全数把握) 170件、合計1,023件でした。

※新型コロナウイルス感染症の陽性者には、無症状病原体保有者を含んでいます。

類型	二類相当	三 類			四 類											
病名別	新型コロナウイルス感染症 (R5.5.7まで)	腸管出血性大腸菌感染症			日本紅斑熱			重症熱性血小板減少症候群			つつが虫病			ライム病		
患者等別	陽性者	患者	無症状病原体保有者	死者	患者	無症状病原体保有者	死者	患者	無症状病原体保有者	死者	患者	無症状病原体保有者	死者	患者	無症状病原体保有者	死者
	845	8			2			3			1			1		

類型		四 類			五 類														
病名別		レジオネラ症			ウイルス性肝炎		加パ・ペ・私耐性腸内細菌目細菌感染症		クロイツフェルト・ヤコブ症		劇症型溶血性レンサ球菌感染症		後天性免疫不全症候群			侵襲性インフルエンザ球菌感染症		侵襲性肺炎球菌感染症	
患者等別		患者	無症状病原体保有者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	無症状病原体保有者	死者	患者	死者	患者	死者
		7			0		2		1		8		1	2		2		5	

類型	五 類								
病名別	播種性クリプトコックス症		破傷風		梅毒			百日咳	
患者等別	患者	死者	患者	死者	患者	無症状病原体保有者	死者	患者	死者
	1		2		47	9		72	

②感染症発生時の対応状況

感染症法に基づき、感染症発生時における家族等へ積極的疫学調査、健康診断、保健指導等の実施とともに、適正な防疫措置により感染症のまん延を防止しています。

a. 感染症発生届受理及び疑い患者発生時の積極的疫学調査等の状況（結核・新型コロナウイルス感染症を除く・全数把握）

類型	疾患名 (疑い患者を含む)	疫学調査	接触者健診		行政検査 (陽性)	備考
			件数	陽性		
二類	ジフテリア	1	—	—	1 (0)	国立感染症研究所に行政検査依頼
三類	腸管出血性大腸菌感染症	8	20	0	8 (8)	行政検査は菌株提供により実施 接触者健診20件は徳島保健所で実施

四類	重症熱性血小板減少症候群	6	—	—	5 (3)	
	日本紅斑熱	4	—	—	4 (2)	
	ライム病	2	—	—	2 (1)	国立感染症研究所に行政検査依頼
	レジオネラ症	7	—	—	—	
五類	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3	—	—	2 (2)	行政検査は菌株提供により実施
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	—	—	—	8 (8)	行政検査は菌株提供により実施
	梅毒	—	—	—	98 (5)	徳島保健所における性感染症対策事業として行政検査依頼
	麻しん	2	—	—	2 (0)	
その他	溶血性レンサ球菌感染症	1	—	—	1 (1)	
	小児の原因不明の急性肝炎	1	—	—	1 (1)	
合 計		35			132 (31)	

b. 教育機関・福祉施設での感染症発生報告による積極的疫学調査の状況（結核を除く）

	感染性胃腸炎		インフルエンザ		新型コロナウイルス感染症		その他	
	報告数	訪問支援	報告数	訪問支援	報告数	訪問支援	報告数	訪問支援
令和元年度	9	7	127	4			2	2
令和2年度	7	3	0	0	3		0	0
令和3年度	19	4	0	0	60	37	21	0
令和4年度	8	0	12	0	276	84	4	0
令和5年度	13	8	62	0	232	38	7	0

③感染症に関する健康教育

管内の関係機関からの依頼により、感染症に関する健康教育を実施し、感染症予防に関する普及啓発を実施しています。

	回数	再掲（回数）			受講者数
		結核	エイズ	新型コロナ	
令和元年度	15	7	4		646
令和2年度	6	1	0	5	282
令和3年度	3	0	0	3	611
令和4年度	3	1	1	1	112
令和5年度	9	2	1	6	530

④感染症に関する人材育成

健康危機事象発生時に備えて、徳島県が徳島県看護協会へ委託し、IHEATの人材育成を行っています。徳島保健所では、徳島県看護協会と連携し、新規登録者向け研修の講師を務めています。

また、令和5年度は、厚生労働省「健康危機対処計画（感染症）」策定・実践モデル事業を実施し、令和3年から養成してきたIHEATの全登録者に向けたフォローアップ研修を実施しました。

研修名	研修内容	受講者数
新規登録者向けIHEAT研修 (徳島保健所実施分)	・保健所の役割や業務について ・積極的疫学調査について ・ハイリスク施設における感染対策及びクラスター対応、施設調査	20名
全登録者向けフォローアップ研修	・保健所業務、IHEATの役割について ・新型コロナウイルス感染症対応報告 ・最近流行している感染症対策及び標準予防策に基づいた感染対策 ・立入指導の実際及び施設指導訓練 ・感染対策に関する実技訓練	26名

⑤感染症に関する相談

a. HTLV-1抗体検査陽性者の相談

管内のHTLV-1抗体検査陽性者(主に献血において指摘された方など)への相談を実施しています。

	件数
令和5年度	0

b. 新型コロナウイルス感染症の相談

有症状者の方や不安のある方の相談には、保健所や受診相談センターが対応し、必要な方を医療機関等へ確実につなぐとともに県民の方の不安を解消することで感染拡大予防を図っています。

	件数
令和5年度	1,168

(3) エイズ予防

厚生労働省エイズ動向委員会によると、わが国における令和3年（2021年）の新規HIV感染者数は742件、新規エイズ患者数は315件、両者を合わせた新規報告件数は1,057件でした。徳島保健所ではエイズ相談・抗体検査や、若年層や個別施策層などターゲットに合わせた予防に関する普及啓発を行っています。

①エイズ相談・抗体検査

徳島保健所では昭和61年度から無料匿名でHIV抗体検査・相談を開始しました。平成18年度からは即日検査、平成20年度からは夜間検査を取り入れました。令和2年からのCOVID-19の流行により検査を一時中止しましたが、令和4年6月から段階的に再開し、令和5年度は検査件数が増加傾向にあります。相談・検査体制の整備によって、感染の早期発見とエイズ・性感染症に関する啓発を推進し、感染予防とともに感染者の不安の軽減に努めています（無料・匿名・予約制・結果判明まで約30分）。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	737	353	165	270	423
（電話）	(203)	(149)	(99)	(186)	(228)
（来所）	(527)	(204)	(65)	(81)	(195)
（メール等）	(7)	(0)	(1)	(3)	(0)
即日検査件数	507	166	52	77	189
（うち定期外及び夜間検査）	(51)	(11)	(4)	(0)	(6)
一次スクリーニング判定保留	5	1	1	0	2
確認検査受検者	5	1	1	0	1
確認検査陽性者	2	0	0	0	1

※発生動向調査による届出数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後天性免疫不全症候群	4	2	3	3	3

②啓発事業

エイズに対する正しい知識の普及を目的とした、啓発活動を行っています。

a. エイズ予防啓発等

開催日	場所等	内 容
令和5年6月1日 ～6月7日	徳島保健所 団体活動場所	HIV検査普及週間に合わせ、HIV検査普及啓発ポスターの掲示及び啓発資材の設置
令和5年9月 ～11月	管内中学校、高等学校、大学	学校文化祭に合わせ、HIVとその他性感染症の感染予防と検査相談に関する普及啓発リーフレットの配布
令和5年11月8日 ～12月25日	徳島保健所、管内大学、飲食店、地域団体	世界エイズデーに合わせ、世界エイズデーポスター掲示及び検査案内や感染予防に関する啓発資材の配布

令和5年11月27日	徳島大学口腔保健学科	世界エイズデーに合わせ、HIVとその他性感染症に関する講義及び啓発資材の配布
随時	協力機関	地元ラジオ局で検査案内

6-5) 原爆被爆者対策

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者に対して、被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、各種手当の支給により被爆者の健康の保持増進及び福祉の向上を図っています。被爆者とは被爆者手帳を所持している人をいいます。

【被爆者健康手帳交付の対象】

- ・原子爆弾が投下された際に、法で定められている広島・長崎の各地域において直接被曝した人とその当時その人の胎児であった人。
- ・原子爆弾が投下されてから2週間以内に、救援活動、医療活動、親族探し等のために、広島市内又は長崎市以内に立ち入った人とその当時その人の胎児であった人。
- ・そのほか、多数の死体の処理、被爆者の救護等に従事したために、身体に放射能の影響を受けた人とその当時その人の胎児であった人。

(1) 被爆者一般健康診断実施状況

実 施	対象者数	受診者数	検 診 結 果		
			異常認めず	要経過観察	要精密検査
1 回 目	49	1	0	1	0
2 回 目	48	0	0	0	0

(2) 被爆者健康手帳等申請状況

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被爆者健康手帳	新 規	0	0	0	0	0
	再交付	0	0	0	0	0
	変 更	4	1	0	0	3
第二種健康診断受給者証		0	0	0	0	0

※令和6年3月末現在：被爆者数 47人

6-6) 予防検診活動

C型・B型肝炎ウイルス感染の早期発見を目的に、平成13年7月からウイルス検査を実施しています。また、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業が開始され、平成27年2月より精密検査（初回）や、肝炎治療後の定期検査費用が助成対象になりました。

肝炎以外にも、感染症の疫学的な流行に伴って検査事業を実施しています。

(1) ウイルス性肝炎相談・検査件数（無料実施）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電話相談件数	276	165	254	708	576
来所相談件数	592	100	174	438	394

	B型肝炎検査件数						C型肝炎検査件数					
	男		女		合計		男		女		合計	
	人員	陽性	人員	陽性	人員	陽性	人員	陽性	人員	陽性	人員	陽性
令和元年度	64	0	39	1	103	1	64	0	39	0	103	1
令和2年度	27	0	12	1	39	1	27	0	12	0	39	0
令和3年度	7	1	11	0	18	1	7	0	11	0	18	0
令和4年度	28	0	13	0	41	0	28	0	13	0	41	0
令和5年度	49	0	17	0	66	0	49	1	17	0	66	1

(2) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

年度	初回精密検査							定期検査
	検査費用 申請件数	ウイルス検査実施機関						検査費用 申請件数
		保健所	委託 医療機関	市 町 村 (健康増 進事業)	職域 検査	妊婦 健診	手術前 検査	
令和3年度	7	1	6	0				20
令和4年度	6	0	2	2	0	0	2	30
令和5年度	2	0	2	0	0	0	0	37

(3) 梅毒血清反応検査状況

全国的な梅毒患者数の増加を受け、平成29年度に保健所での検査体制が強化されました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査人員	103	39	12	51	98
陽性	5	0	0	2	5

6-7) アスベスト対策

保健所にアスベスト相談窓口を設置し、地域住民の健康相談等に応じています。

また、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（石綿健康被害救済法）が、平成18年3月27日に施行され、石綿健康被害救済法の認定申請・給付請求の受付をしています。

(1) 相談件数

内 容	健康問題等	建築・資材等	申請手続き等	計
平成28年度	0	0	2	2
平成29年度	1	1	3	5
平成30年度	0	0	2	2
令和元年度	0	0	2	2
令和2年度	5	0	9	14
令和3年度	7	0	17	24
令和4年度	1	0	11	12
令和5年度	3	0	8	11

(2) 石綿健康被害救済法に基づく受付状況

疾 患	中皮腫	肺がん	その他	計
平成28年度	1	0	0	1
平成29年度	1	0	1	2
平成30年度	4	0	0	4
令和元年度	1	1	0	2
令和2年度	3	1	2	6
令和3年度	4	0	0	4
令和4年度	1	0	1	2
令和5年度	1	0	0	1

7 調査研究・学会発表等

レジオネラ症に係る公衆浴場に関する活動報告

真島龍貴 中澤靖宏 河内健 桑島祥暢 多田久代

所属 徳島県東部保健福祉局＜徳島保健所＞

はじめに

近年、メディア等で国内の旅館において基準値を大幅に超過するレジオネラ属菌が検出された事例が報道され、レジオネラ属菌に対する関心が高まってきた。

徳島県におけるレジオネラ症の年間届出数は、2020年は21件、2021年は23件、2022年は17件と20件前後で推移しており、2016年以降増加傾向となっている。以上を踏まえて、当所でのレジオネラ症に係る公衆浴場に関する活動、及び2022年に立入調査した3施設の結果を報告する。

業務内容

1. 情報入手

(1) レジオネラ症発症者の行動履歴に公衆浴場が含まれる場合、当所感染症・疾病対策担当から情報提供を受ける。その情報提供を受け、該当する公衆浴場に架電し、経緯の説明及び立入調査の依頼を行っている。

(2) 徳島県公衆浴場法施行条例第7条（自主検査）に基づくレジオネラ属菌基準値超過報告を受けた場合についても、同様に立入調査の依頼を行っている。

2. 立入調査

立入調査は本県が策定した「公衆浴場におけるレジオネラ症発生予防のための指導指針」（以下、指針という。）に基づいて実施する。まず、源水・浴槽等の施設の聞き取りを行う。聞き取った情報に基づいて、①定期的な水質検査の実施、②清掃・消毒の実施、③遊離残留塩素濃度の確認（塩素消毒を行っている場合）等の記録の確認を行う。

3. 対応

衛生管理が適切に実施されていない場合は、営業者等に対し指導を行い、レジオネラ症発生予防における衛生対策の自主管理を効果的に実施できるよう動機付けを図る。自主検査の結果、レジオネラ属菌基準値超過が判明した場合、原因の究明を図るとともに、改善報告書の提出を求める。

結 果

情報入手（1）の場合、立入調査を実施した施設は2施設であり、シャワーヘッドの末点検2件、遊離残留塩素濃度（0.4~1.0 mg/L）の不保持2件であった。同（2）の場合、立入調査を実施した施設は1施設であり、集毛器の毎日清掃・消毒の未実施、循環ろ過装置の逆洗浄・消毒（1回/週以上）の未実施、貯湯槽温度（60℃以上）の不保持であることが確認できた。

結 論

公衆浴場は不特定多数の利用者があるため、一度レジオネラ症患者が発生すると、集団感染に発展するおそれがあり、公衆浴場におけるレジオネラ症発生予防のため十分な衛生対策がなされる必要がある。

立入調査の結果、レジオネラ症発生源として公衆浴場が特定することは難しかった。しかし、今後も継続的に立入調査を行い、各施設において公衆浴場法を遵守することで、レジオネラ症発生の未然防止につながることが期待できる。さらに、当所では水質検査機関と連携し、水質検査の実施状況等を確認する取り組みを計画している。

レジオネラ症に係る公衆浴場に 関する活動報告

真島 龍貴 中澤 靖宏 河内 健 桑島 祥暢 多田 久代 佐藤 純子
徳島県東部保健福祉局(徳島保健所)

はじめに

1/8

近年、メディア等で国内の旅館において大幅に基準値を超過するレジオネラ属菌が検出された事例が報道

⇒ レジオネラ属菌に対する関心が高まってきた

レジオネラ属菌とは

- 土の中・河川・湖沼などに生息している細菌
- アメーバなどの原生動物に寄生、20～45℃で増殖
- 冷却塔や循環式浴槽などで増殖
- 人から人へは感染しない

はじめに

2/8

レジオネラ症とは

○ポントティアック熱

主な症状 ⇒ 発熱、寒気、筋肉痛等

特徴 ⇒ 一般的に軽症

○レジオネラ肺炎

主な症状 ⇒ 高熱・呼吸困難、吐き気、意識障害

特徴 ⇒ 急激に重症になり死亡すること

主な感染経路(エアロゾル感染)

- ①入浴施設の配管、貯湯槽内などでアメーバが生息
- ②アメーバ内でレジオネラ属菌が増殖
- ③アメーバが破裂し、レジオネラ属菌が飛び出す
- ④レジオネラ属菌を含むエアロゾルを吸い込んで感染

はじめに

3/8

徳島県におけるレジオネラ症の年間届出数



本発表

レジオネラ症に係る公衆浴場に関する活動
2022年に立入調査した3施設の結果

業務内容

4/8

情報入手

(1)レジオネラ症発症者の行動履歴に公衆浴場が含まれる場合

- ①当所感染症・疾病対策担当から情報提供を受ける
- ②該当する公衆浴場に架電
⇒ 経緯の説明及び立入調査の依頼

(2)徳島県公衆浴場法施行条例第7条(自主検査)に基づく
レジオネラ属菌基準値超過報告を受けた場合

- ①公衆浴場又は水質検査機関から情報提供を受ける
- ②該当する公衆浴場に架電
⇒ 経緯の説明及び立入調査の依頼

業務内容

5/8

立入調査

本県策定の「公衆浴場におけるレジオネラ症発生予防
のための指導指針」に基づき実施

✓ 確認事項

- 原水の種類
- 循環ろ過装置の有無
- 浴槽水の消毒方法
- 定期的な水質検査の実施の有無
- 設備の清掃・消毒の実施の有無
- 遊離残留塩素濃度の確認
(塩素消毒を行っている場合)

施設名	調査日	調査員	確認事項	結果	備考
施設A	2022.01.10	真島 龍貴	原水の種類	〇	
施設A	2022.01.10	真島 龍貴	循環ろ過装置の有無	〇	
施設A	2022.01.10	真島 龍貴	浴槽水の消毒方法	〇	
施設A	2022.01.10	真島 龍貴	定期的な水質検査の実施の有無	〇	
施設A	2022.01.10	真島 龍貴	設備の清掃・消毒の実施の有無	〇	
施設A	2022.01.10	真島 龍貴	遊離残留塩素濃度の確認	〇	
施設B	2022.01.15	中澤 靖宏	原水の種類	〇	
施設B	2022.01.15	中澤 靖宏	循環ろ過装置の有無	〇	
施設B	2022.01.15	中澤 靖宏	浴槽水の消毒方法	〇	
施設B	2022.01.15	中澤 靖宏	定期的な水質検査の実施の有無	〇	
施設B	2022.01.15	中澤 靖宏	設備の清掃・消毒の実施の有無	〇	
施設B	2022.01.15	中澤 靖宏	遊離残留塩素濃度の確認	〇	
施設C	2022.01.20	河内 健	原水の種類	〇	
施設C	2022.01.20	河内 健	循環ろ過装置の有無	〇	
施設C	2022.01.20	河内 健	浴槽水の消毒方法	〇	
施設C	2022.01.20	河内 健	定期的な水質検査の実施の有無	〇	
施設C	2022.01.20	河内 健	設備の清掃・消毒の実施の有無	〇	
施設C	2022.01.20	河内 健	遊離残留塩素濃度の確認	〇	

業務内容

6/8

対応

衛生管理が適切に実施されていない場合

- 営業者等に対し指導を行う
- 発生予防における衛生対策の自主管理を効果的に実施できるよう動機付けを図る

自主検査に基づくレジオネラ属菌基準値超過報告の場合

- 原因の究明
- 改善報告書の提出を求める

結果

7/8

情報入手(1)

レジオネラ症発症者の行動履歴に公衆浴場が含まれる場合

- 立入調査実施施設 2施設
- シャワーヘッド未点検 2施設
- 遊離残留塩素(0.4～1.0 mg/L)の不保持 2施設

情報入手(2)

自主検査に基づくレジオネラ属菌基準値超過報告の場合

- 立入調査実施施設 1施設
- 集毛器の毎日清掃・消毒の未実施
- 循環ろ過装置の逆洗浄・消毒(1回/週以上)の未実施
- 貯湯槽温度(60℃以上)の不保持

結論

8/8

公衆浴場は不特定多数が利用

⇒ 一度レジオネラ症患者が発生すると集団感染のおそれ
レジオネラ症発生予防のため十分な衛生対策が必要

- 立入調査の結果、公衆浴場のレジオネラ症発生源としての特定は難しかった。
- 継続的な調査、各施設における公衆浴場法の遵守により、レジオネラ症発生の未然防止につながることが期待できる。
- 水質検査機関と連携し、水質検査の実施状況等を確認する取組を計画。

精神科病院におけるピアサポーターの活用に関する調査

高嶋葉々 水本絢子 國見ひなた 森愛友美 岩田美枝 三ッ川恵美子 佐藤純子

徳島県東部保健福祉局（徳島保健所）

はじめに

全ての住民が安心して自分らしく生活できるよう県では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け、地域移行等の取組を進めている。

当保健所では、精神科入院患者の退院意欲促進を図ることを目的に、ピアサポーター（以下「ピア」という）が病院へ出向き入院患者との交流事業を実施していた。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、ピアが病院に入れない状況が続いた。そこで、コロナ禍においても入院患者の退院意欲の促進を図るために『ピアサポート通信』（以下「ピア通信」という）を作成し、病院へ配布した。

精神科病院でのピア活用状況や、ピア通信活用状況を把握し、退院意欲促進の効果について評価するため、管内の民間精神科病院へアンケート調査を実施したので報告する。

方法

徳島保健所管内の民間精神科病院を対象に、ピアの活用状況、ピア通信活用状況についてアンケート調査を実施した。

対象：徳島保健所管内の民間精神科病院（10 病院）

回答方法：自記式

調査期間：令和 5 年 9 月 11 日～令和 5 年 10 月 2 日

結果

回答は 10 病院から得られ、回答率 100%であった。

院内で地域移行を進めるために、過去 5 年間でピアを「活用した」は 2 病院、「活用していない」は 8 病院であった。活用した病院のうち、ピアの活用が「有効である」また「退院意欲向上につながった」としている病院は 1 病院であった。

ピアを活用していない 8 病院において、職員がピアの活用について「知っている」は全ての病院であった。そのうち、職員に対してピアの活用について情報提供を「実施している」は 5 病院、「していない」は 3 病院であった。

入院患者がピアの活用について「知っている」は

2 病院、「知らない」は 5 病院、有効回答でないものは 3 病院であった。入院患者に対してピアの活用について情報提供を「実施している」は 4 病院、「実施していない」は 6 病院であった。

ピアを活用していない主な理由としては、「活用する機会がない」、「院内にピアがいない」であった。ピアを活用していない 8 病院のうち、「今後活用を検討している」は 5 病院であった。

ピア通信について、「活用した」は 5 病院と半数であった。そのうち 2 病院がピア通信を個別支援（退院支援）に活用していたが、ピア通信の活用によって、退院意欲向上につながった病院はなかった。

考察

ピアを活用した病院では、ピアとの交流、体験発表により退院後の生活イメージができた等、退院意欲の向上につながり、退院意欲促進の効果があつたと考える。一方、ピア通信を活用した病院の中には、職員がピア通信を用いて個別支援（退院支援）で活用することもあつたが、退院意欲促進につながったケースはなかった。このことから、ピア通信等のツールを用いて病院等の職員が患者への退院支援を実施するのではなく、直接ピアが病院へ出向き入院患者と対面で話し合い、サポートすることが退院意欲の向上につながるのではないかと推察される。

病院職員はピアの活用について知っているものの、「院内にピアがいない」「活用機会がない」などの理由で、ピアを活用していない病院が多かったため、職員のピア活用への理解不足が推察される。

しかし、ピアの活用については今後検討している病院もあり、まずは職員が地域移行や退院支援において、ピアの活用が必要、有効であることを理解することが望まれる。

今後、より多くの病院でピアの活用を広げ、現在退院を考えている患者はもちろん、退院意欲が乏しい患者についても、地域で生活してみたいと少しでも興味を持ってもらえるような、退院意欲促進につながられる事業を進めていきたい。

コロナ禍における保健所の相談体制について

吉次真優 海老名和 鎌田実希子 後藤田芽衣 四宮由貴 手塚侑子
宮上和美 湯浅香苗 田村直美 加治明子 浦西由美 佐藤純子
徳島県東部保健福祉局＜徳島保健所＞

はじめに

国内で初めての陽性者確認後、保健所にて電話相談を開始し、現在に至るまで多種多様な相談に対応した。相談内容の分析と課題の特定により、今後の保健所での相談対応及び体制について考察し、今後の健康危機発生時の対応について検討する。

方法

令和2年1月20日から令和5年5月7日までの電話相談対応票から、各波の特徴的な相談内容及び課題について分析を行った。

結果

相談件数は49,359件であった。

相談内容の項目（重複計上）は、①新型コロナウイルス感染症に関すること（15,331件）、②受診に関すること（10,789件）、③検査に関すること（15,173件）、④県や保健所の対応・対策に関すること（15,173件）、⑤その他（9,705件）であった。

各波の相談状況は表のとおり。

	陽性者数 (人)	相談件数 (件)	特徴や傾向
1～3波 〔R2.2月 ～R3.3月〕	546	14,694	・陽性者や疑似症患者の連絡 ・検査に関する相談 ・県への要望
4波 〔R3.4月 ～R3.7月〕	1,247	1,777	・濃厚接触者に関する相談 ・事業所からのクラスター 対応相談
5波 〔R3.8月 ～R3.12月〕	1,498	1,721	・濃厚接触者に関する相談 ・大規模ワクチン接種開始に 伴う相談
6波 〔R4.1月 ～R4.6月〕	21,296	6,159	・クラスター対応相談 (特に保育所等児童福祉施設)
7波 〔R4.7月 ～R4.10月〕	73,335	17,736	・受診や相談窓口に関する相談 ・救急隊からの搬送先調整依頼 ・SMS運用開始に伴う問合せ ・施設等からのクラスター 対応相談
8波 〔R4.11月 ～R5.2月 以降 R5.5.7 まで〕	45,207	7,272	・受診に関する相談 ・施設等からのクラスター 対応相談

課題及び対応

膨大な相談内容から特に重要なものを抽出した。

○電話相談体制の整備

相談件数の増加に対応するため、応援職員の動員がなされた。統一した対応を図るために、マニュアルの作成及びFAQの公表を行った。令和4年9月とくしま健康フォローアップセンター設置後、保健所への相談件数は減少し、職員の負担軽減に繋がった。

○住民への情報発信

各波を通して、検査や受診、濃厚接触者対応などの相談が多く寄せられ、制度や対応変更時には相談が顕著に増加した。このことから、随時保健所のホームページを更新し、積極的に情報提供を行った。

○クラスター等の施設への対応

施設毎に携帯電話を固定し、直接担当者が対応できる体制とした。また、クラスターの多発を受けて、施設の力を底上げできるような支援が課題となり、濃厚接触者の特定や施設内感染対策に関する指導や情報提供を行った。

○夜間・救急への対応

昼夜問わず自宅療養者からの受診希望の連絡や、救急隊からの搬送調整依頼が増加した。医療逼迫により緊急性が低い場合は受診調整が困難となり、1件あたりの対応に要する時間が長くなり、職員の負担は大きくなった。夜間電話相談件数増加時には夜勤体制(2名)をとり、職員の心理的負担の軽減と休息時間の確保に努めた。

考察

住民の不安軽減にはリアルタイムな情報提供が重要であり、アクセスしやすいホームページや、情報弱者にも配慮した多様な媒体の活用が有効と考える。また、膨大な相談対応や夜間休日を問わない受診調整等、迫り来る問題にその都度対応してきたが、先を見据えた対応ができるよう、健康危機発生時に備えて、平時からBCP策定等の準備を行い、関係機関との連携や外部委託を含む体制整備が必要である。

梅毒発生届及びアンケートからみた課題と対策

後藤田芽衣 吉次真優 手塚侑子 鎌田実希子 四宮由貴 宮上和美

湯浅香苗 田村直美 加治明子 浦西由美 佐藤純子

徳島県東部保健福祉局〈徳島保健所〉

はじめに

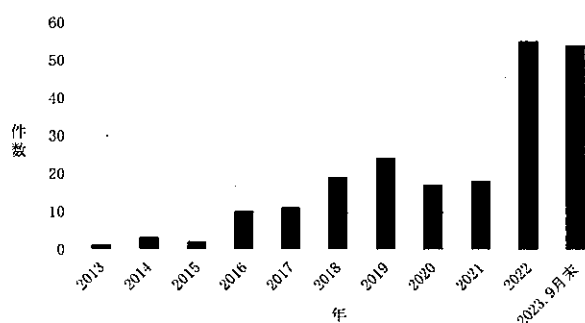
梅毒は全国的に増加傾向にあり、感染拡大防止と患者の早期発見・早期治療を同時に進めることが重要である。今回、徳島保健所管内での発生動向及び保健所での梅毒検査受検者の傾向を分析し、今後の検査体制について検討したので報告する。

方法

- 1) 徳島保健所受理の梅毒発生届の分析
対象期間：2013年1月～2023年9月
対象者数：214件
- 2) 徳島保健所梅毒検査受検者アンケート調査
対象期間：2020年4月～2023年9月
対象者数：178名
検査日時：毎週火曜10時～11時(実名・予約制)

結果と考察

＜梅毒発生届年次推移＞



＜発生届分析結果について＞

2013年1月～2023年9月末の発生届の総数は214件であった。2015年までは毎年3件以下であったが、2016年以降10件を超え、2022年では54件と急増した。2020年～2021年の発生数減少はコロナ禍の受診控えが影響していると考えられた。

【年代】年代別では、20代が56件(26.2%)、30代が45件(21.0%)、40代が49件(22.9%)、50代が21件(9.8%)で、全体の約80%を占めていた。

【病型】病型では、早期顕症梅毒Ⅰ期が87件

(40.7%)、Ⅱ期が70件(32.7%)、晩期顕症梅毒1件(0.5%)、無症候が56件(26.2%)であった。早期顕症梅毒が7割を超えていることから、症状がある人の多くは、医療機関で検査できていると考えられた。

【HIVとの合併】2019年1月から発生届の項目に追加された「HIV感染症合併の有無」については、168件中、「有」3件(1.8%)、「無」47件(28.0%)、「不明」118件(70.2%)であった。梅毒は感染後比較的早くから症状が現れ、他の性感染症の重複感染の可能性もあるため、他の性感染症の同時検査ができる検査体制は早期発見や感染拡大防止のために効果的であると考えられた。

＜アンケート調査結果について＞

2020年4月～2023年9月の梅毒検査受検者は178名、陽性者は4名であった。年代別では20代が25.3%、30代が25.8%、40代が18.5%、50代以上が22.5%であった。受検者の年齢層や予約の利便性から、電子申請での受付や匿名受検を可能にすることも受けやすい検査体制に繋がると考えられた。

2022年の発生増加に伴い、2023年度に新たに追加したアンケート項目「コンドームの使用」では、61名中、「最初から」18名(29.5%)、「途中から」14名(23.0%)、「たまに」13名(21.3%)、「全くなし」7名(11.5%)であり、感染リスクの高い性行動が受検動機に関与していると考えた。

おわりに

徳島保健所管内でも、梅毒の発生届が増加しており、HIVとの合併もみられたことから、保健所での検査体制に加えて、身近な医療機関や民間の検査機関を活用した梅毒を含む性感染症の同時検査体制の整備が重要である。このことは、個人の早期発見や早期治療に繋がるだけでなく、地域での感染拡大防止に繋がると考える。今後も各保健分野と連携した地域保健活動を通じ、梅毒を含む性感染症の予防方法等正しい知識の普及に努めていく必要がある。

在宅人工呼吸器装着児への自立支援と課題 ～「分身ロボットOriHime」を活用した社会参加促進支援に関する活動報告～

寺内園佳 山尾陽 大西里奈 海老名和 辻輝美
田村直美 大西多喜夫 加治明子 浦西由美 佐藤純子

徳島県東部保健福祉局＜徳島保健所＞

はじめに

現在、日本では医療の高度化に伴って、医療的ケア児は増加傾向にある。徳島保健所管内において、在宅人工呼吸器療法を行う医療的ケア児は、平成30年3月末時点では0名であったが、令和5年9月末時点では5名となった。

在宅における医療的ケア児の増加に従い、在宅医療及び福祉サービスの需要は高まってきている。特に、幼少期から慢性的な疾病に罹患している児童においては、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られることから、教育分野とも連携した地域支援の充実が求められている。

そこで今回「分身ロボット OriHime」（以下、OriHime）の活用をきっかけとして、社会参加活動に広がりをもた一事例について報告する。

対象者概要

対象者：A氏 14歳 男児

特別支援学校中等部2年生

経過：生後8か月頃からけいれん発作出現。

小児慢性特定疾患と診断。平成30年人工呼吸管理開始。令和2年在宅療養開始。

支援内容：訪問学級週3回、訪問看護週7日、

訪問介護週3日、車両移送型移動支援

倫理的配慮

個人情報保護と発表について対象者に説明し承認を得た。また、開示すべき利益相反はない。

活動内容

徳島県では令和2年度より「分身ロボット!!難病患者社会参加促進事業」を実施している。具体的な活動内容としては、OriHimeを利用して学校行事への参加促進や社会交流の機会を促進し社会参加へ導く支援を行っている。

【令和2年度】OriHimeの導入を開始。OriHimeを利用して特別支援学校小学部の卒業式に参加。

【令和3～4年度】OriHimeを利用し、令和3年度以降毎年文化祭や体育祭などの学校行事に参加し、同学年の生徒と交流。支援継続中に、保護者から「特別支援学校高等部卒業後は教育的な社会とのつながりが少なくなる」「家族や医療従事者以外の人との

関わりや楽しみを持てる機会がないか」と相談あり。支援サービスの充実のため市町村障害福祉担当と保護者の協議の場を設けた。

【令和5年度】保健所が県内のB大学の学生ボランティアサークル活動を把握。A氏母親の同意のもと、在宅人工呼吸器装着児との交流ボランティアを学生に提案。学生の活動意欲は前向きで、保険加入、事前研修、大学教員のサポートや他機関との連携を経て交流の場を設けた。交流内容としてはA氏の好きなケーキの買い物をOriHimeを使って行った。

考 察

在宅人工呼吸器装着児のように年少期から慢性的な疾患により、社会交流が思うように得られない場合がある。

今回、ケーキ屋への買い物後学生と共に訪問した際、A氏は顔面紅潮するほどの笑顔で興奮していた。A氏の母親から「年齢の近い学生を見た瞬間、笑顔になって喜んでいた」「この体験は親子の生きがいに繋がるので継続してほしい」等の意見があった。また、学生ボランティアからは「医療的ケア児に限らず、内向的な児童に対しても、表情等から児童の体調を把握できるようにしたい」「今後のボランティアの中で、どのような交流ができるかしっかり考えたい」等の意見があった。

このように、児は同世代の人との交流や社会参加の機会、学生としては在宅人工呼吸器装着児への理解が深まり、双方にとって貴重な学びの機会となった。

今後、さらなる在宅人工呼吸器装着児の地域支援の充実に向けて、医療・福祉・教育などの専門的な関係者のみならず、学校や地域のボランティア団体などの地域組織と連携し、在宅人工呼吸器装着児が地域コミュニティと繋がりを持てるよう体制を整備していく必要があると考える。

結 論

医療的ケア児及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、思い・ニーズに寄り添った支援を心がけ、平時からきめ細やかな関係者との連携した支援体制の構築・強化を図っていきたい。

人工呼吸器装着児への支援と課題 ～徳島保健所における在宅支援の現状をふまえて～

徳島県東部保健福祉局＜徳島保健所＞

○大西里奈 海老名和 寺内園佳 後藤田芽衣 山尾 陽 吉次真優
手塚侑子 鎌田実希子 四宮由貴 宮上和美 辻 輝美 湯浅香苗
田村直美 大西多喜夫 加治明子 浦西由美 佐藤純子

1.はじめに

現在、日本では医療の高度化に伴って、医療的ケア児は増加傾向にある。2020年の厚生労働省「医療的ケア児者とその家族の生活実態調査報告書」では、医療的ケア児の人口は、全国に約1万8千人と推計されている¹⁾。徳島保健所管内において、在宅人工呼吸器療法を行う医療的ケア児は、平成30年3月末時点では0名であったが、令和5年3月末時点では4名となった。

このような状況に伴い、在宅医療的ケア児における在宅医療及び福祉サービスの需要は高まっている。しかし、小児向けの福祉制度及びサービスは、高齢者向けと比較すると不足している現状がある。福祉分野のみならず、在宅療養児やその家族、支援者が直面する課題は多岐にわたる。

徳島保健所では、在宅人工呼吸器療法を行う小児慢性特定疾病医療費受給者の支援に取り組んでいる。そこで、徳島保健所におけるこれまでの支援から、在宅療養児に関する共通課題を整理し、それらの課題解決に向けて必要な今後の支援や望まれる社会環境について検討したので、報告する。

2. 目的

徳島保健所管内における在宅人工呼吸器療法を行う医療的ケア児（以下、在宅人工呼吸器装着児）とその家族へのこれまでの支援内容及び課題を抽出し、今後の支援及び取組を検討することを目的とした。

3.支援内容

徳島保健所における在宅人工呼吸器装着児への主な関わり内容は、図1のとおりである。保健所は、小児慢性特定疾病医療助成制度の窓口となっており、この申請をきっかけに支援介入が始まるケースが多い。

図1 徳島保健所における主な関わり

3.支援内容

＜保健所の主な関わり（在宅人工呼吸装着児4名の事例より）＞

- ★ 小児慢性特定疾病医療助成制度の申請窓口
- ★ 定期的な訪問及び電話による現状把握・相談対応
- ★ 災害対策に関すること
- ★ 社会参加の促進
- ★ 研修会の開催
- ★ 関係機関との連携



災害対策に関する支援については、図2のとおりである。自然災害が多発する昨今、災害時の電源確保が危惧されている。そのような危機事態を防ぐため、対象となる方に、徳島県が実施する「在宅重症難病患者非常用発電機配置点検業務」のもと、自家発電機の貸出を行っている。自家発電機使用時は注意すべき点があるため、自家発電機の貸出とあわせて、徳島保健所が作成した取扱説明書（図3）を渡し、説明を行っている。また、事故のない安全で円滑な使用につなげるため、保護者や支援者らと自家発電機稼働訓練にも取り組んでいる。

図2 災害対策に関すること

★災害対策に関すること

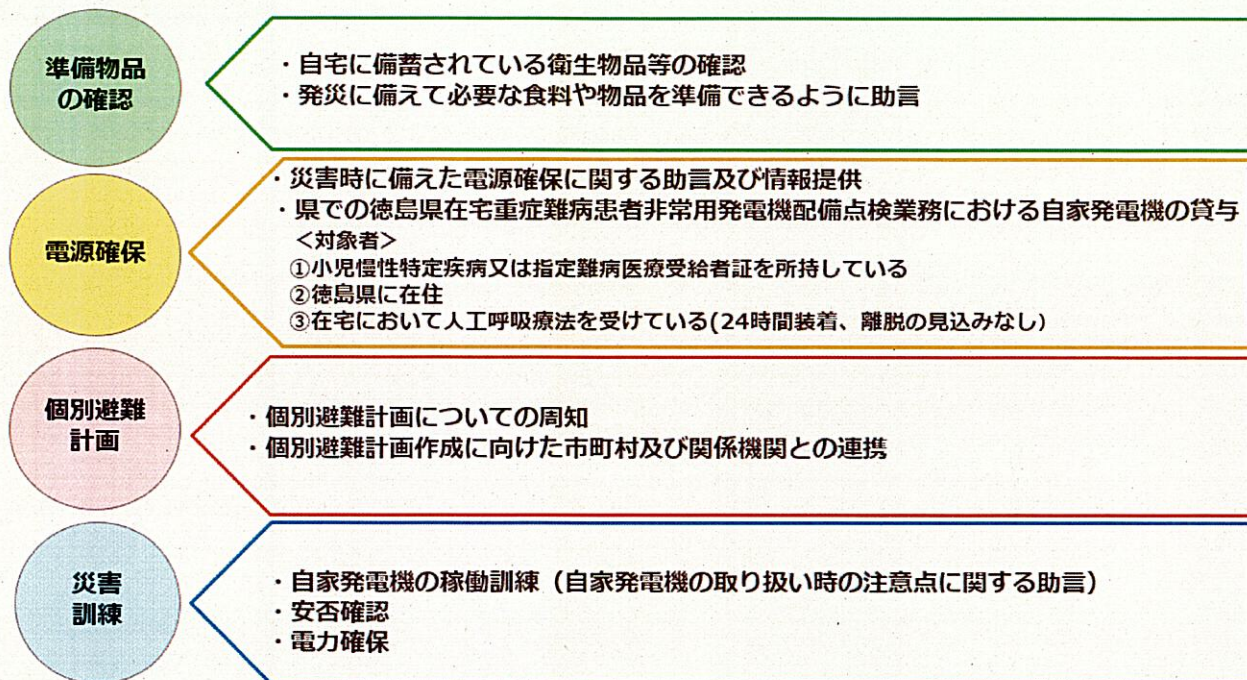


図3 自家発電機取扱説明書（徳島保健所作成）

（一部抜粋）自家発電機の取扱説明書 徳島保健所作成

【始動のしかた】

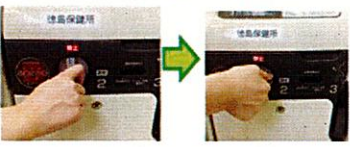
⚠ 注意すること

- ◎必ず水平な場所で、縦置きにして始動させる。
- ◎屋内では使用しない。
(一酸化炭素中毒になる可能性あり)
- ◎外気温 5～40℃にて使用する。
- ◎雨等の水に濡れないようにする。
(感電や漏電する可能性あり)

①平坦な場所で、縦置きにする。



②エンジンスイッチを「運転」の位置にする。



③始動グリップを静かに引いて、重くなるところで止める。
次に、矢印方向に強く引っ張る。



④エンジンがかかったら接続電気機器のスイッチが切られていることを確認し、コンセントへ使用機器のプラグを差し込む。



⚠ その他注意すること

◎使用中、使用後しばらくは排気口は非常に熱くなっているため、触らない。



◎ガスボンベを抜いた後もしばらくは自家発電機内にガスが溜まっている。
ガスボンベを抜いた後も自家発電機を始動させて、自然に停止するまで待つ。自然に停止した後にエンジンスイッチを「停止」の位置にする。



また、徳島県には「分身ロボット!!!難病患者社会参加促進事業」があり、「OriHime (オリヒメ)」というロボットを用いて、在宅療養児の社会参加につなげられるよう取り組んでいる(図4)。

「OriHime」を利用して学校行事などに参加した例

がある。

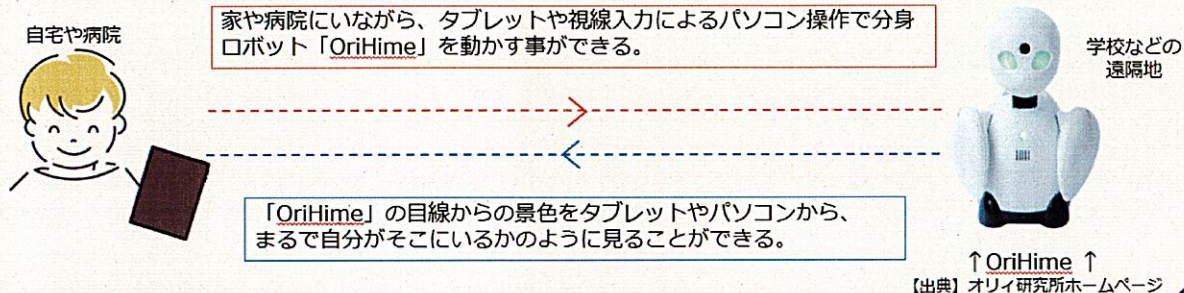
「OriHime」利用者たちからは、「人と交流できる機会ができて嬉しい」「気持ちを表現できる」などの感想をいただいている。

図 4 社会参加の促進（分身ロボットオリヒメ）

★ 社会参加の促進（分身ロボットオリヒメ）

分身ロボット!!! 難病患者社会参加促進事業

入院や在宅療養中の、移動に制約のある難病患者や小児慢性特定疾病患者に対し、分身ロボット「OriHime」を用いて、それぞれの対象者が希望する社会参加の実現につなげる事業



<これまでの活用例>

- ・卒業式や体育祭、文化祭への参加
- ・お店での買い物

4. 結果

在宅人工呼吸器装着児への関わりを通して、図 5 及び図 6 に示す課題が明らかになった。在宅人工呼吸器装着児は、24 時間の見守りや医療的ケアが必要であるため、両親等の家族への負担は大きいと考えられた。介助者である家族は、睡眠不足であることが多く、家族自身の健康管理も課題である。家族のレスパイトのためにも、デイサービスやショートステイの利用が望ましく、小児向けの在宅サービスの需要は高まっている。しかし、小児の医療的ケアに対応できる事業所などの福祉サービスや医療が不足している現状である。

社会交流の機会が少ないことも課題のひとつである。子どもは、成長の過程で、様々な体験が成長につながることから、様々な経験を得られる機会が多いことが望ましい。また、支援学校などの高等部卒業後に、教育を受けたり社会交流できたりする機会が急激に減少し、本児の楽しみや生きがい体験も減少するのではないかと悩まれる家族は多い。

近年、全国的に自然災害は多発している。在宅人工呼吸器装着児の家族にも災害に対して危機感

を持っている方が多い。災害時は自助が基本となり、発災後の数日間を自宅で過ごすことができる環境を整えておくことが大前提となる。しかし、災害に備えた準備が不十分なケースが見受けられた。災害時の停電は、在宅人工呼吸器装着児にとって、命へ危険を及ぼす可能性がある。そのため、災害への備えを整えることは、早急に解決すべき課題である。

令和 3 年には災害対策基本法が改正され、災害時個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったが、策定率は低い。個別避難計画自体について知らない家族も多いため、認知度と策定率をともに上げていくことが課題である。また、災害発生時は自助及び共助が基本となるため、地域住民とのつながりが重要である。しかし、近年、地域とのつながりは希薄化している。平時から地域とのつながりを持つことも、課題であると考えられる。普段から地域の住民と顔の見える関係であることで、災害等の緊急時に協力を得られることが期待される。

図 5 課題 I

	課題
医療	・人工呼吸器装着児を診る医療の受け皿が少ない。 ・学校における看護師の配置や訪問看護の受入れ体制が不十分。 ・24時間通して見守りやケアが必要である。家族の負担も大きい。
福祉	・重症心身障害児を対象とした福祉制度が整っていない。 ・医療的ケアに対応可能な施設が少ない。 ・小児向けのデイサービスやショートステイ等の施設が不足。 ・外出に伴って必要な移動に関するサービスなどが不足。 ・サービスの種類が少ない。
社会交流 発達・教育	子どもは 成長していく存在  ・両親同士の交流の場が少ない。 ・地域とのつながりが希薄な場合がある。 ・高等部卒業後の社会交流・教育を受ける機会が急激に減少。 ・様々な体験ができる機会が少ない。

図 6 課題 II

	課題
災害	・災害に対しての危機意識はあるものの、備えが十分にできていない場合が多い。 ・災害発生時の連絡体制が十分に整っていない。 ・個別避難計画の認知度及び策定率が低い。 ・地域の住民組織からの協力体制が整っていない。 
関係者間の連携	・医療・福祉・行政・教育・地域のコミュニティの全体的な連携不足。 ・支援体制及び制度が十分に整っていない。
その他	・高齢者と比較して、人工呼吸器を装着した子どもが地域で生活していることは多く知られていない。 ・家族自身の健康管理が不十分。

5. 考察

4 で挙げた課題の解決に向けて、必要な今後の取組や望ましい地域社会について、図 7 及び図 8 のとおり考える。

図 7 今後の必要な取組 I

今後の必要な取組

 **普段の関わり**

- ・ 本児及び家族のニーズを把握する
- ・ 成長の段階に合った関わり
- ・ 家族の健康面への継続的な配慮（健康診断受診への勧奨）

 **普及・啓発**

- ・ 様々な立場の人たちに、地域で暮らす在宅療養児について知ってもらう
- ・ 子どもやその家族のおかれている状況や正しい知識を周知
- ・ 個別避難計画についての周知



図 8 今後の必要な取組 II

今後の必要な取組

 **環境・体制**

- ・ 医療ケアを必要とする子どもやその両親同士が交流できる場づくり
- ・ 地域との日常的な関わりを促す
- ・ 福祉サービスの充実
- ・ 災害発生時に備えた体制整備
- ・ 児の成長につながるような体験機会をつくる

 **連携**

- ・ 医療・福祉・行政・教育・地域の連携
- ・ 本児に関わる関係者の顔の見える関係づくり
- ・ 個別避難計画策定に向けた市町村及びその他の関係者との連携



各々の機関が単独的に課題解決に向けて動くだけでは、課題の解決につながらないを考える。多岐にわたる課題解決のためには、本児や家族に関わる様々な関係者の連携が必須である。実際、支援者から「他の専門職者との連携が必要と感ずることがあるが、思うように連携できていない現状

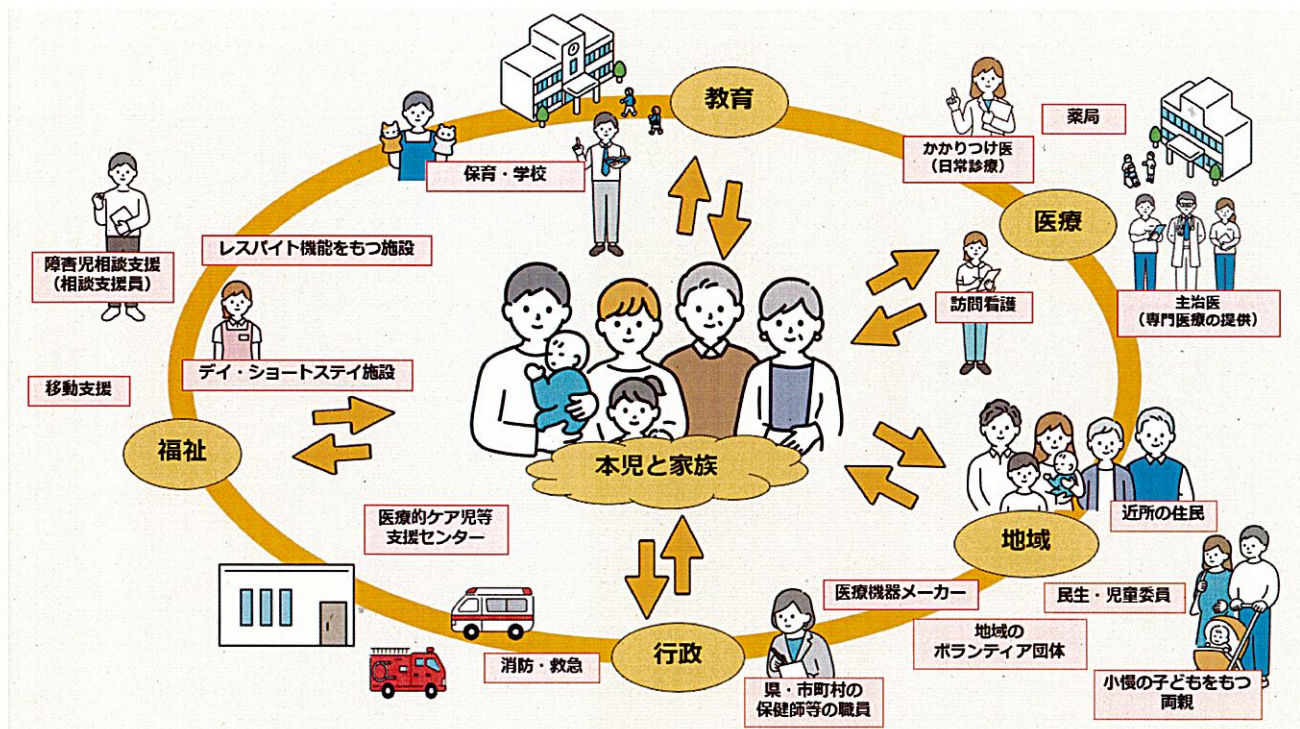
がある」と聞くこともあった。早期課題解決や制度及び社会環境の充実のためには、他職種の連携が必須である。また、医療・福祉・教育などの専門的な関係者のみならず、町内会やボランティア団体など地域組織とのつながりを持つことも重要である。そのため、本児や家族自身が地域コミュニ

ティとつながりを持てるように支援していくことも必要と考える。

6. おわりに

在宅人工呼吸器装着児の「学校に行きたい」「学びたい」という思い、そして家族たちの「睡眠時間や趣味の時間が欲しい」といった些細でありながら、大きな希望が叶う社会を実現するためには、多くの人の協力が必要である。このような社会を実現させるためには、地域全体で関わる姿勢が重要である。

図9 地域連携のイメージ



【引用文献】

1) 厚生労働省：厚生労働省令和元年度障害者福祉推進事業 医療的ケア児者とその家族の生活実態調査報告書，<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653544.pdf>，

2020

新型コロナウイルス感染症による給食施設への影響について

都築萌子¹⁾ 三木真実子²⁾ 播紀子¹⁾ 竹谷水香¹⁾ 佐藤純子¹⁾

所属 1) 徳島県東部保健福祉局<徳島保健所>

2) 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部<美馬保健所>

はじめに

徳島保健所管内には、県内給食施設の約 63%が位置している。

給食施設の栄養管理指導については、県健康増進計画の健康徳島 21 において、食環境整備の観点から「栄養指導を実施している施設の割合」を目標に設定し取り組んでいるところであり、今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による給食施設への影響について検討したため報告する。

方 法

徳島県では、健康増進法第 24 条第 1 項に基づき、給食施設を対象に毎年 11 月を報告月とする給食及び栄養管理に関する状況調査（以下、状況調査）及びアンケート調査を実施している。

令和 3 年度のアンケート調査ではコロナ禍の給食施設への影響を把握するため、①給食運営の変化、②栄養相談・栄養指導の変化、③厨房職員出勤停止への対策、④感染者への食事提供対策、⑤課題解決への工夫を設問とした。今回、アンケート調査結果を、状況調査で把握している栄養指導実施状況と合わせて検討した。

結 果

令和 3 年度の状況調査、アンケート調査ともに、回収率は 100% (444 施設) であり、対象施設の属性は、学校 80 施設、病院 78 施設、介護老人保健施設 81 施設、保育所・児童福祉施設 152 施設、社会福祉施設 22 施設、事業所・その他 31 施設であった。

(1) 状況調査による栄養指導の状況

徳島保健所管内給食施設における栄養指導率は、コロナ禍前には 67.9% (H26) から 69.8% (R1) と増加傾向であったが、コロナ禍となってからは 68.1% (R2)、61.3% (R3)、58.4% (R4) と大きく減少した。

(2) アンケート調査によるコロナ禍の影響

給食運営等の変化として、会議等が増加した施設が 57.7%、作業工程等の増加が 50.2%、衛生費の増

加が 59.5%との回答があった。

栄養相談・指導等について、約 2 割の施設が変化なしと回答した一方で、学校 86.3%、保育所等 60.3%が試食会・実習等を中止したと回答した。また、病院での個別指導では対応を減らしたり工夫して実施したと回答した施設が約 3 割であった。

厨房職員が出勤できなくなった場合への対策としては、備蓄の充実 23.1%、外部支援先の確保 21.7%、手順書の作成・見直し 20.6%との回答である一方、18.6%が特になしの回答であった。

感染者等への食事提供対策としては、ディスプレイにより対策した施設 33.5%、衛生用品により対策した施設 38.0%の回答であり、通所施設と比べて病院、福祉施設等の入所施設の方が、対策を実施した施設が多かった。

結 論

施設の持つ特性の違いから、コロナ禍が与えた給食施設への影響は施設の種類により大きく異なっていたが、共通する特徴として、栄養指導の実施が減少し、感染対策の会議の増加、衛生用品の購入による支出が増えていた。新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後、各施設においては、コロナ禍以前の栄養指導状況に戻しつつあるが、施設からは「現状の感染対策をいつまで続けるべきか」「他施設の感染対策の状況はどうか」という意見があり、各施設に判断を委ねられる現状に苦慮している状況であった。そのため令和 4 年度から、施設に対して、今回の調査結果の情報共有を行うとともに、アフターコロナをテーマに各種研修会を実施する等、取組をすすめている。

保健所としては、低下した栄養指導率をコロナ禍前の水準に早期に戻し、健康徳島 21 の目標値である 70.0%を数値目標とし啓発等に取り組むことで、県民が食育や栄養指導を受けられる適切な環境を確保し、健康の保持・増進につなげられるよう今後もアプローチしていく。